



ここのえこども計画

～第3期ここのえ子ども・子育て支援事業計画～

令和7年3月

九重町

はじめに

こどもたちは、町の未来を担う大切な存在です。こどもたちが健やかに成長し、幸せに暮らせる町をつくることは、私たち大人の大切な使命でもあります。

九重町では、2015年に「第1期ここのえ子ども・子育て支援事業計画」、2020年に「第2期ここのえ子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援の充実に取り組んできました。

この間、「こども家庭センター」の開設、保育の充実や質の向上に努めるなど、さまざまな支援を進めてきました。

しかし、少子化の進行、共働き家庭の増加、地域のつながりの希薄化などにより、「子育ての負担が大きい」「孤立しがち」「頼れる場所が少ない」という声が増えているのも事実です。

そこで、2024年度で前計画の期間が終了することを機に、新たに「ここのえこども計画（第3期ここのえ子ども・子育て支援事業計画）」を策定しました。

「こどもは小さな大人ではなく、小さな人間である。」（ジャン・ジャック・ルソー）
こどもは、それぞれの個性や成長のペースを持っています。そのため、すべてのこどもが自分らしく育つことができるよう、社会全体で支えていくことが重要です。

この計画では、

1. こどもの健やかな成長
2. 地域における子育て支援
3. 安心・安全な子育て環境の整備

を重点的に進めていきます。

こどもは社会全体で育てるもの。安心してこどもを産み、育てられる環境を整えることで、「九重町で子育てしてよかった」と思える町を目指します。

こどもたちが持っている無限の可能性を伸ばし、夢を持って成長できる町を、みなさんと一緒につくっていきたいと思います。

最後に、この計画を作るにあたり、「ここのえ子ども・子育て支援会議」の皆さまをはじめ、アンケート調査にご協力いただいた町民の皆さま、関係者の皆さまに心より感謝申し上げます。

子育ては、一人で頑張るものではありません。こどもたちの未来のために、これからも一緒に支え合いながら、みんなで温かい町をつくっていきましょう。

令和7年3月

九重町長 日野康志



目次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景	2
2. 計画の位置づけ	5
3. 計画の期間	6
4. 計画の対象	6
5. 計画の策定体制	7
第2章 九重町のこどもと家庭を取り巻く状況	9
1. データからみえるこどもと家庭を取り巻く状況	10
2. アンケート調査結果からみえるこどもと家庭を取り巻く状況	16
3. 前計画の評価	41
4. 第2期子ども・子育て支援事業計画の評価	53
5. 課題の整理	57
第3章 計画の基本的な考え方	59
1. めざす姿	60
2. 基本理念	60
3. 基本目標	61
4. 基本的な視点	61
5. 計画の体系	62
第4章 施策の展開	63
基本目標1 妊産婦・乳幼児における保健の充実	64
基本目標2 妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の充実	66
基本目標3 乳幼児期における教育・保育の提供	68
基本目標4 グローバルに考え、ローカルに行動できるこどもを育む学校教育の推進...	70
基本目標5 学校・家庭・地域が一体となった開かれた学校づくりの推進.....	73
基本目標6 安心・安全な学校づくりの推進	75
基本目標7 地域における子育て支援サービスの充実	77
基本目標8 配慮を要するこども等へのきめ細やかな取り組みの推進.....	80
基本目標9 こどもを巻き込む事故・犯罪0の取り組みの推進	86
基本目標10 仕事と子育ての両立支援	88
基本目標11 子育て家庭への経済的支援	89

第5章 子ども・子育て支援事業計画	91
1. 教育・保育の提供区域について	92
2. 保育の必要性の認定について	93
3. 給付対象としての認可と確認	95
4. 教育・保育の量の見込みと確保方策	95
5. 地域子ども・子育て支援事業の充実	107
6. 産後の休業・育児休業後の施設の円滑な利用の確保	116
7. こどもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県施策との連携.....	116
8. 労働者の職業生活と家庭生活との両立のために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携	119
9. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	119
第6章 計画の推進に向けて	121
1. 推進組織	122
2. PDCAによる点検	123

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景

急速な少子化の進行や、子育て家庭の孤立、待機児童問題等、子ども・子育てをめぐる様々な課題を背景として、平成27年度から始まった「子ども・子育て支援新制度」では、子育てをしやすい社会の実現のため、幼児期の学校教育・保育や地域の子ども・子育て支援を推進することとしています。

市町村は、これらの子ども・子育て支援の実施主体として、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画的に事業を展開する役割を担っており、本町においても、平成27年度に「第1期ここのえ子ども・子育て支援事業計画」「九重町次世代育成支援対策推進行動計画（後期）」、令和2年度に「第2期ここのえ子ども・子育て支援事業計画（次世代育成支援対策推進行動計画含む）」（以下、前計画）を策定し、教育・保育の充実や地域のニーズに応じた様々な子育て支援策を行ってきました。

しかし、近年我が国では、こどもの貧困、虐待、いじめ、不登校、ひきこもり、若年無業者（ニート）など、こども・若者に関する新たに課題が浮き彫りとなり、早急な対策が求められています。

国では、平成22年4月に「子ども・若者育成支援推進法」を施行し、同年7月には、同法に基づき「子ども・若者ビジョン（子ども・若者育成支援推進大綱）」を策定して、さまざまな取り組みを進めています。

また、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、同年8月には、こどもの貧困対策を総合的に推進するための「子供の貧困対策に関する大綱」を策定しています。そして、令和5年4月には、こども政策を強力に推進していくための新たな司令塔として「こども家庭庁」を設置するとともに、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法である「こども基本法」を施行しました。さらに、同年12月に、こども政策の基本的な方針等を定めた「こども大綱」及び次元の異なる少子化対策を具体化した「こども未来戦略」が閣議決定され、こどもたちが安心して成長できる社会の実現をめざすこととしています。

本町においては、前計画の計画期間が令和6年度で終了することから、近年の国の動向や社会状況等を踏まえて、すべてのこどもが生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長し、その権利の擁護が図られ、幸せな生活を送ることができる社会をめざして、新たな5年間の計画として、「ここのえこども計画（第3期ここのえ子ども・子育て支援事業計画）（以下、「本計画」という。）を策定するものです。

■近年の子ども施策に関する国の動向

年月	法令等の動き	内容
令和4年 (R6.4.1 施行)	児童福祉法の改正	○子ども家庭センターの設置（児童福祉と母子保健の一体的支援を行う機能を有する機関） ○訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設 等
令和5年 4月1日	子ども家庭庁の創設	子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための新たな司令塔として、子ども家庭庁を創設
令和5年 4月1日	「子ども基本法」の施行	市町村は、国の大綱と都道府県子ども計画を勘案して、市町村子ども計画を作成するよう努力義務が課せられる（第10条）
令和5年 6月2日	子どもの自殺対策緊急強化プランのとりまとめ	「リスクの早期発見」、「適格な対応」、「要因分析」により、「子どもが自ら命を絶つことのない社会の実現」を目指す
令和5年 12月22日	子ども大綱 閣議決定	「子どもまんなか社会」～全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～の実現
	子ども 未来戦略の策定	～「日本のラストチャンス」2030年に向けて～ 3つの基本理念 (1) 若い世代の所得を増やす (2) 社会全体の構造・意識を変える (3) 全ての子ども・子育て世帯を切れ目なく支援する
	幼児期までの子どもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）閣議決定	目的：全ての子どもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に幸せな状態）の向上
	子どもの居場所づくりに関する指針の策定	4つの基本的な視点 【ふやす】～多様な子どもの居場所がつけられる～ 【つなぐ】～子どもが居場所につながる～ 【みがく】～子どもにとって、より良い居場所となる～ 【ふりかえる】～子どもの居場所づくりを検証する～
令和6年 5月	自治体子ども計画策定のためのガイドライン	先行事例を調査して取りまとめたものであり、今後自治体において、子ども基本法に基づき、自治体子ども計画の策定を進める際の参考にすることを目的に作成
令和6年 6月5日	「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案」が可決・成立	「児童手当」の拡充 「出産・子育て応援交付金」の恒久化 「育児休業給付」の拡充 「子ども誰でも通園制度」の運用開始 等 財源の一部「子ども・子育て支援金」
令和6年 6月26日	子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正	法律の題名の変更（「子どもの貧困の解消に向けた対策推進法」に変更） 将来の子どもの貧困を防ぐことが新設 等

◆こども基本法

日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

【基本理念】

- ①すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- ②すべてのこどもは、大事に育てられ生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- ③年齢や発達により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。
- ④すべてのこどもは、年齢や発達に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最も良いことが優先して考えられること。
- ⑤子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分におこなわれ、家庭で育てることが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- ⑥家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

◆こども大綱

常にこどもや若者の視点でこどもや若者の最善の利益を第一に考える「こどもまんなか社会」を実現するため、こども基本法に基づき、幅広いこども施策に関する今後5年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定めたものであり、こども施策を総合的に推進するための基本的方針等を定めています。

【基本の方針】

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

“こどもまんなか社会”とは

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、「身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会」のこと。

2. 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第2項に定める「市町村こども計画」に位置づけられ、本町におけるこども施策に関する事項を定める計画です。また、下記のこども施策に関連する事項を定める計画等を一体のものとして策定するものです。

加えて、本町の最上位計画である「九重町総合計画」等の計画の方向性を踏まえるとともに、関連分野の地域福祉計画、障がい児福祉計画、健康増進計画などの諸計画と連携し、整合性を図ります。

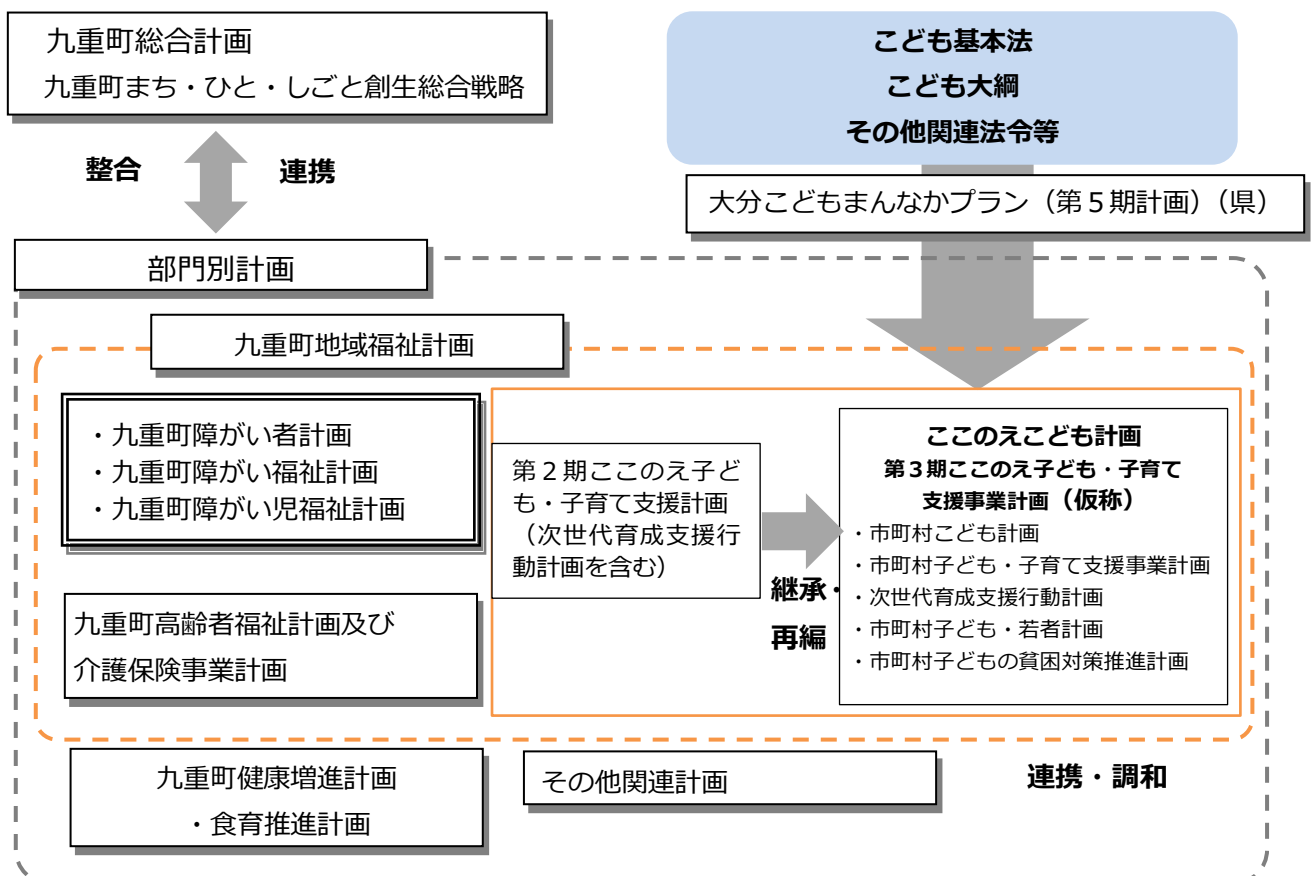
◆包含する計画と根拠法

- 「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- 「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく「次世代育成支援行動計画」
- 「子ども・若者育成支援法」第9条に基づく「市町村子ども・若者計画」
- 「こどもの貧困の解消に向けた対策推進法」第10条に基づく「市町村計画」

◆関係法令（こども基本法）抜粋

こども基本法 第10条第2項	市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
こども基本法 第10条第5項	市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画其他法令の規定により市町村が作成する計画であつてこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

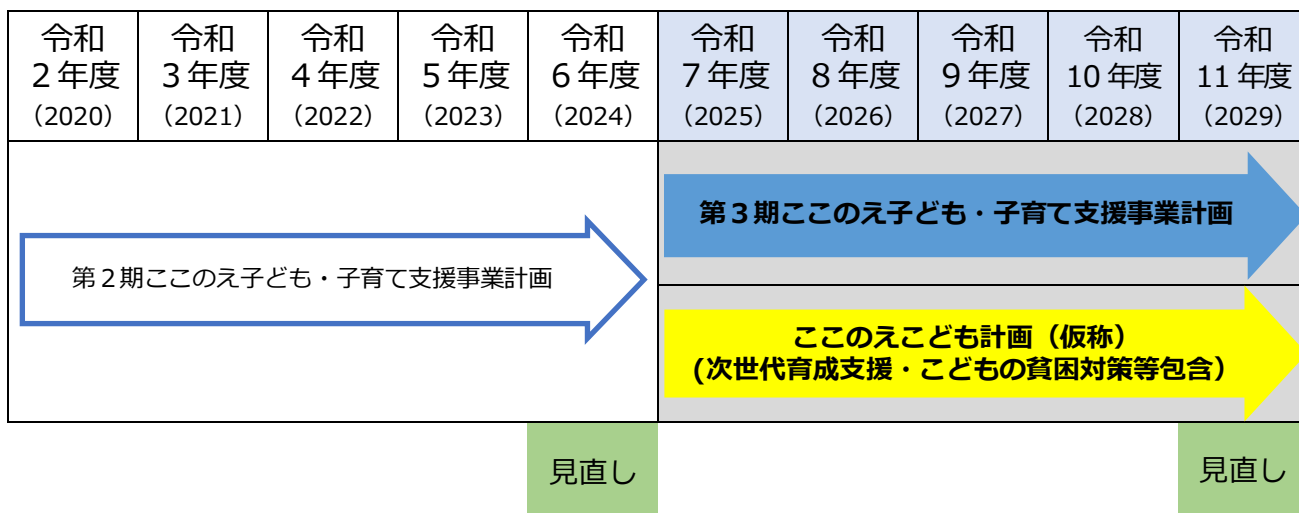
◆上位・関連計画



3. 計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援事業計画が5年ごとに策定するものとされていることから、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までを計画期間とします。

また、九重町においては、5年間の計画期間中であっても、様々な状況の変化により見直しの必要性が生じた場合は適宜、計画の見直しを行っていくものとします。



4. 計画の対象

本計画の対象は、こども・若者（0歳から概ね30歳未満、施策によっては40歳未満）及び子育て世帯（妊娠・出産期を含む）とします。また、取組によっては、市民、地域で活動する団体、企業や事業者などすべての個人及び団体が連携や支援の対象となります。

※こども・若者に関する呼称について

こども基本法第2条では、「こども」を「心身の発達の過程にある者」と定義し、こどもに対する施策を切れ目なく提供することができるよう、年齢の上限を設けていません。しかしながら、こうした語の定義が一般的に広く理解されているとはいえ、こども大綱においても「こども」と「こども・若者」という呼称が混在しています。

こうした状況を踏まえ、本計画においては、18歳到達後最初の3月31日までの者を指す場合は「こども」、思春期・青年期の年齢に当たる者を指す場合は「若者」、両者を合わせて指す場合は「こども・若者」という呼称を用いることとしています。なお、「こども」と「若者」は一部重複します。

<こども・若者に関する様々な呼称と年齢区分>

呼称【根拠法令等】	年齢区分の定義
子ども【子ども・子育て支援法】	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
若者【こども大綱】	思春期、青年期

※思春期…中学生年代から概ね18歳まで

※青年期…概ね18歳以降から概ね30歳未満、施策によっては40歳未満

5. 計画の策定体制

(1) ここのえ子ども・子育て支援会議での検討

「ここのえ子ども・子育て支援会議」において、下記のとおり検討しました。

日 時		協議内容
第1回	令和6年11月28日(木)	計画策定の概要・前計画の評価・課題について
第2回	令和7年1月23日(木)	計画の素案について
第3回	令和7年3月13日(木)	計画の協議・承認・計画の推進について

(2) 行政機関内部での検討

「九重町次世代育成支援行動計画庁内推進会議」で、下記のとおり検討しました。

日 時		協議内容
第1回	令和6年10月31日(木)	計画策定の概要・策定方針について・ 前計画の評価について
第2回	令和6年11月14日(木)	計画策定における課題の整理および方向性について
第3回	令和7年1月20日(月)	計画の素案について
第4回	令和7年3月11日(火)	計画の協議・計画の推進について

(3) 住民意見の反映

未就学児及び小学生のこどもを持つ家庭を対象とした「子ども・子育て支援事業計画のための実態調査」を実施するとともに、子育てに関するアンケート調査、こどもの生活実態調査、中学生アンケートを実施し、施策や目標設定に反映しました。

また、計画の素案に対する意見を広く聴くために、パブリックコメントを実施しました。



第2章 九重町のこどもと家庭を取り巻く状況

第2章 九重町のこどもと家庭を取り巻く状況

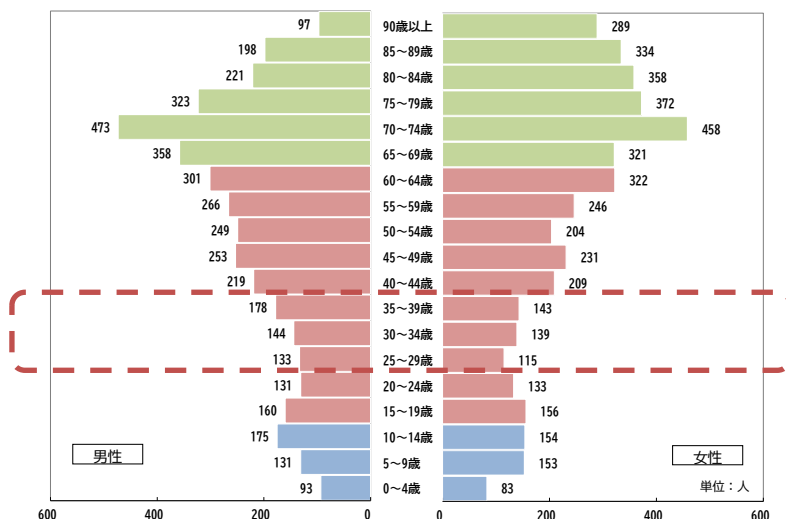
1. データからみえるこどもと家庭を取り巻く状況

(1) 人口の動向

① 総人口の推移と構成

本町の人口ピラミッドをみると、子育て世代と想定される世代は人口減少が著しく、少子化の進行から今後も減少することが予測されます。

■人口ピラミッド（令和6年1月1日）

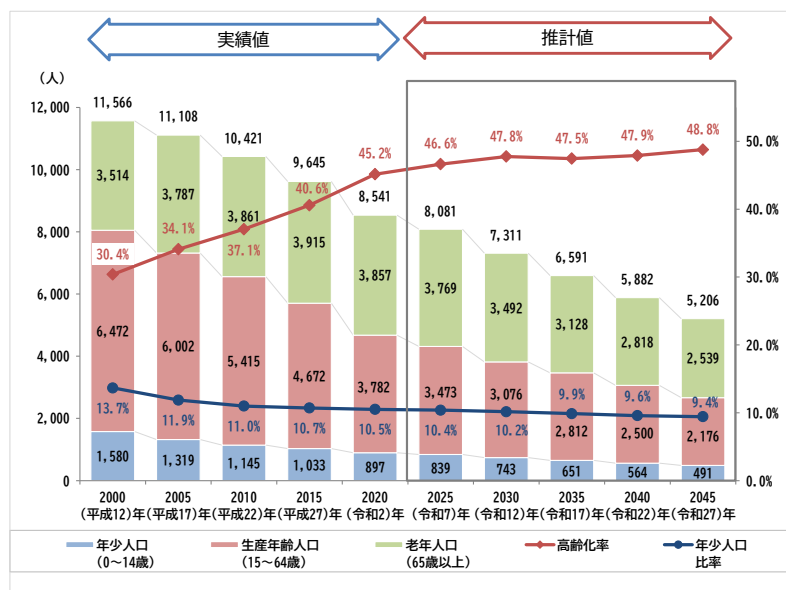


資料：住民基本台帳 令和6（2024）年1月1日時点

② 年齢3区分別人口の推移と将来予測

年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口及び生産年齢人口は年々減少傾向にあり、今後も減少することが予想されます。年少人口の割合は、年々低下しており、今後も低下傾向で推移し、令和17年には10%を割り込むことが予測されます。

■年齢3区分別人口の推移

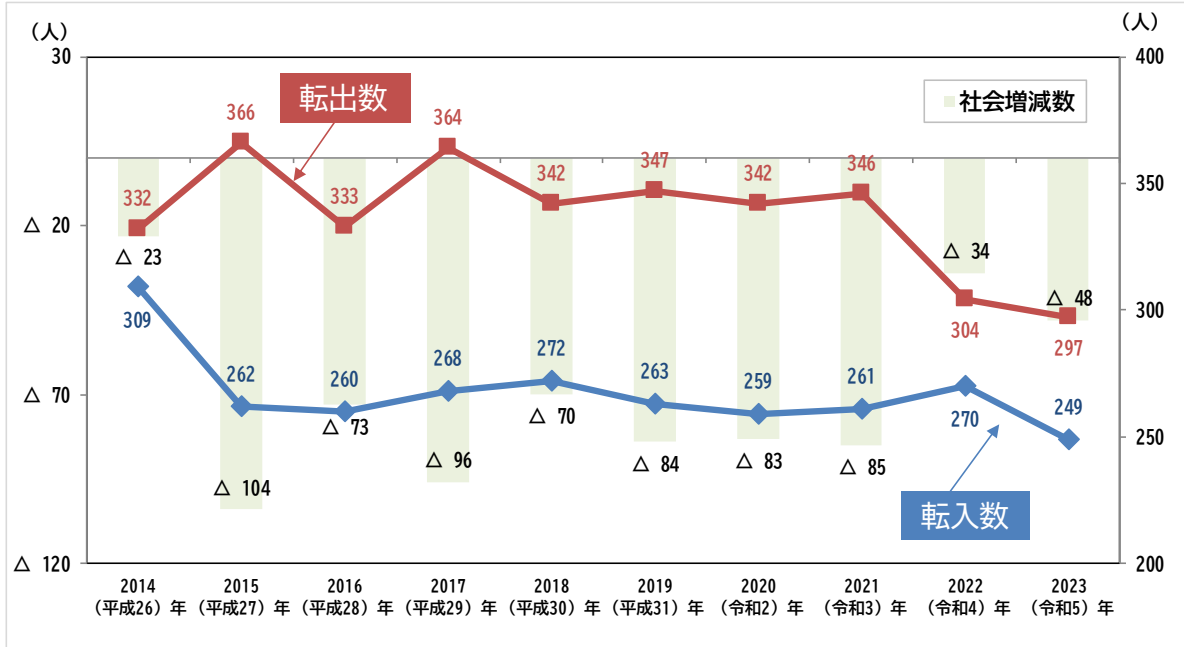


資料：国勢調査（平成12年～令和2年）、社人研（令和7年～令和27年）

③ 転入・転出の推移（社会増減）

転入・転出の推移をみると、各年において転出者数が転入者数を上回っています。平成28年から令和3年までは80人から100人程度と減少幅が大きくなっていましたが、令和4年が34人、令和5年が48人と転出者が減り、転出超過の減少幅が小さくなっています。

■ 転入・転出の推移

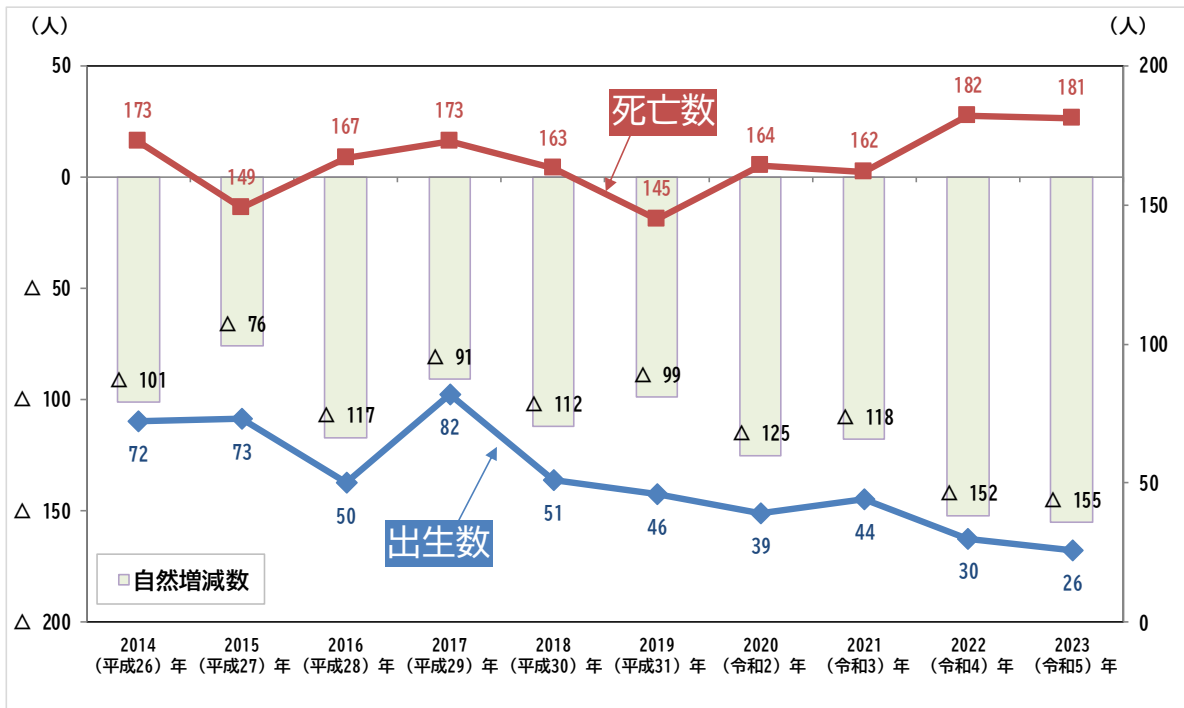


資料：住民基本台帳（各年1月1日）

④ 出生・死亡の推移（自然増減）

出生・死亡の推移をみると、各年において死亡者数が出生者数を上回っています。令和3年までは100人前後の自然減少となっていました。令和4年以降は150人台と差が大きくなっています。出生数は年々減少し、令和5年では26人となっています。

■ 出生・死亡の推移



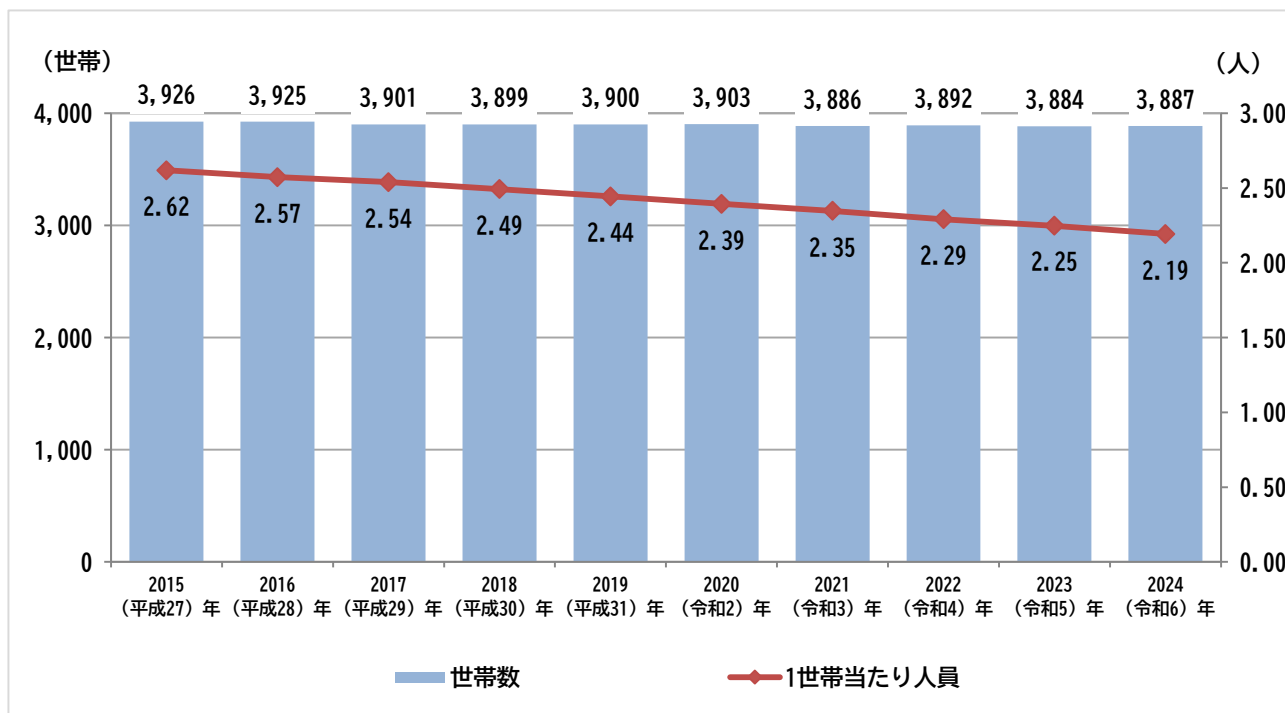
(2) 世帯の動向

① 世帯数の推移

本町の世帯数は、おおむね横ばい傾向となっており、令和6年では3,887世帯となっています。1世帯当たり人員数は減少傾向にあり、令和6年では2.19人となっています。

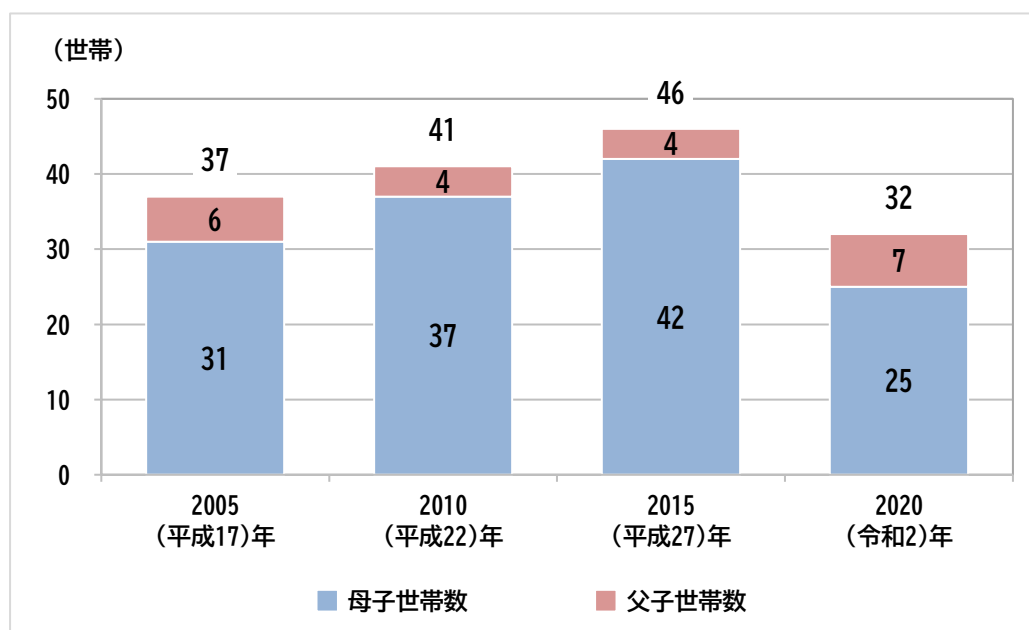
また、ひとり親世帯は、年々増加傾向にありましたが、令和2年では減少し32世帯となっています。

■ 世帯数の推移



資料：住民基本台帳

■ ひとり親世帯数の推移

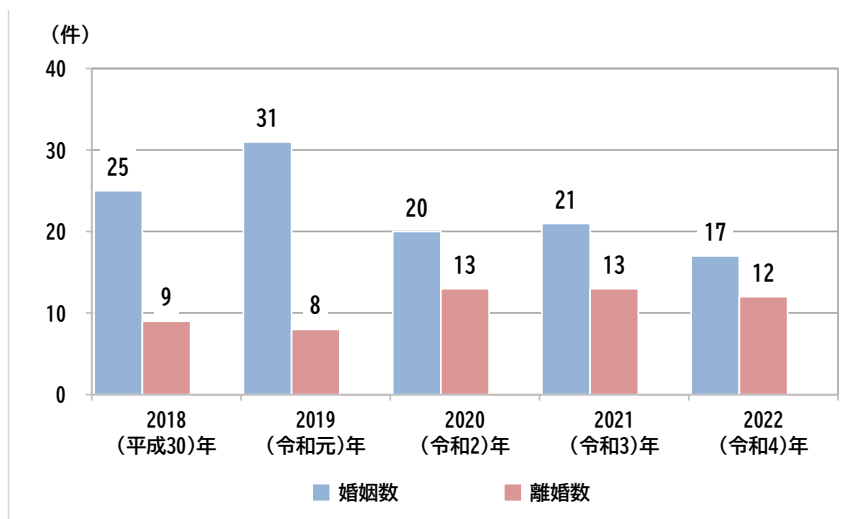


資料：国勢調査

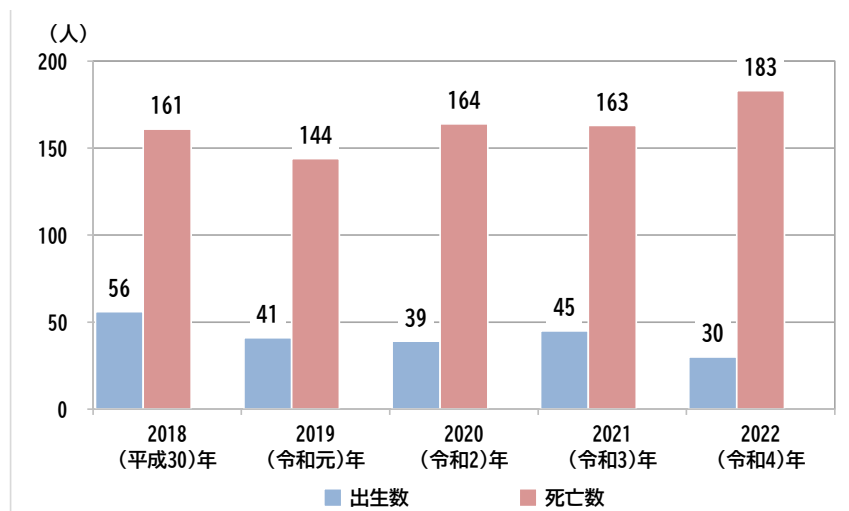
(3) 婚姻、出生の状況

婚姻・離婚件数の推移をみると、近年の婚姻件数は20件前後で推移し、離婚件数は12～13件となっています。合計特殊出生率をみると、平成30～令和4年で1.62となり、全国、県より高くなっています。

■ 婚姻・離婚件数の推移

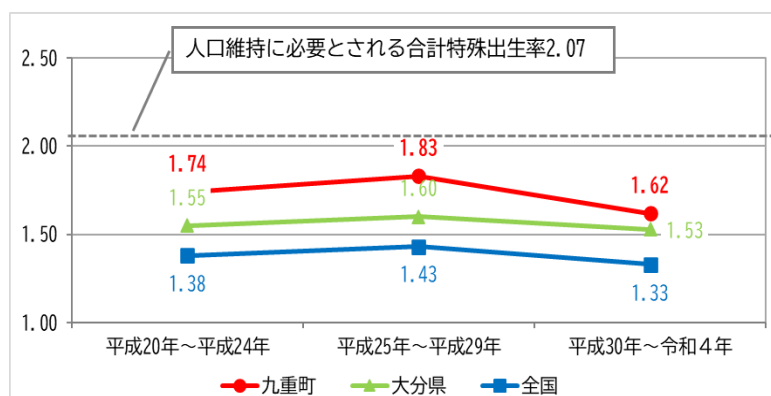


■ 出生数、死亡数の推移



資料：大分県人口動態総覧

■ 合計特殊出生率の推移（県比較）

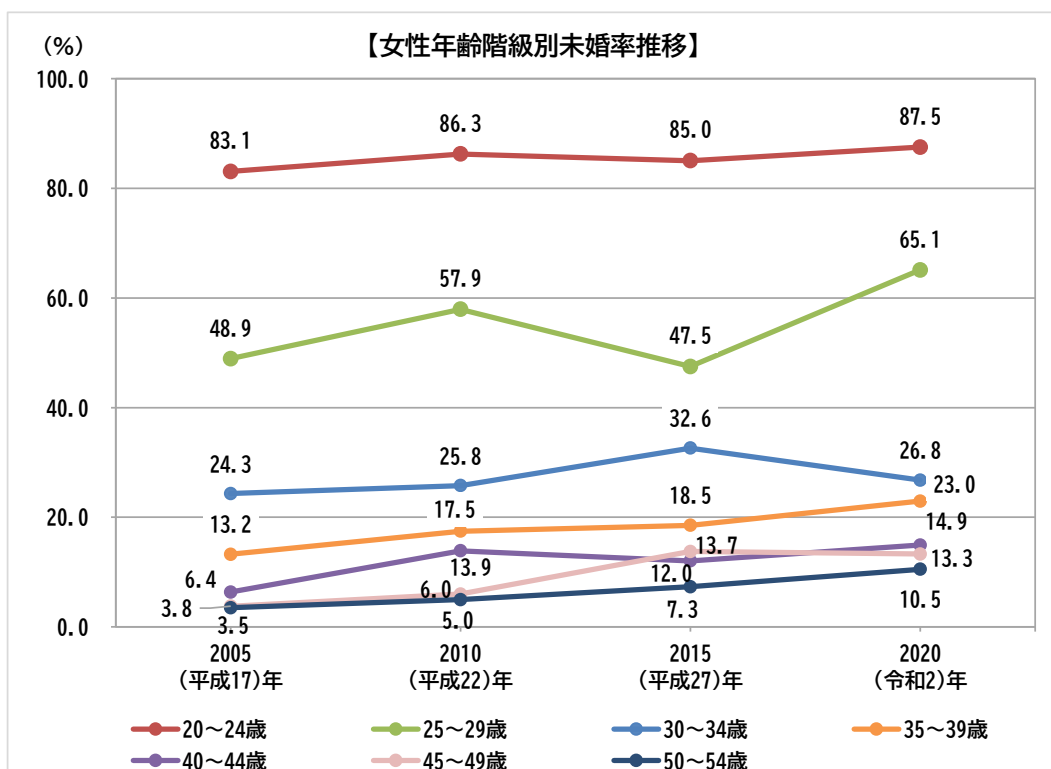
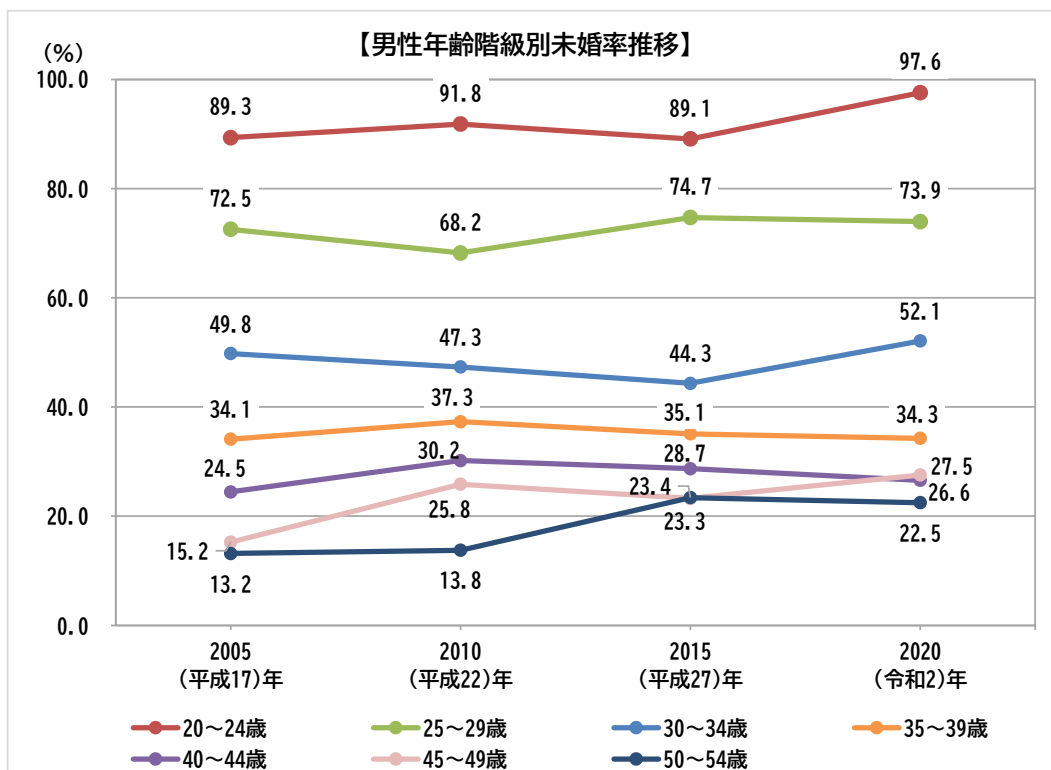


資料：厚生労働省 平成30年～令和4年 人口動態保健所・市区町村別統計の概況

注) 合計特殊出生率については、出生数の少なさに起因する偶然性の影響のため、数値が不安定となる問題があり、5年間の平均として算出することにより、地域間の比較が可能な指標としている。

未婚率の推移をみると、男女ともに上昇傾向にあり、特に男性では30～34歳、女性では25～29歳の上昇率が高くなっています。

■性別・年齢階級別未婚率の推移

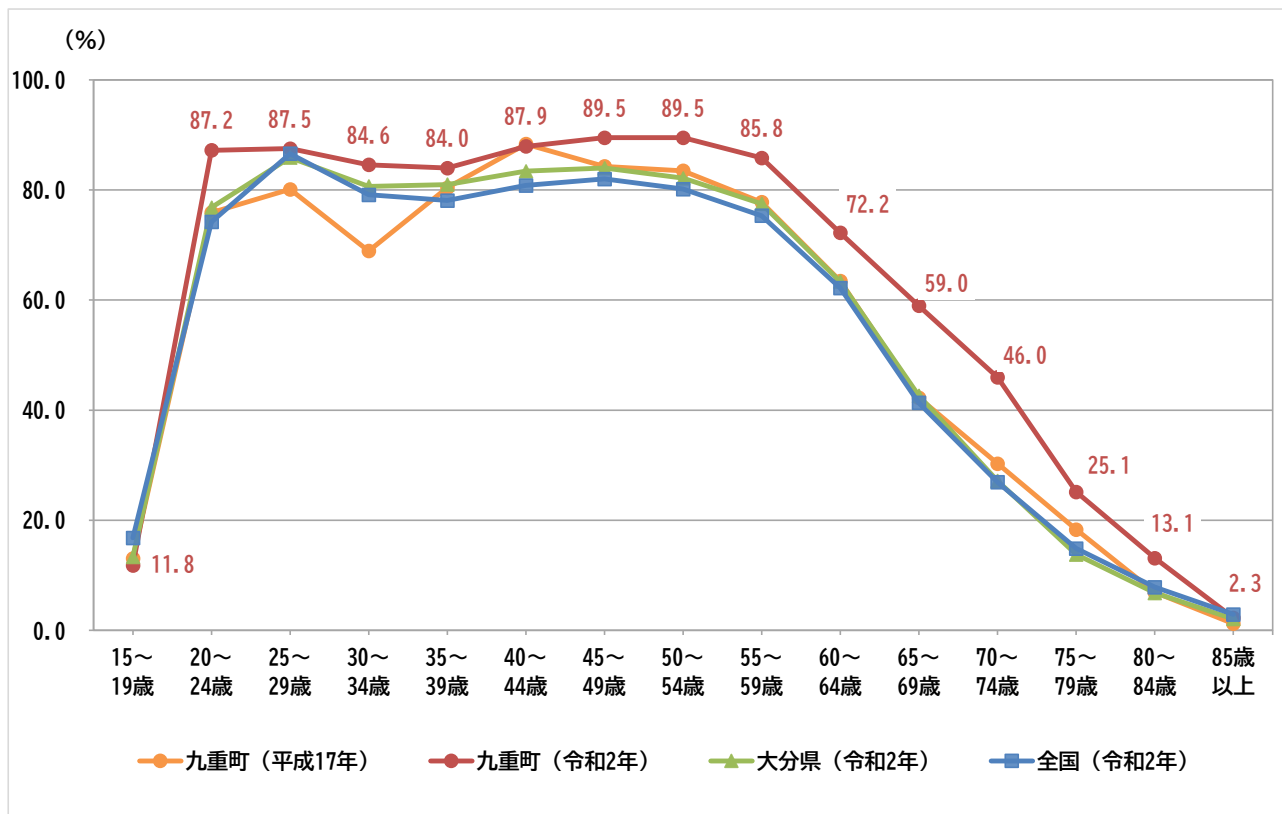


資料：国勢調査

(4) 就労の状況

就労の状況を見ると、本町の令和2年の女性の労働力率を15年前の平成17年と比較すると、ほとんどの年齢層において上昇しています。また、全国、県と比較すると、同等となっている年齢層があるもの、ほとんどの年齢層で全国、県より高くなっています。

■女性の労働力率の推移



資料：国勢調査

2. アンケート調査結果からみえるこどもと家庭を取り巻く状況

■九重町子育てに関するアンケート調査

(1) 調査目的

令和6年度末までを計画期間とする現在の「第2期ここのえ子ども・子育て支援事業計画」を改定し、令和7年度から5年間を計画期間とする新たな計画を策定するにあたり、同計画で確保を図るべき教育・保育・子育て支援の量の見込みの推計、また、本町の子育て支援施策の充実を図るため、町民の教育・保育・子育て支援に関する現在の利用状況や今後の利用希望等を把握することを目的としました。

(2) 調査方法及び回収結果

調査対象	九重町在住の就学前児童（0～6歳）及び小学6年生までのこどものいる保護者を対象に住民基本台帳より無作為で抽出
調査方法	郵送発送、郵送回収及びWEB回答による無記名回答方式
調査期間	令和6年1月30日～令和6年2月29日
回収結果	就学前 配布数 150 回収数 53 （有効回収率 35.3%） 小学生 配布数 250 回収数 105 （有効回収率 42.0%）

(3) 集計値や図表の表記について

- ・集計した数値（％）は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで表示しています。そのため、数値（％）の合計が100%にならないことがあります。
- ・2つ以上の回答を要する（複数回答）を要する設問の場合、回答者数を分母として計算しているため、原則として数値（％）の合計が100%を超えます。

(4) 調査結果の総括

① 調査対象家族の特徴

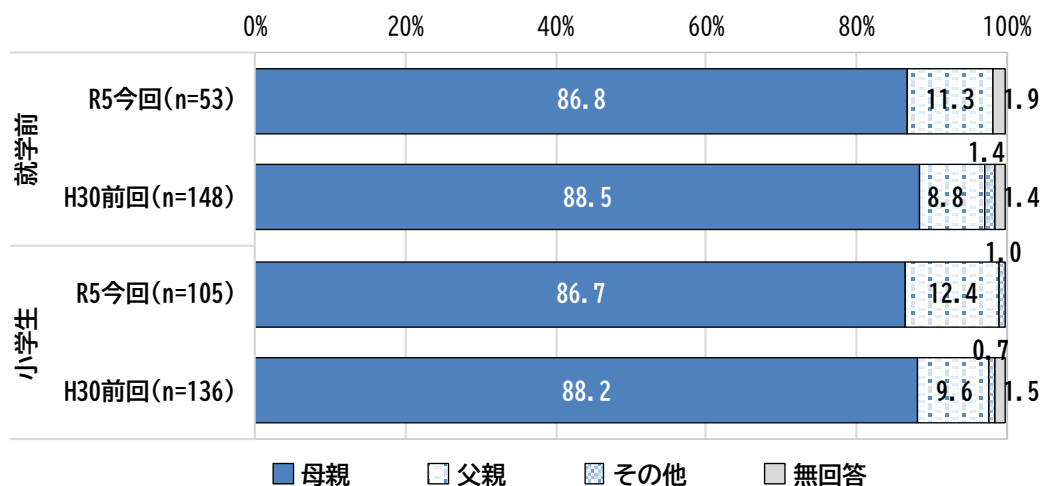
調査対象者は、0歳から小学生までの子育てを行っている保護者で、回答者の多くが母親であり、就学前児童の保護者では86.8%、小学生の保護者では86.7%となっています。

よって、本調査の結果は、主に「母親」の立場から見たこどもの生活状況や子育てに関する意識として考察することが妥当と考えられます。

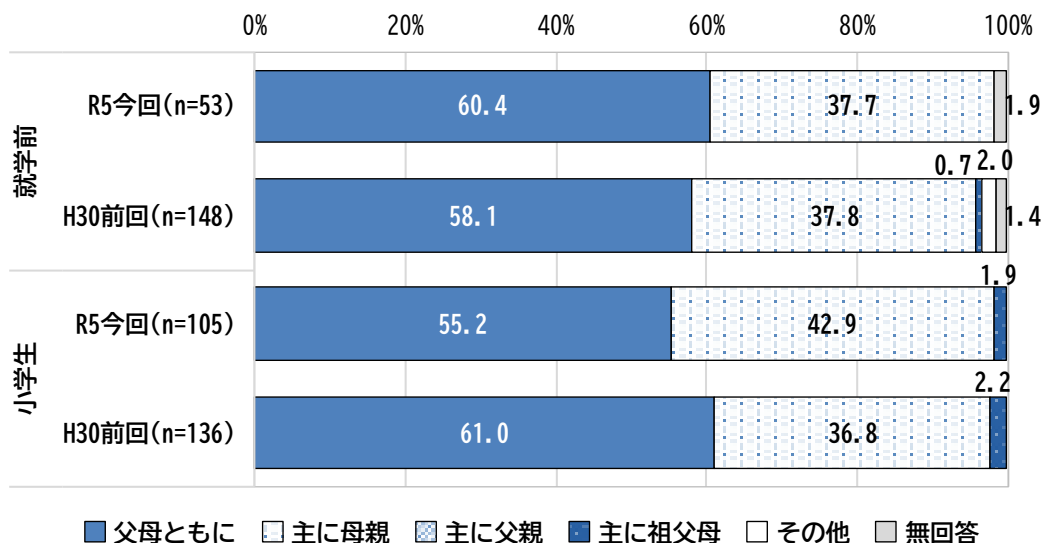
子育てを主に行っているのは、「父母ともに」とする家庭の割合が最も高く、就学前児童の保護者では60.4%、小学生の保護者では55.2%となっています。

平成30年に実施した「九重町子育てに関するアンケート調査」（以下、前回調査という）と比較すると、「父母ともに」行っている家庭では、就学前児童の保護者においては58.1%が60.4%となり2.3ポイント増加、小学生の保護者においては61.0%が55.2%となり5.8ポイント減少しています。

■回答者（就学前問4、小学生問4）



■子育ての主な担い手（就学前問6、小学生問6）

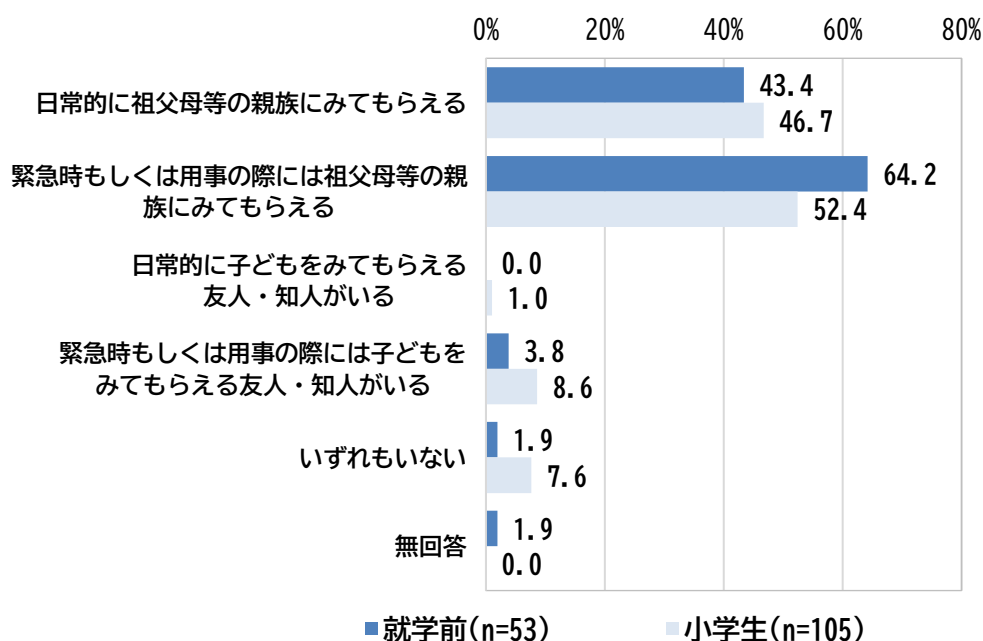


② こどもの育ちをめぐる環境

「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」家庭は、就学前児童の保護者で43.4%、小学生の保護者で46.7%、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」家庭は就学前児童の保護者で64.2%、小学生の保護者で52.4%となっていることから、おおむね半数以上の家庭は、日常的にあるいは緊急時に子育ての支援が可能な親族が身近にいると考えられます。

一方、支援してもらえる人が身近に「いずれもない」割合は、就学前児童の保護者では1.9%、小学生の保護者では7.6%あります。このような、身近な人からの子育て支援を受けられない保護者に対する一時預かりなどの支援や、子育てネットワークづくりに対する支援についての周知を高めるとともに、支援を受けやすい体制を充実させていく必要があります。

■ 子どもをみてくれる親族、知人・友人の有無〈複数回答〉（就学前問7、小学生問7）

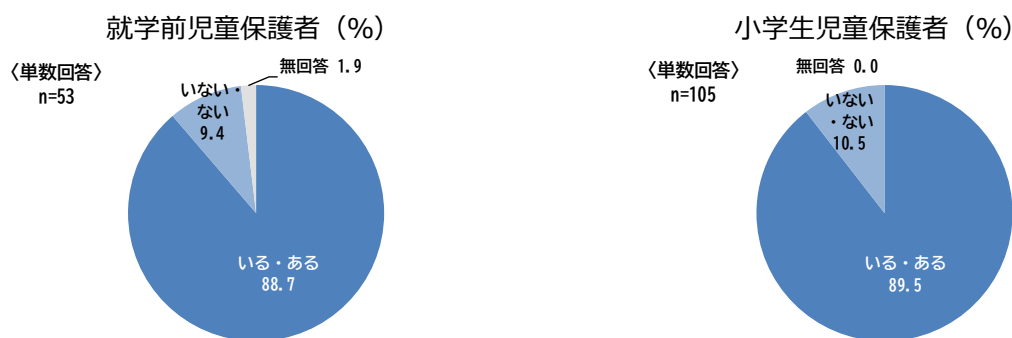


子育てをする上で気軽に相談できる相手・場所が「いる・ある」とする割合は、就学前児童で88.7%、小学生で89.5%となっています。一方、「いない・ない」とする回答もあり、就学前児童の保護者で9.4%、小学生の保護者で10.5%となっています。

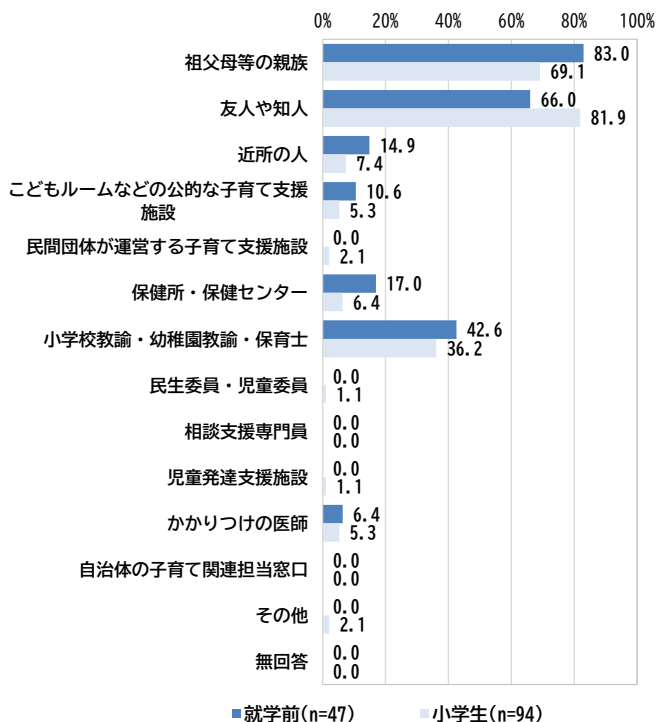
また、気軽に相談できる相手・場所については、「祖父母等の親族」（就学前児童の保護者83.0%、小学生の保護者69.1%）、「友人や知人」（就学前児童の保護者66.0%、小学生の保護者81.9%）が上位となり、複数の相談先を持っている保護者が多数いることがうかがえます。また、公的な相談場所の「保健所・保健センター」「自治体の子育て関連担当窓口」に相談しているとする回答は少なくなっています。

子育ての悩みは、こどもの成長段階や家族構成によって変わってくるため、保護者のニーズに合わせた多様な内容で学習機会を提供するとともに、子育て相談窓口の周知を徹底していくことが求められています。気軽に相談できる相談窓口があれば、育児不安を抱えた人の発見や児童虐待などの未然防止につながると考えられます。

■気軽に相談できる人・場所の有無（就学前問8、小学生問8）



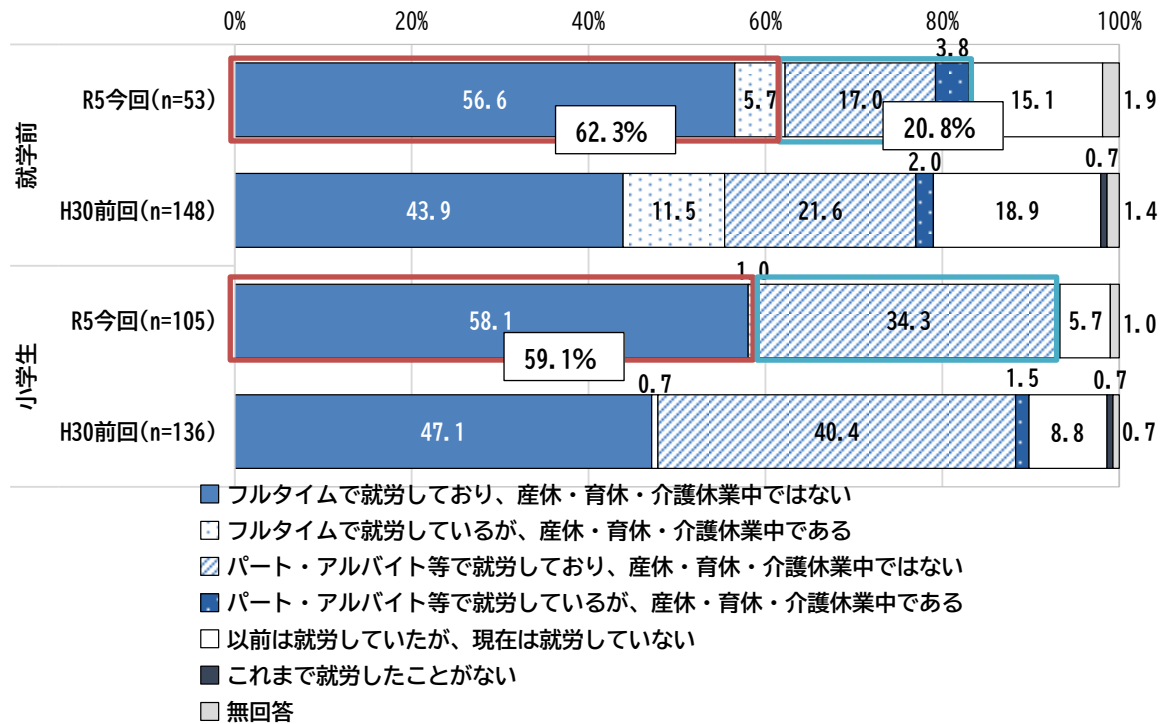
■気軽に相談できる人・場所（就学前問8-1、小学生問8-1）



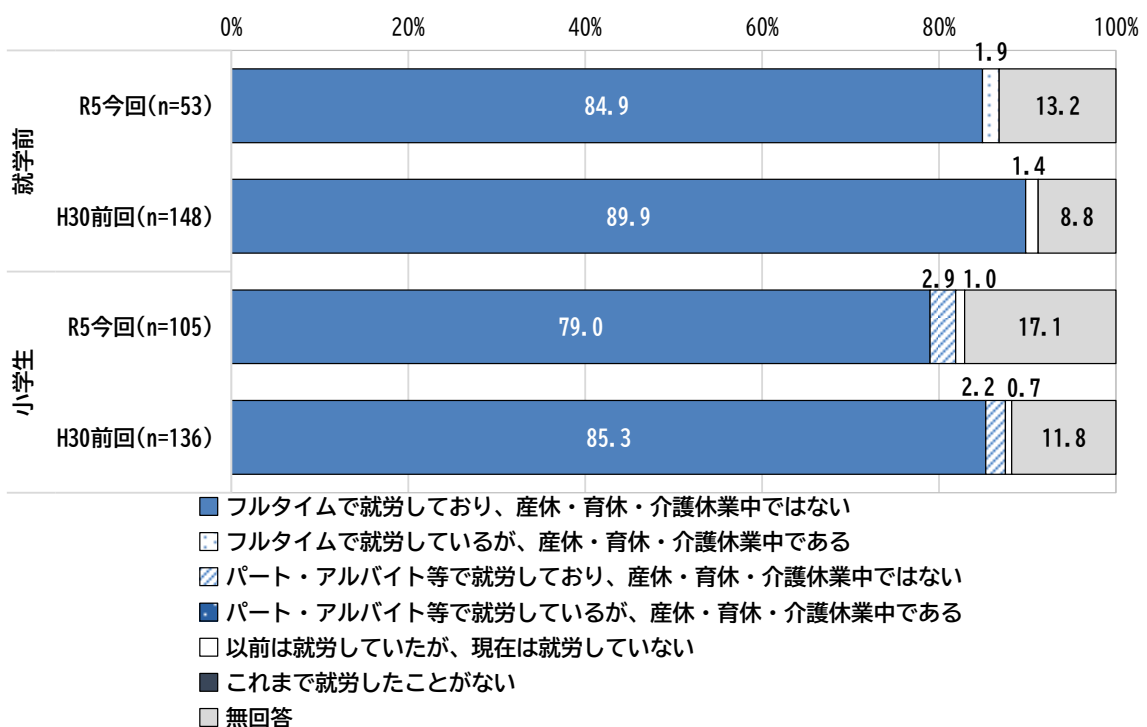
③ 保護者の就労状況

母親の就労状況をみると、就学前児童の保護者については、『フルタイム就労』が62.3%、『フルタイム以外で就労』が20.8%、『就労していない』が15.1%となっています。小学生の保護者については、『フルタイム就労』が59.1%、『フルタイム以外で就労』が34.3%、『就労していない』が5.7%となっています。父親は、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに、「フルタイムで就労している」が8割前後となっています。

■ 母親の就労状況（就学前問9、小学生問9）



■ 父親の就労状況（就学前問9、小学生問9）

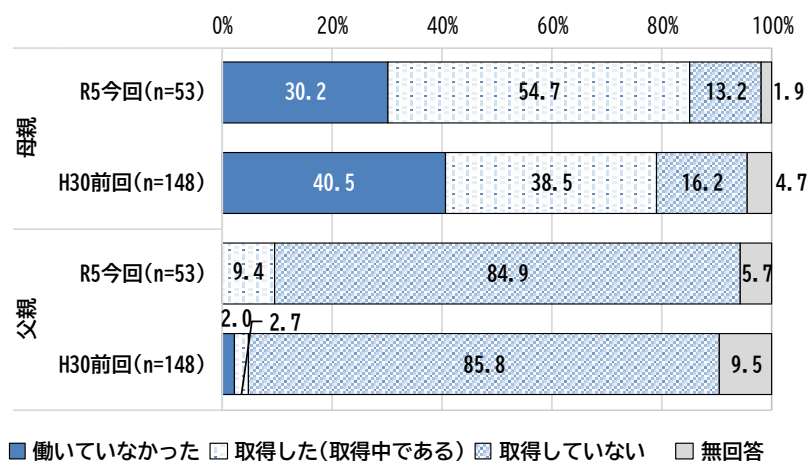


就学前児童の母親が育児休業を取得した、あるいは取得中である割合は、前回調査と比較して16.2ポイント増え（前回調査38.5%、今回調査54.7%）、母親が育児休業を取得しやすい環境整備が進んでいることがうかがえます。

しかし、父親についてみると、育児休業を取得した割合は前回調査と比較して6.7ポイント増えてはいるものの、9.4%に留まります。

育児休業を取得しなかった理由は、母親では「仕事が忙しかった」、「収入減となり、経済的に苦しくなる」がともに42.9%で最も高くなっています。父親では「仕事が忙しかった」（37.8%）が最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が26.7%となっています。母親における「職場に育児休業制度がなかった」の割合は前回調査の16.7%から28.6%となり11.9ポイント増加し、職場の育児休業制度が整備されていないと感じる人が増えていることがうかがえます。育児休業の取得割合は増加傾向にあるため、今後は、雇用主及び被雇用者へ周知・啓発の手法等について検討する必要があると考えられます。

■ 育児休業取得状況（就学前問20）



■ 母親の育児休業をとっていない理由（就学前問20）

	1位	2位	3位
今回調査 (n=24)	仕事が忙しかった (同順位) 42.9%	収入減となり、経済的に苦しくなる 42.9%	職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった) 28.6%
前回調査 (n=29)	子育てや家事に専念するため退職した(同順位) 33.3%	その他(4項目同率) 33.3%	職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった) 16.7%

■ 父親の育児休業をとっていない理由（就学前問20）

	1位	2位	3位
今回調査 (n=127)	仕事が忙しかった 37.8%	職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった 26.7%	配偶者が育児休業制度を利用した 24.4%
前回調査 (n=127)	配偶者が育児休業制度を利用した 29.9%	仕事が忙しかった 29.1%	配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった 23.6%

※無回答を除いて順位を付けています。

④ 教育・保育の利用状況と利用意向

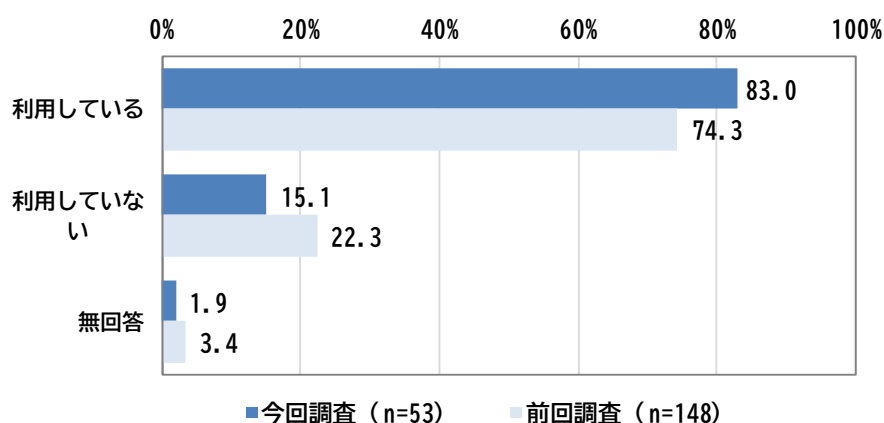
就学前児童の保護者で幼稚園や保育園などの定期的な教育・保育事業を「利用している」割合は、前回調査の74.3%から83.0%となり8.7ポイント増加しています。実際の入園率は70%前後であり、前回調査が教育・保育施設を通じて配布・回収と郵送配布・回収を行ったため、前回調査では入園者の回答が高く影響したと考えられます。

現在利用している施設は、「認定こども園」が84.1%、「幼稚園」が11.4%の割合が多く、合わせて95.5%となっています。今後全国的には、育児休業取得者の増加や幼児教育・保育の無償化の実施により、利用者の増加が見込まれています。

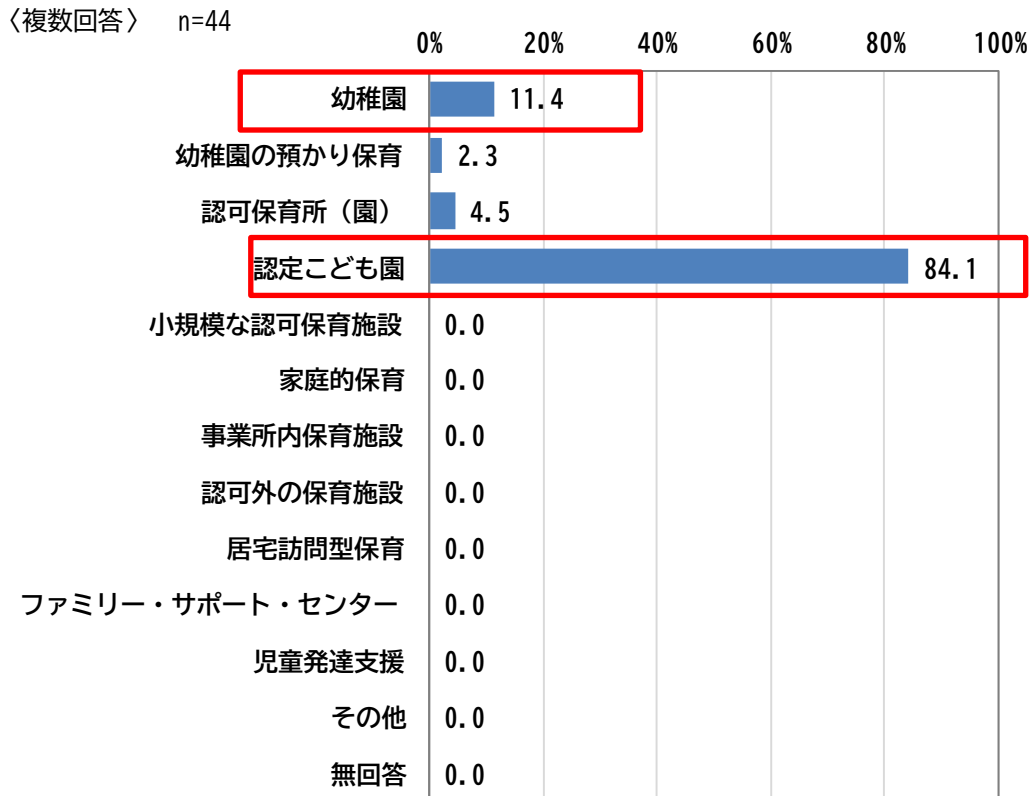
現在利用していない人も含めて、今後の教育・保育事業に対する利用意向をたずねたところ、「認定こども園」が71.7%、「幼稚園」が20.8%となっており、利用状況と同じ順位となっています。現在「幼稚園」を利用している人は11.4%、利用を希望する人は20.8%と実態より9.4ポイント高く、「幼稚園の預かり保育」で12.8ポイント、「認可保育所（園）」で8.7ポイント希望する人の割合が高くなっています。利用状況よりも利用意向が多くなっている事業については、潜在的なニーズが多く含まれる事業であるといえます。今後、これらの潜在的なニーズについても、本計画においては的確に把握し、事業の供給体制を検討する必要があります。

幼児教育・保育無償化が実施された場合の利用意向でも、認定こども園の利用意向は多くなっているため、本計画においてはこれらの意向を考慮する必要があると考えられます。

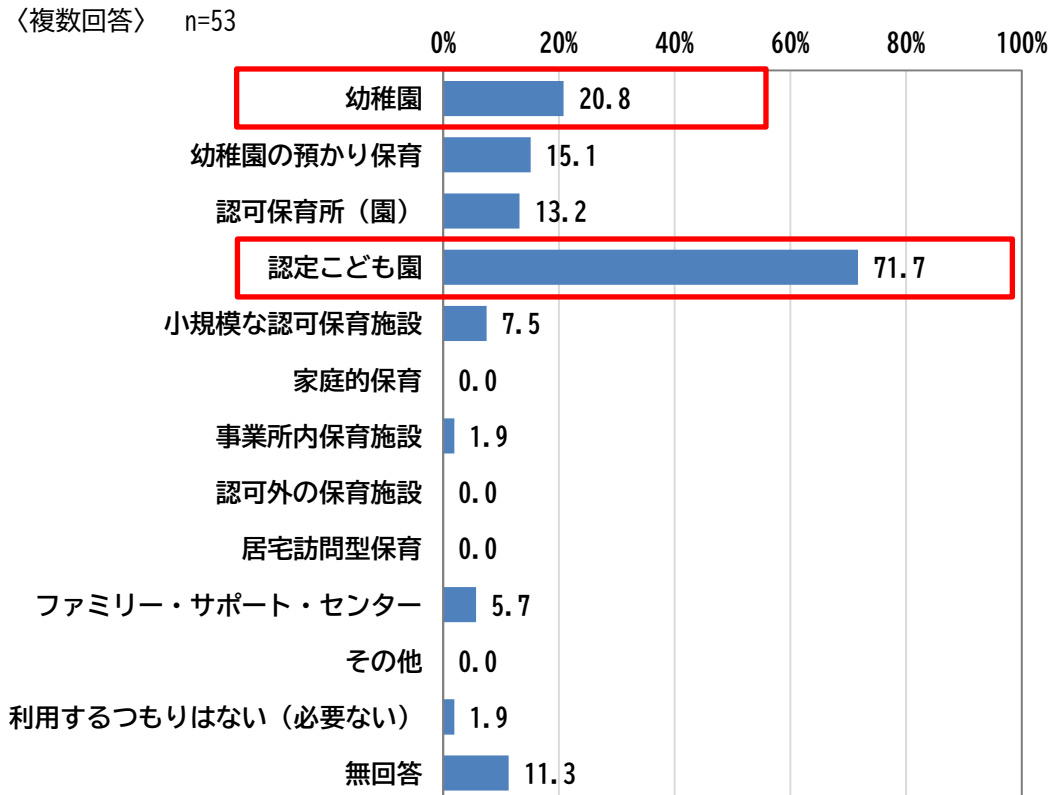
■ 定期的な教育・保育事業の利用状況（就学前問10）



■ 現在利用している日常的な教育・保育事業（就学前問 10-1）



■ 「定期的に」利用したいと考える教育・保育事業（就学前問 11）



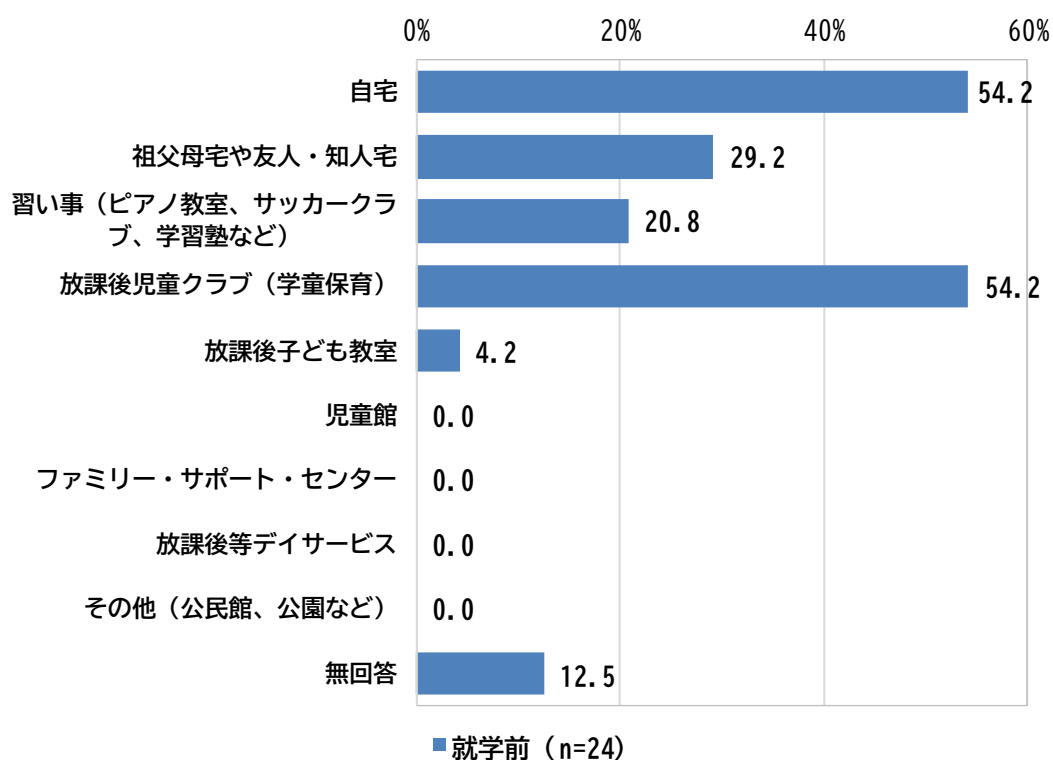
⑤ 小学校における放課後の過ごし方

就学前児童の保護者の、小学校入学後における放課後の過ごし方の希望は、「放課後児童クラブ（学童保育）」と「自宅」が 54.2%と最も高く、次いで「祖父母宅や友人・知人宅」が 29.2%、「習い事」が 20.8%の順となっています。一方、小学生の保護者の放課後の過ごし方の希望は、「自宅」が 68.6%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」が 48.6%、「習い事」が 39.0%の順となっており、就学前と小学生において異なる結果となっています。

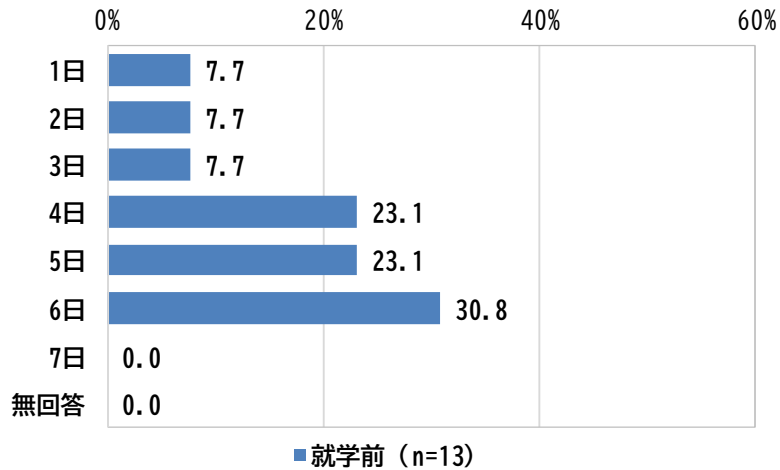
また、「放課後児童クラブ（学童保育）」の希望する週あたり利用日数について、小学生の保護者の低学年（1～3年生）時の希望は、「6日」と「5日」が合計 51.0%となっていますが、高学年（4～6年生）時の希望は、「6日」と「5日」が合計 31.3%となり、学年が上がるにつれて利用を希望する日数は少なくなる傾向にあることがうかがえます。

働く保護者にとって、放課後児童クラブ（学童保育）とは重要な社会資源であると言えます。今後も安心して預けることができるよう、多様なニーズに合った放課後児童クラブ（学童保育）を維持していくことが求められています。

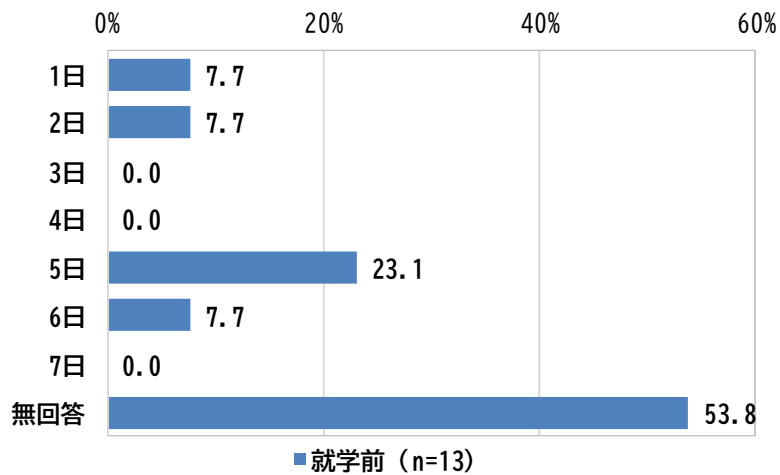
■ 就学前児童保護者が希望する小学校入学後の放課後の過ごし方（就学前問 21）



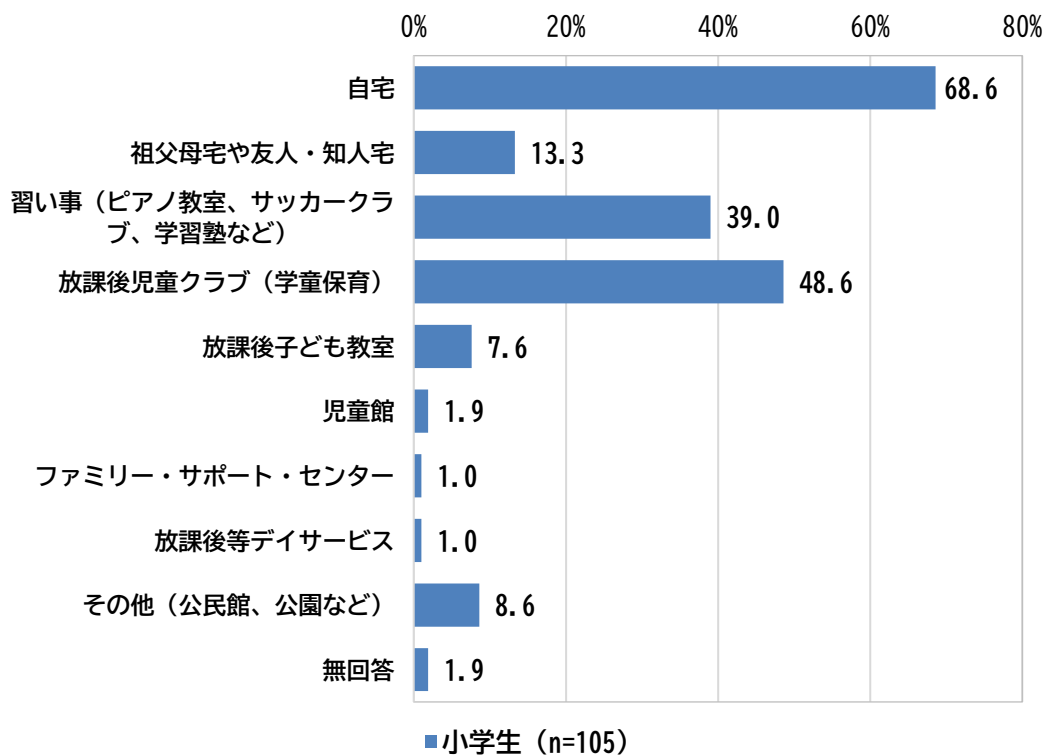
■ 就学前児童保護者が希望する低学年時の放課後児童クラブ週あたり日数（就学前問 21）



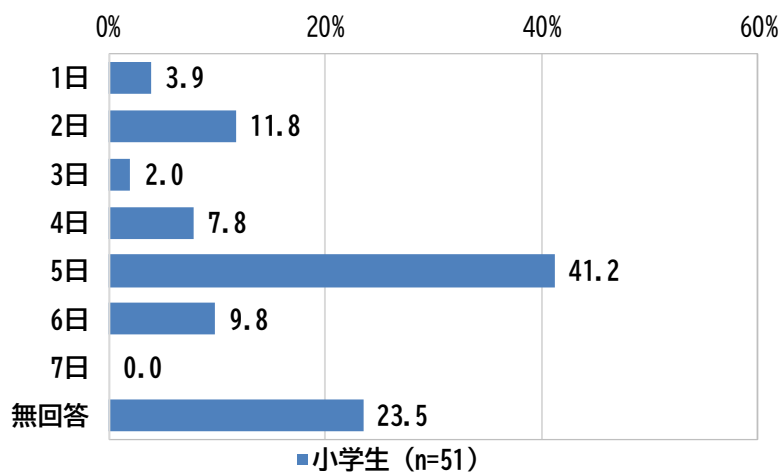
■ 就学前児童保護者が希望する高学年時の放課後児童クラブ週あたり日数（就学前問 21）



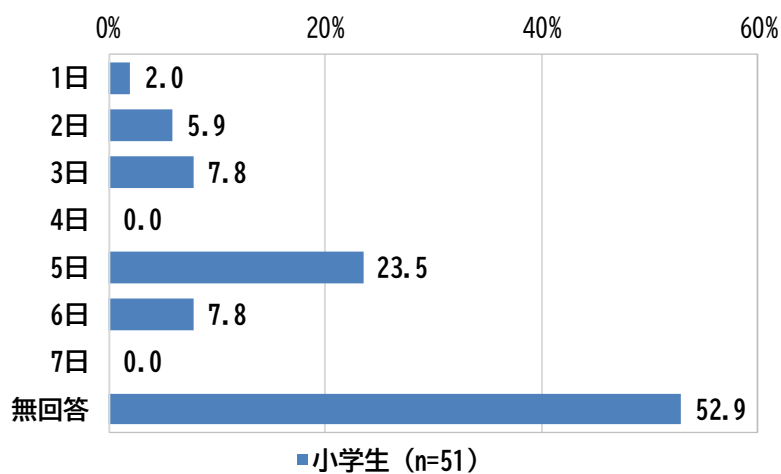
■ 小学生保護者が希望する放課後の過ごし方（小学生問 11）



■小学生保護者が希望する低学年時の放課後児童クラブの週あたり日数（小学生問 11）



■小学生保護者が希望する高学年時の放課後児童クラブの週あたり日数（小学生問 11）



⑥ 子育ての環境や支援への満足度

本町の子育ての環境や支援の満足度の平均値を前回調査と比較すると、就学前児童の保護者では3.01から2.98となり、0.03ポイント減少、小学生の保護者では、2.92から2.91となり、0.01ポイント増加しましたが、前回調査から大きな変化はみられませんでした。

■地域における子育ての環境や支援への満足度(就学前問 28、小学生問 15)

満足度が低い 1点、やや満足度が低い 2点、普通 3点、やや満足度が高い 4点、満足度が高い 5点として、点数化しました。

【就学前児童保護者】

			満足度が低い	やや満足度が低い	普通	やや満足度が高い	満足度が高い	合計	平均
就学前	今回調査	回答者数	3	11	20	16	0	50	2.98
		評点	3	22	60	64	0	149	
	前回調査	回答者数	5	35	65	29	9	143	3.01
		評点	5	70	195	116	45	431	

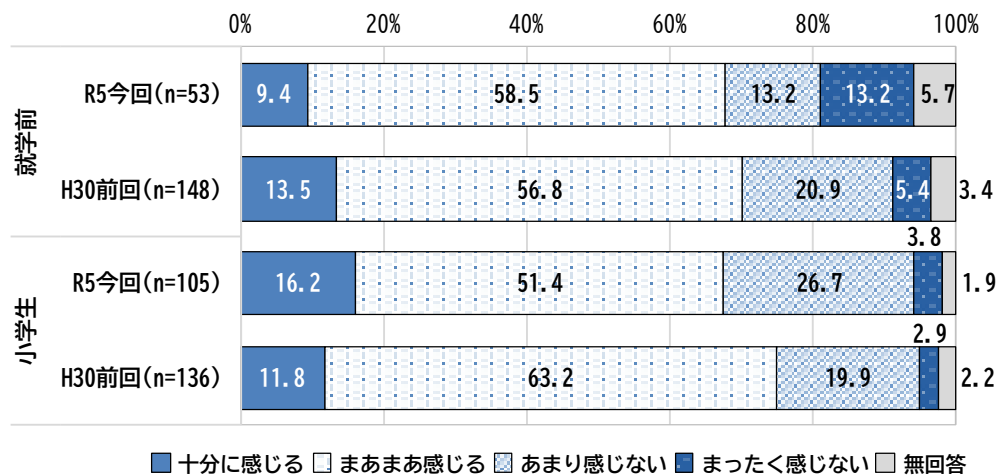
【小学生児童保護者】

			満足度が低い	やや満足度が低い	普通	やや満足度が高い	満足度が高い	合計	平均
小学生	今回調査	回答者数	14	22	32	29	6	103	2.91
		評点	14	44	96	116	30	300	
	前回調査	回答者数	3	41	57	30	3	134	2.92
		評点	3	82	171	120	15	391	

子育てが地域の人や社会に支えられていると感じるかについて、「十分に感じる」「まあ感じる」と回答した割合は、就学前児童の保護者では67.9%と、前回調査の70.3%よりわずかに減少しています。小学生の保護者においても67.6%で、前回調査の75.0%より減少しています。

■子育てが地域や社会で支えられていると感じるか(就学前問24、小学生問12)

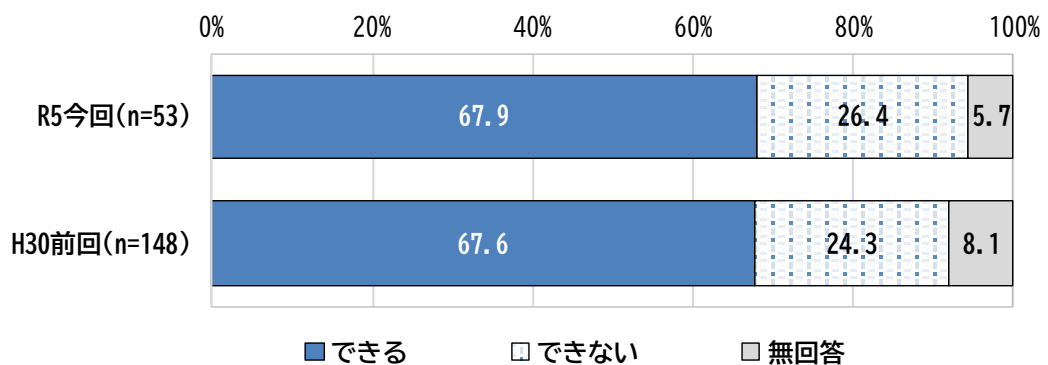
【就学前児童保護者】



就学前児童の保護者が希望した時期や時間に教育・保育サービスが利用できるかについて、「できる」と回答した割合は67.9%で、前回調査の67.6%より0.3ポイント増加していますが、「できない」と回答した割合は26.4%で、前回調査の24.3%より2.1ポイント増加しています。

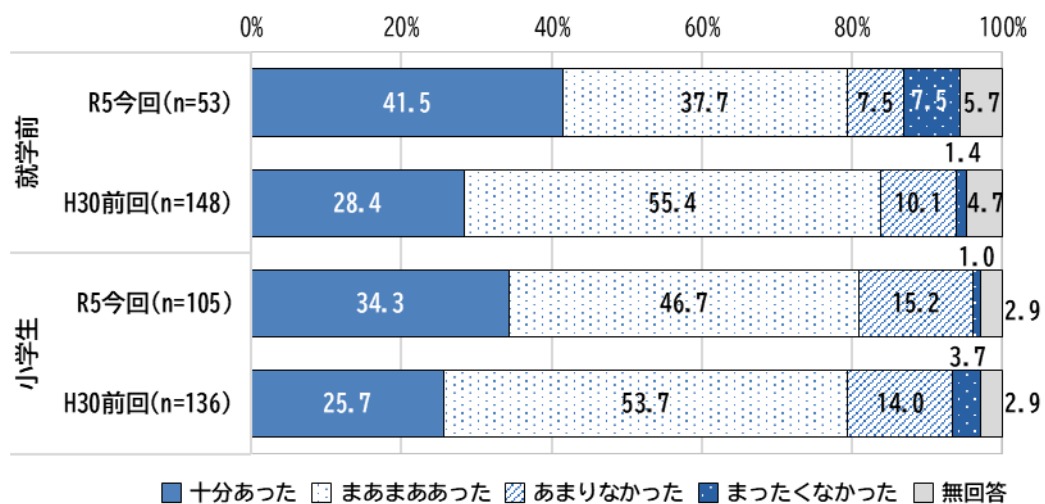
■希望した時期や時間に教育・保育サービスが利用できるか(就学前問25)

【就学前児童保護者】



妊娠期から出産までの期間の満足感・充実感について、「十分あった」「まあまああった」と回答した割合は、就学前児童の保護者で 79.2%、小学生の保護者で 81.0%と、前回調査とほぼ同程度となっています。

■宛名のこどもの妊娠期から出産までの期間の満足感・充実感について(就学前問26、小学生問13)



就学前児童の母親の子育てに関する役割分担について、「もっぱら母親が行う」「主に母親が行うが、父親も手伝う」の合計をみると、理想において26.4%、現実においては67.9%となり、理想と現実には41.5ポイントの開きが生じています。また、前回調査よりもその開きは8.1ポイント大きくなっています。

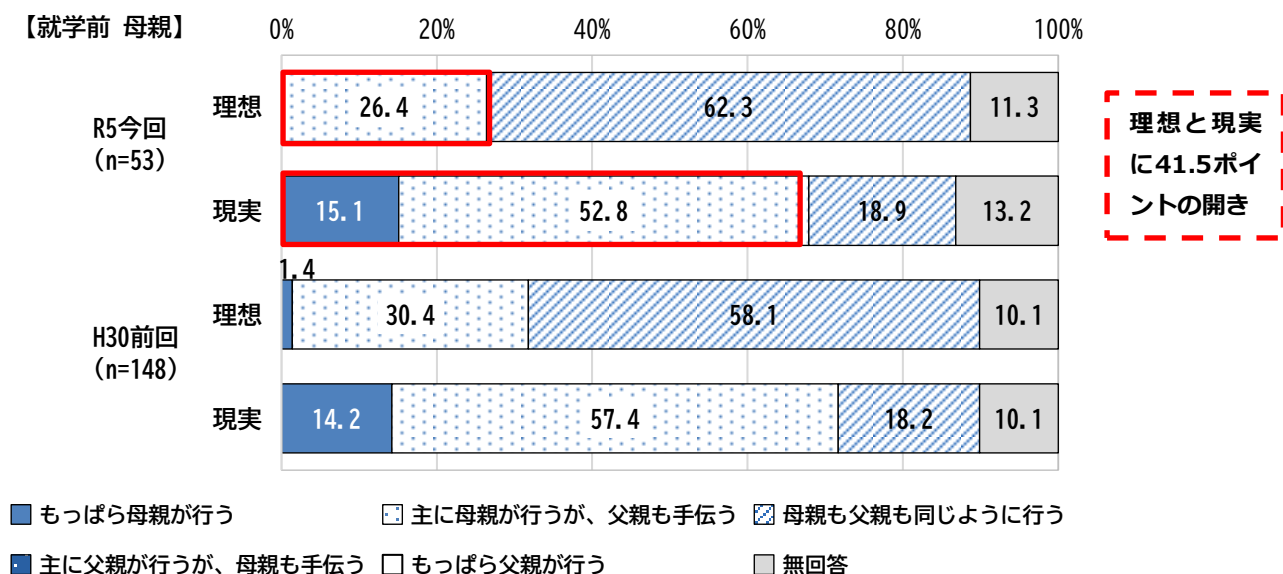
就学前児童の父親については、「もっぱら母親が行う」「主に母親が行うが、父親も手伝う」の合計は、理想において20.8%、現実においては62.2%となり、41.4ポイントの開きが生じています。また、前回調査よりもその開きは11.0ポイント大きくなっています。

小学生の母親の子育てに関する役割分担について、「もっぱら母親が行う」「主に母親が行うが、父親も手伝う」の合計をみると、理想において23.8%、現実においては64.8%となり、41.0ポイントの開きが生じています。また、前回調査よりもその開きは2.8ポイント大きくなっています。

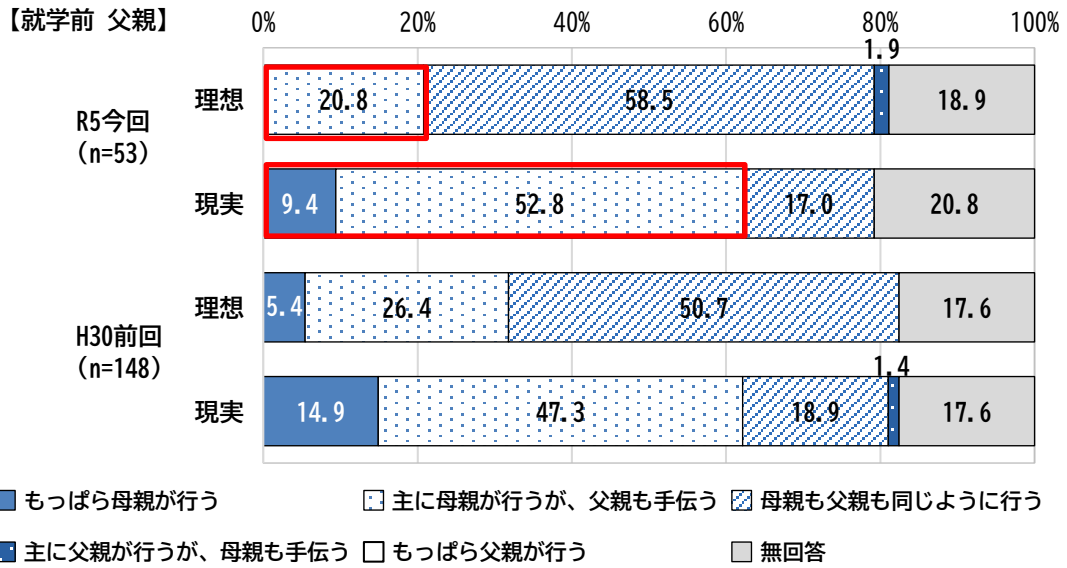
小学生の父親については、「もっぱら母親が行う」「主に母親が行うが、父親も手伝う」の合計は、理想において22.9%、現実においては55.3%となり、32.4ポイントの開きが生じています。また、前回調査よりもその開きは0.8ポイント大きくなっています。

母親の育児に携わる割合が高いため、母親の方がより強く負担を感じていることがうかがえます。

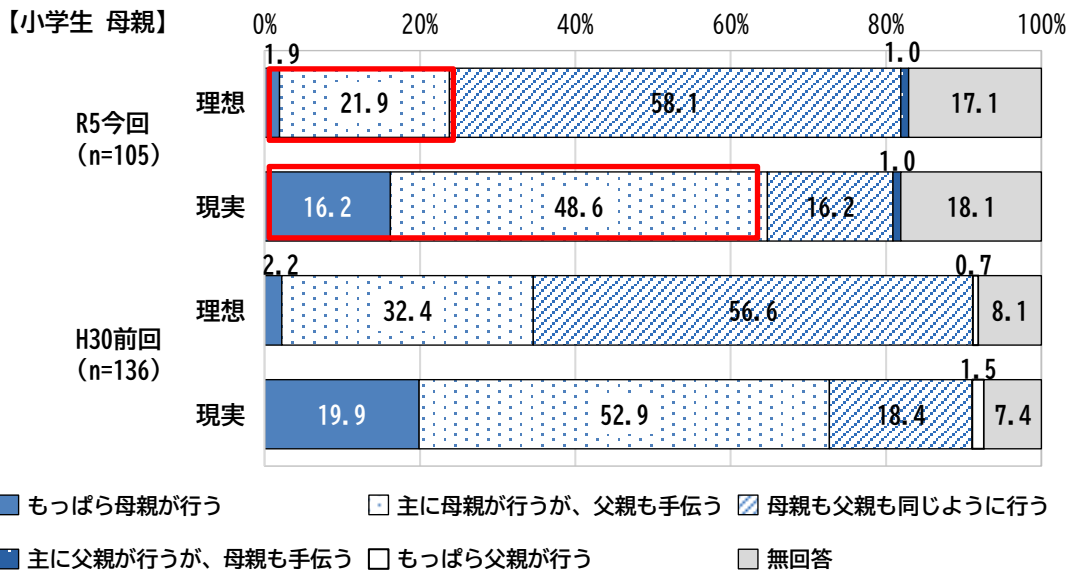
■ 就学前児童の母親の子育てに関する役割分担の理想と現実の姿(就学前問27)



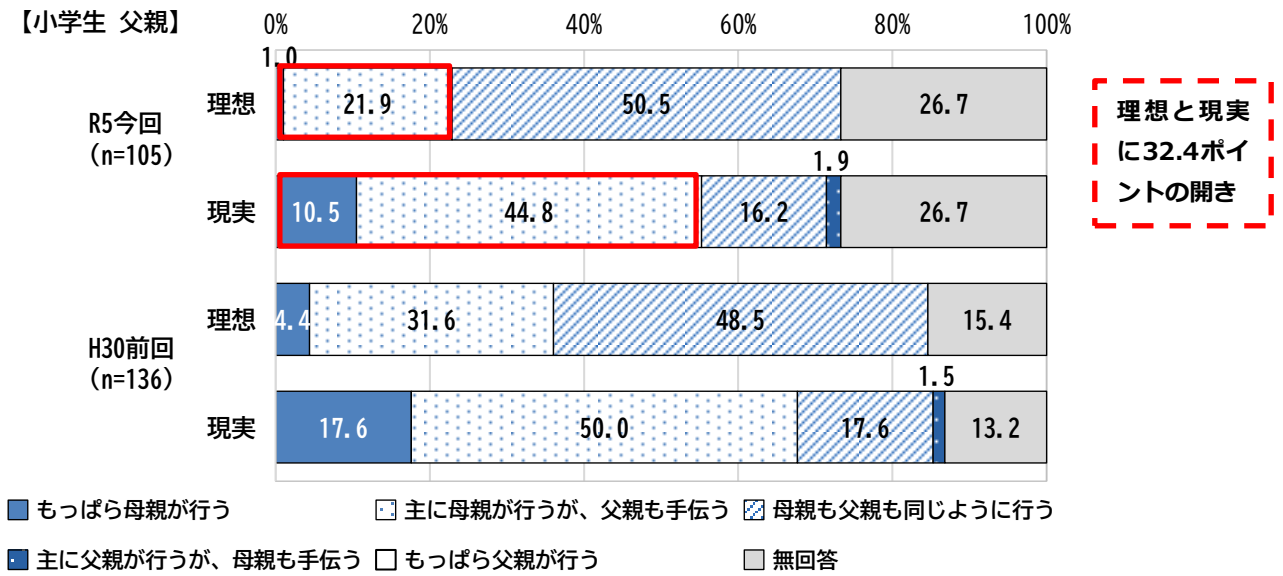
■ 就学前児童の父親の子育てに関する役割分担の理想と現実の姿(就学前問27)



■ 小学生の母親の子育てに関する役割分担の理想と現実の姿(小学生問14)



■小学生の父親の子育てに関する役割分担の理想と現実の姿(小学生問14)



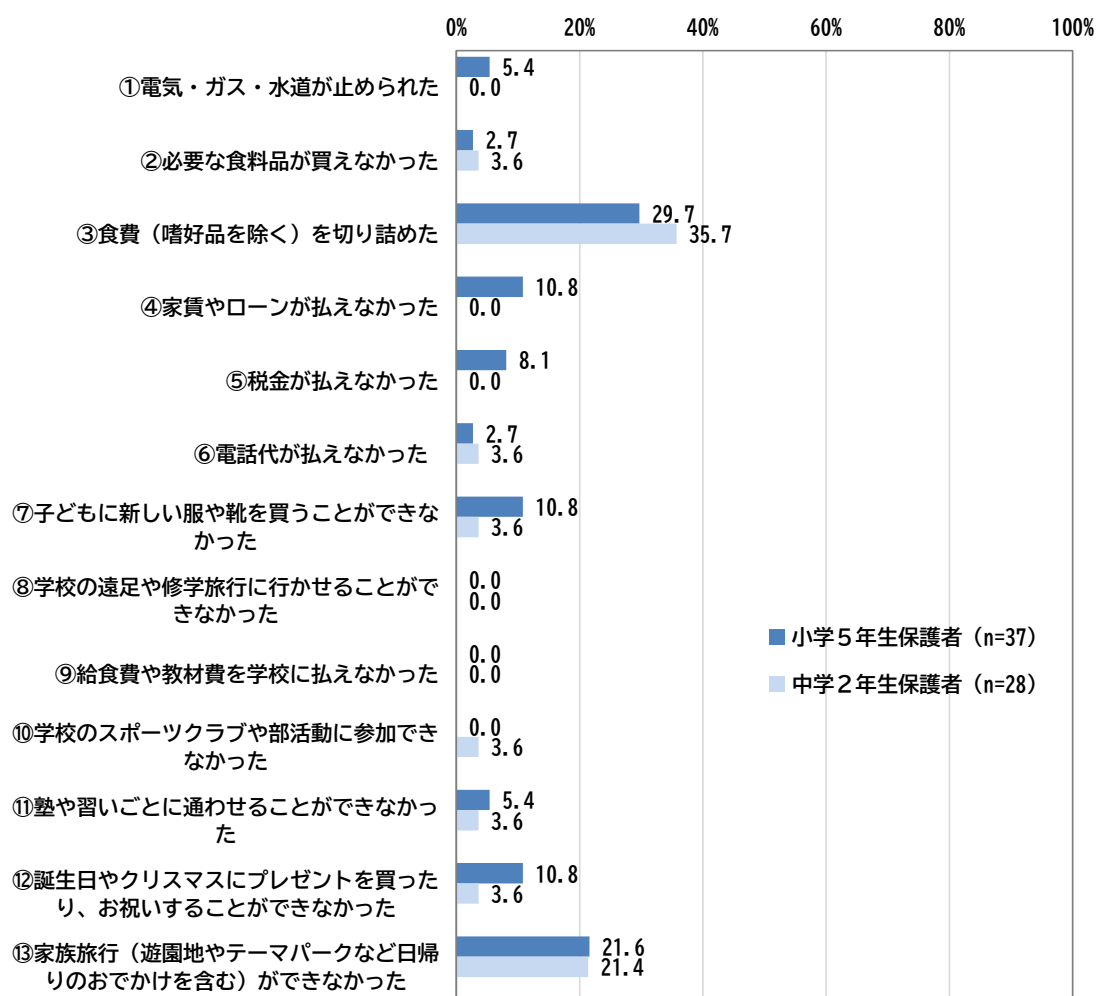
■ こどもの生活実態について

令和6年6月に県より「大分県こどもの生活実態調査」が行われ、大分県のすべてのこども達が、夢と希望を持って健やかに成長していける社会の実現を目指した支援策を検討し、こども・保護者の思いや現状の生活状況の把握するため実施され、九重町のこども・保護者も対象となっています。

① 経済状況について

保護者の経済的な理由で過去1年間にあったことをみると、「③食費（嗜好品を除く）を切り詰めた」の割合が最も高く、次いで「⑬家族旅行（遊園地やテーマパークなど日帰りのおでかけを含む）ができなかった」「⑦子どもに新しい服や靴を買うことができなかった」「⑫誕生日やクリスマスにプレゼントを買ったり、お祝いすることができなかった」となっています。

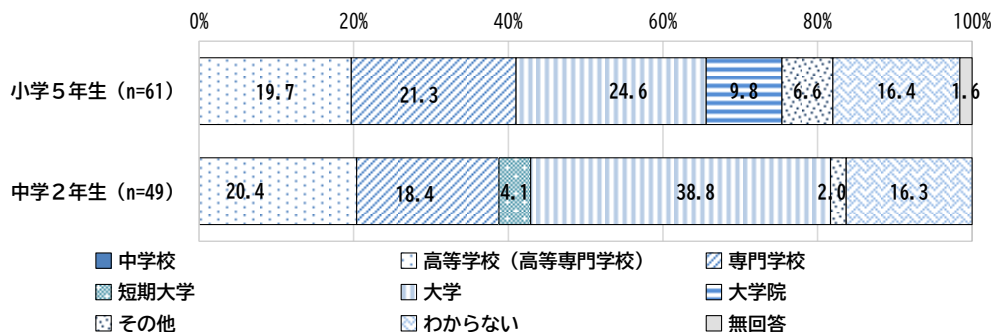
【経済的な理由で過去1年間にあったこと（保護者）】



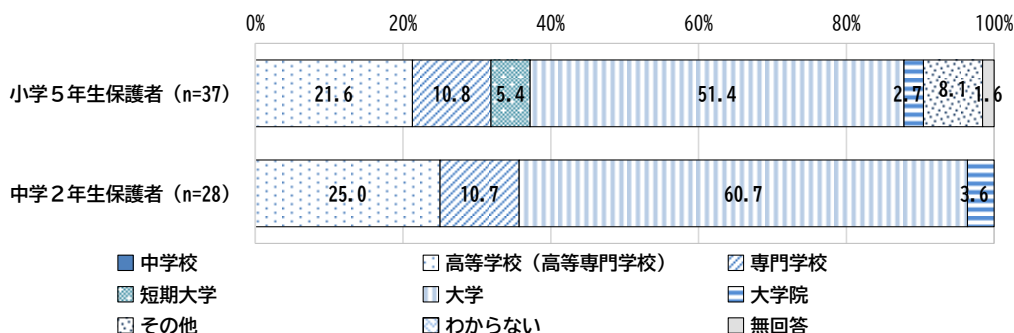
②こどもの教育環境について

こどもの進学希望については、こどもは「大学」への進学の割合が高くなっており、次いで「高等学校（高等専門学校）」「専門学校」となっています。保護者は「大学」への進学を希望する割合が高くなっており、こどもよりも大学への進学を望んでいることが分かります。

【どの学校まで進学したいか（こども）】



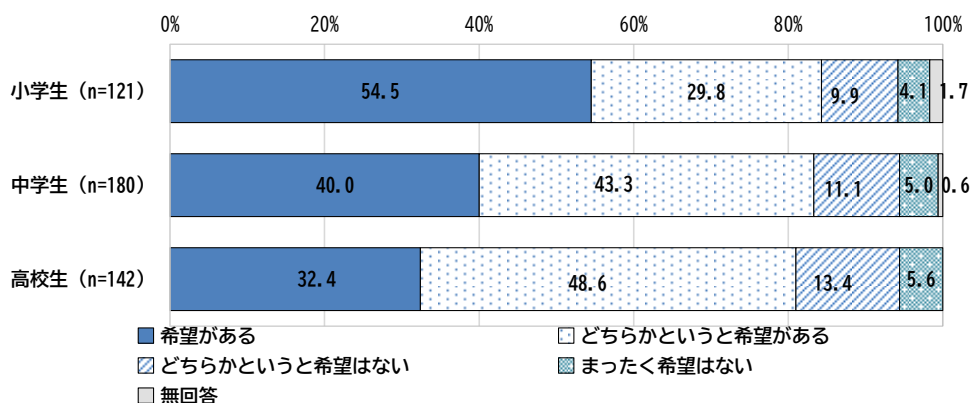
【保護者の進学希望（保護者）】



③社会環境について

将来について明るい希望の有無については、小学生は「希望がある」割合が最も高く、中学生、高校生は「どちらかという希望がある」が最も高くなっています。年齢層が上がるごとに、「希望がある」は減少し、「どちらかという希望がある」「どちらかという希望はない」が増加しています。

【将来について明るい希望の有無（こども）】



■中学生アンケート（こども・若者に関する意見聴取の実施）

（1）調査目的

ここのえこども計画（第3期ここのえ子ども・子育て支援事業計画）における施策検討を行うにあたって、九重町在住の全中学生を対象に、現在の学校・家庭での生活状況や人間関係、今後の展望などを確認し、意見を反映するためにアンケート調査を行いました。

（2）調査方法及び回収結果

調査対象	九重町在住の中学生
調査方法	タブレット・スマートフォン等でのWEB回答による無記名回答方式
調査期間	令和6年12月1日～令和6年12月24日
回収結果	中学生 配布数 145 回収数 136 （有効回収率93.7%）

（3）集計値や図表の表記について

- ・集計した数値（%）は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで表示しています。そのため、数値（%）の合計が100%にならないことがあります。
- ・2つ以上の回答を要する（複数回答）を要する設問の場合、回答者数を分母として計算しているため、原則として数値（%）の合計が100%を超えます。

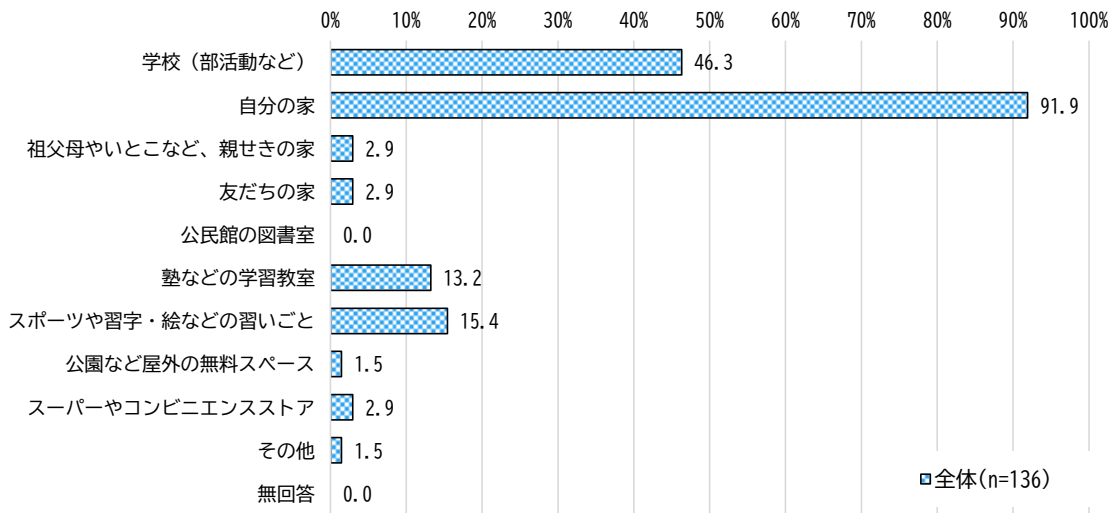
① 日常生活の状況

対象となった中学生が平日の放課後に過ごす場所について、「自分の家」が91.9%と最も高くなっており、次いで「学校、（部活動など）」46.3%、「スポーツや習字・絵などの習いごと」15.4%となっています。

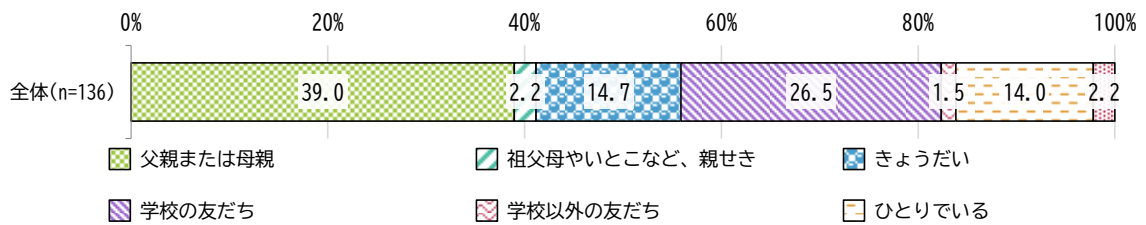
誰と過ごすかについては、「父親または母親」が39.0%と最も高くなっており、次いで「学校の友だち」26.5%、「きょうだい」14.7%となっています。

過ごし方については、30分未満では「家の手伝いをする」が57.4%と最も高く、次いで「趣味の時間（読書や創作活動）」21.3%、「宿題や勉強をする」16.9%となっています。30分以上1時間未満では「宿題や勉強をする」が40.4%と最も高く「テレビやDVDをみる」23.5%、「趣味の時間（読書や創作活動）」20.6%となっています。1時間以上2時間未満では、「SNSやインターネット」が33.1%と最も高く、次いで「塾や習いごと」32.4%「宿題や勉強をする」「テレビやDVDをみる」27.2%となっています。

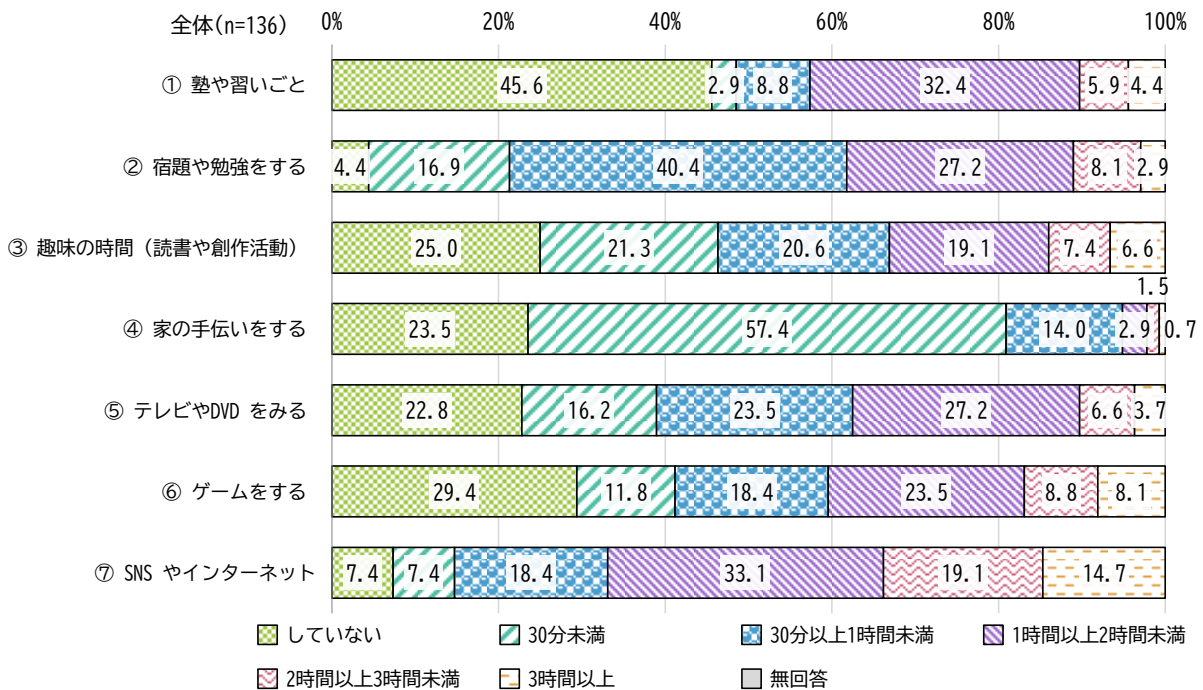
■ 平日の放課後に過ごす場所 (Q1)



■ 平日の放課後に過ごす人 (Q2)



■ 平日の放課後の過ごし方 (Q3)

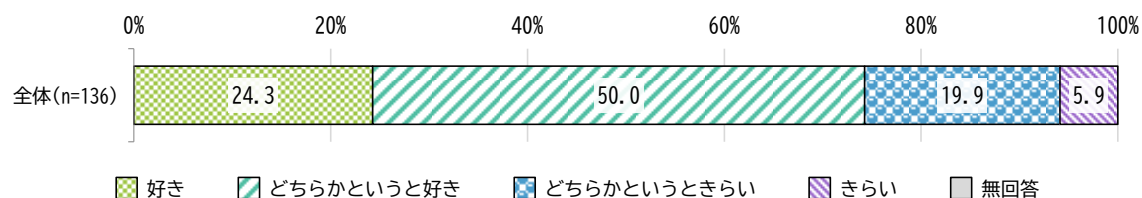


② 中学生自身について現在の考え方

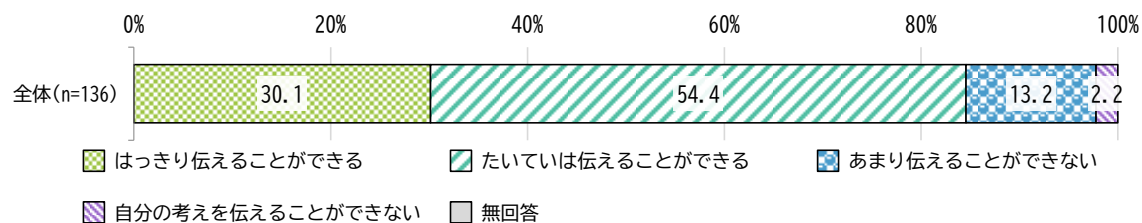
自己肯定感については、「どちらかという好き」が50.0%と最も高く、次いで「好き」24.3%、「どちらかというときらい」19.9%となっています。

自分の考えを伝えることの可否については、「たいていは伝えることができる」が54.4%と最も高く、次いで「はっきり伝えることができる」30.1%、「あまり伝えることができない」13.2%となっています。

■今の自己肯定感（Q6）



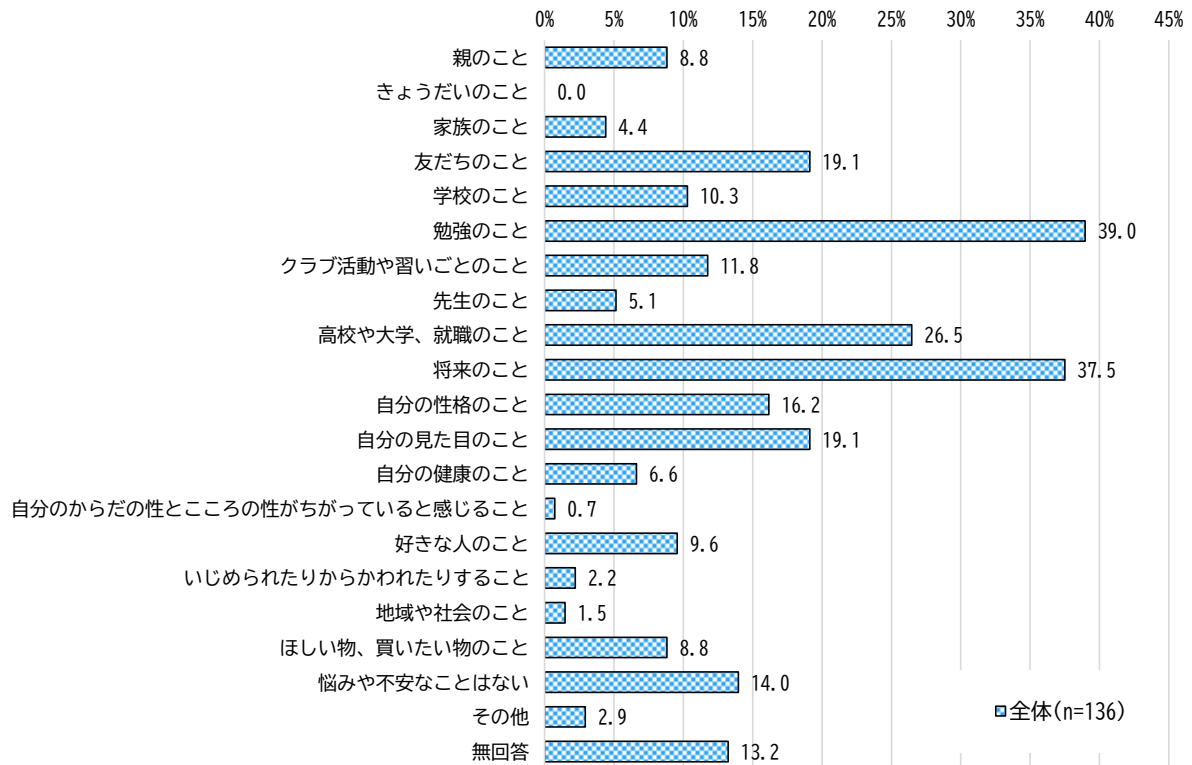
■自分の考えをはっきり相手（家族・友だち・先生など）に伝えることができるか（Q8）



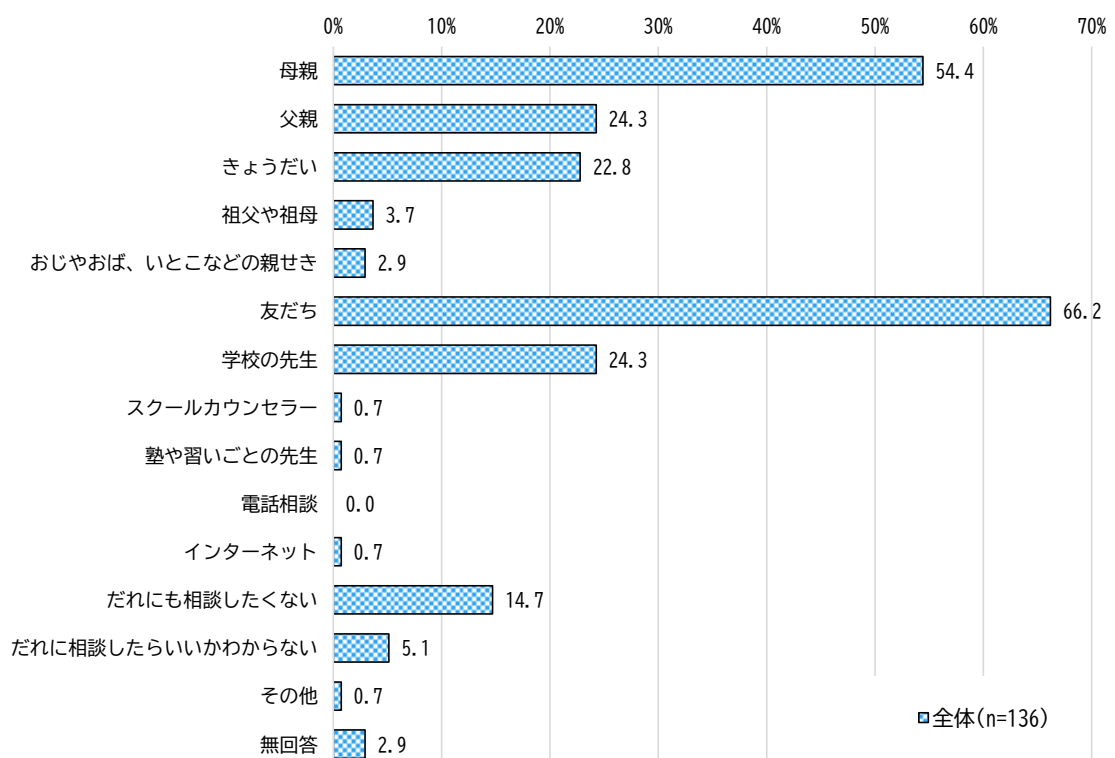
現在、悩んでいること、不安なことについては、「勉強のこと」が39.0%と最も高く、次いで「将来のこと」37.5%、「高校や大学、就職のこと」26.5%となっています。

相談相手については、「友だち」が66.2%と最も高く、次いで「母親」54.4%、「父親」24.3%、「学校の先生」24.3%となっています。

■今、悩んでいることや不安なこと (Q10)



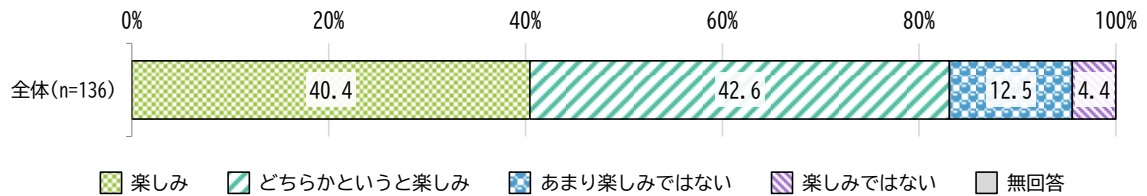
■悩んでいることや不安なことがあるときの相談相手 (Q11)



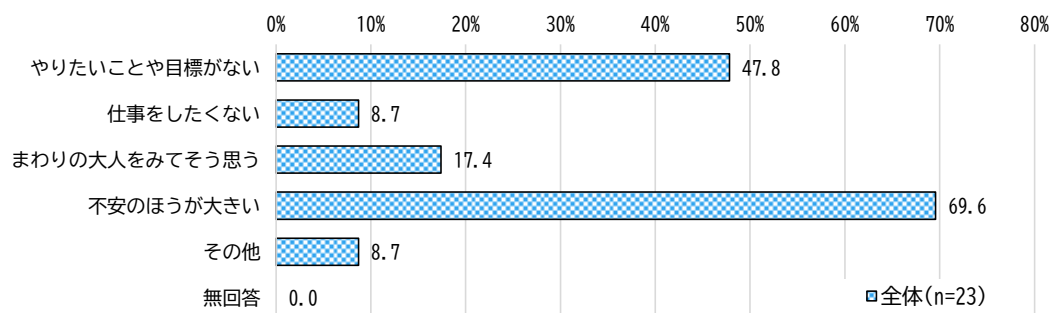
自分の将来については、「どちらかという楽しみ」が42.6%と最も高く、次いで「楽しみ」40.4%、「あまり楽しみではない」12.5%となっています。

将来が楽しみでない人（「あまり楽しみではない」「楽しみではない」を選ばれた人）の理由については、「不安のほうが大きい」が69.6%と最も高く、次いで「やりたいことや目標がない」47.8%、「まわりの大人をみてそう思う」17.4%となっています。

■自分の将来への期待感（Q17）



■将来が楽しみでない理由（Q18）



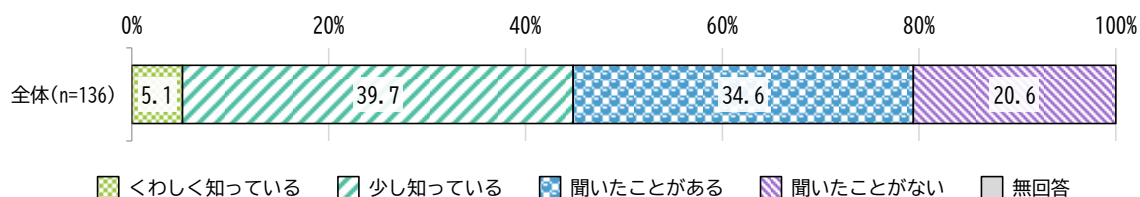
③ こどもの権利について

「こどもの権利」の認知については、「少し知っている」が39.7%と最も高く、次いで「聞いたことがある」34.6%、「聞いたことがない」20.6%となっています。

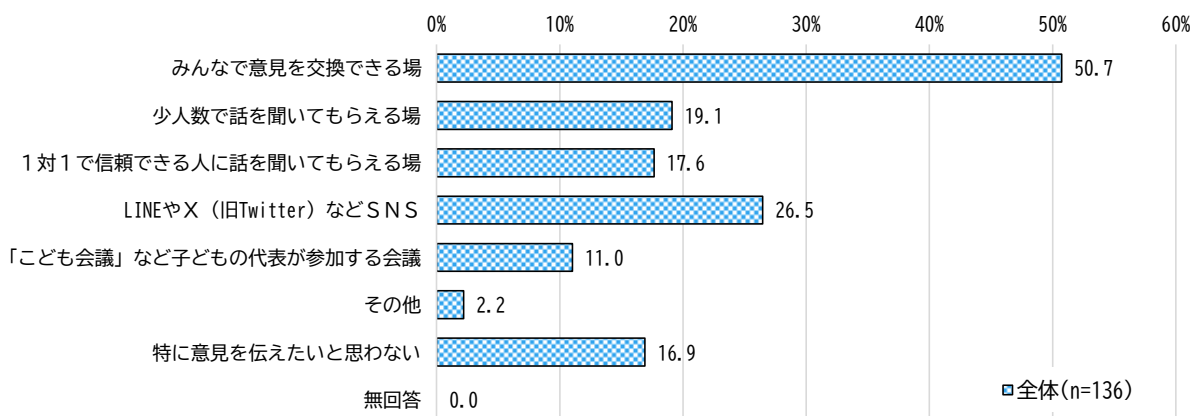
町役場への意見の伝達方法については、「みんなで意見を交換できる場」が50.7%と最も高く、次いで「LINEやX（旧Twitter）などSNS」26.5%、「少人数で話を聞いてもらえる場」19.1%となっています。

町の取組においてこども・若者の意見を聞いてもらえているかについては、「どちらかといえば聞いてもらえていると思う」が52.9%と最も高く、次いで「聞いてもらえていると思う」29.4%、「あまり聞いてもらえていないと思う」14.0%となっています。

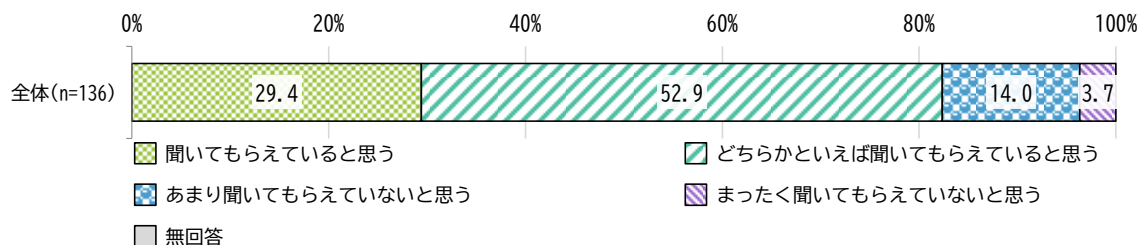
■ 「こどもの権利」の認知（Q19）



■ 意見を町役場に伝えるための参加しやすい方法（Q21）



■ 九重町の取組において、こども・若者の意見を聞いてもらえていると思うか（Q22）



3. 前計画の評価

1. 評価基準

評価の基準は、目標値に対する達成率に応じて次の区分のとおりとします。

評価	数値目標	重要業績評価指標 (KPI)	達成度の平均	達成状況
A	目標達成 (95%以上)		4.5 以上	◎ (非常に効果的)
B	おおむね順調 (80%以上 95%未満)		3.5~4.4	○ (概ね効果的)
C	やや遅れ (60%以上 80%未満)		2.5~3.4	△ (あまり効果的でない)
D	遅れ (60%未満)		1.5~2.4	× (ほとんど効果なし)
E	年度途中で実績の把握不可		1.5 以下	- (評価不可)

*達成度の平均 = (A×5点+B×4点+C×3点+D×2点) ÷ KPI の個数 (E は除外)

2. 評価結果 (総括)

(1) 成果指標・個別事業の指標の達成状況

基本目標	成果指標						個別事業の指標					
	A	B	C	D	E	達成度の平均	A	B	C	D	E	達成度の平均
1 妊産婦・乳幼児における保健の充実	1	1	0	0	0	4.5	7	0	0	0	0	5.0
2 妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の充実	1	0	0	0	1	5.0	3	0	1	1	0	4.0
3 乳幼児期における教育・保育の提供	1	0	0	0	0	5.0	5	1	0	2	0	4.1
4 グローバルに考え、ローカルに行動できる子どもを育む学校教育の推進	3	1	1	1	0	4.0	7	0	0	0	0	5.0
5 学校・家庭・地域が一体となった開かれた学校づくりの推進	1	0	0	0	0	5.0	2	0	0	1	0	4.0
6 安心・安全な学校づくりの推進	1	0	0	0	0	5.0	4	0	0	0	0	5.0
7 地域における子育て支援サービスの充実	0	3	1	0	0	3.7	3	1	1	1	0	4.0
8 配慮を要する子ども等へのきめ細やかな取り組みの推進	1	0	0	0	0	5.0	3	0	0	1	0	4.2
9 子どもを巻き込む事故・犯罪0の取り組みの推進	1	0	0	1	0	3.5	3	0	0	0	0	5.0
10 仕事と子育ての両立支援	0	0	0	2	0	2.0	1	0	0	1	0	3.5
11 子育て家庭への経済的支援	0	0	0	0	1	-	0	0	0	0	1	-
(合計)	11	5	2	4	1	4.0	38	2	2	7	1	4.4

基本目標 1 妊産婦・乳幼児における保健の充実

(1) 成果指標の達成状況

	指標	目標値 (R6)	実績値 (R5)	達成度	評価
1	妊娠期から出産までの期間、満足度・充実感がある人の割合（乳幼児期）	90%	81.0%	90.0%	B
2	虫歯のない3歳児の割合	70%	80.0%	114.2%	A

(2) 個別事業の達成状況

①妊婦・乳幼児期の健診および相談体制の充実

	指標	目標値 (R6)	実績値 (R5)	達成度	評価
1	妊娠11週以下での妊娠の届け出	95%	96.9%	102.0%	A
2	1歳6か月児健康診査受診率	100%	100%	100.0%	A
3	3歳児健康診査受診率	100%	97.6%	97.6%	A
4	歯磨き指導・フッ化物塗布開催回数	12回	12回	100.0%	A
5	MRワクチン接種率	95%	92.6%	97.5%	A

②食育の推進

	指標	目標値 (R6)	実績値 (R5)	達成度	評価
6	食育に関する学習会の開催回数	50回	56回	112.0%	A
7	各園における食育活動開催回数	10回	16回	160.0%	A

(3) 評価総括

各種健診や相談体制については、母子健康手帳の交付時からの健康相談・健康診査・予防接種・訪問指導等、妊産婦・乳幼児期への切れ目ない支援を計画どおり実施でき、非常に効果的な取組となり目標数値が達成できました。

食育の推進では、母子手帳交付時、乳幼児健康診査時の栄養指導のほか、妊婦赤ちゃんサロンの場を活用しての食育指導、各こども園では参観日に食事指導を行い、毎月の献立だよりで食育の大切さを伝え、給食とおやつのサンプルなどを展示しました。また、フッ素塗布事業等虫歯予防の取り組みを行い、3歳児における1人当たりの虫歯本数、虫歯のない者の割合の目標を達成することができました。

基本目標2 妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の充実

(1) 成果指標の達成状況

	指標	目標値 (R6)	実績値 (R5)	達成度	評価
1	子育てが楽しいと感じる保護者の割合	90%	93.2%	103.5%	A
2	産後退院してからの1か月程度助産師や保健師等からの指導ケアを十分に受けたと感じる母の割合	90%	91.3%	101.4%	A

(2) 個別事業の達成状況

①相談・指導・情報提供体制の充実

	指標	目標値 (R6)	実績値 (R5)	達成度	評価
1	妊娠期の保健指導実施率	100%	100%	100%	A
2	乳児全戸訪問事業の訪問実施率	100%	100%	100%	A
3	子育て講演会実施施設数	5か所	3か所	60.0%	C
4	アプリ会員登録率	50%	26.6%	53.2%	D

②妊娠期から子育て期にわたる総合相談支援体制の整備

	指標	目標値 (R6)	実績値 (R5)	達成度	評価
5	子育て世代包括支援センターの設置数	1か所	1か所	100.0%	A

(3) 評価総括

数値目標である子育てが楽しいと感じる保護者の割合が目標値を上回っており、相談・指導・情報提供相談体制については、関係機関との連携のもと、妊娠期の保健指導率は100%であり目標達成できました。また、妊娠届出時から訪問の周知・同意をもらっており、乳児全戸訪問実施率は100%であり目標達成できました。

産後ケアや出産・育児に関する教室について保護者の満足度も高くなっており、非常に効果的な取組となり、数値目標が達成できました。

令和6年度に国の推進する、「子育て世代包括支援センター（母子保健）」と「子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）」の機能を維持したうえで、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」を設置しました。

基本目標3 乳幼児期における教育・保育の提供

(1) 成果指標の達成状況

	指標	目標値 (R6)	実績値 (R5)	達成度	評価
1	町内こども園の教育や保育の内容に満足している保護者の割合	80%	89%	111.2%	A

(2) 個別事業の達成状況

① 質の高い乳幼児期の教育・保育の提供

	指標	目標値 (R6)	実績値 (R5)	達成度	評価
1	保育教諭等の研修実施回数	10回	16回	160.0%	A
2	保育教諭等の研修参加人数	延100人	延1086人	1086%	A
3	各園における家庭や地域と連携した活動数	10回	20回	200%	A
4	各園における防犯訓練の実施回数	3回	6回	200%	A
5	各園における避難訓練の実施回数	9回	19回	211.1%	A
6	連携会議実施回数	10回	8回	80.0%	B

② ニーズに応じた保育サービスの提供

	指標	目標値 (R6)	実績値 (R5)	達成度	評価
7	幼稚園型利用延人数	2,179人	112人	5.1%	D
8	一時的預かり利用延人数	207人	17人	8.2%	D

(3) 評価総括

計画期間中、新型コロナウイルス感染症の影響による参加数の制限等はありませんでしたが、従事者の研修や連携会議などを開催することができ、質の向上に努めました。

数値目標である「町内こども園の教育や保育の内容に満足している保護者の割合」についても目標値を上回りA評価となりました。

一方、一時預かり事業については緊急又は一時的に保育が必要な家庭にサービスを提供することができ、病児・病後児保育事については、保育中に「体調不良」となった児童を年間を通して適切な病児・病後児保育事業の提供が行えています。

基本目標4 グローバルに考え、ローカルに行動できる子どもを育む 学校教育の推進

(1) 成果指標の達成状況

	指標	目標値 (R6)	実績値 (R5)	達成度	評価
1	小1プロブレムの発生率	10%未満	9.1%	100%	A
2	「全国学力・学習状況調査」において、全国平均正答率を上回る項目数(小学生)	全項目	0/5教科	0%	D
3	「大分県学力定着状況調査」において、偏差値50を上回る項目の数(小学生)	全教科	6/8教科	75.0%	C
4	「全国体力・運動能力調査」において、全国平均値を上回る項目数の割合(小学生)	65%以上	57%	87.6%	B
5	「全国体力・運動能力調査」において、全国平均値を上回る項目数の割合(中学生)	65%以上	70.8%	108.9%	A
6	虫歯のない12歳児の割合	60%以上	61%	101.6%	A

(2) 個別事業の達成状況

① 知・徳・体をバランスよく育成し、自己実現のための確かな資質を持つ子どもを育む教育の推進

	指標	目標値 (R6)	実績値 (R5)	達成度	評価
1	各校での協調学習研究授業回数	1回	1回	100.0%	A
2	集合学習の実施回数	10回	11回	110.0%	A
3	こども園・小学校との交流回数	4回	4回	100.0%	A
4	小・中学校との交流回数	2回	2回	100.0%	A

② ふるさと・九重町を大切に作る心豊かな子どもを育む教育の推進

	指標	目標値 (R6)	実績値 (R5)	達成度	評価
5	学校職員等全員研修会数	1回	3回	300.0%	A
6	乳幼児ふれあい交流事業実施回数	1回	1回	100.0%	A
7	「ここのえ学」の実施学校数	全小中学校	全小中学校	100.0%	A

(3) 評価総括

各学校における学習や交流活動については、新型コロナウイルス感染症の影響による活動自粛などありましたが、概ね効果的な取組ができました。

しかし、数値目標の「全国学力・学習状況調査」において、全国平均正答率を上回る項目数(小学生)については、目標が達成できませんでした。

基本目標5 学校・家庭・地域が一体となった開かれた学校づくりの推進

(1) 成果指標の達成状況

	指標	目標値 (R6)	実績値 (R5)	達成度	評価
1	「学校は地域と連携した教育を行っている」と回答する保護者の割合	80%以上	100%	125.0%	A

(2) 個別事業の達成状況

①学校・家庭・地域との連携強化

	指標	目標値 (R6)	実績値 (R5)	達成度	評価
1	コミュニティスクールを活用する学校数	全小中学校	全小中学校	100.0%	A
2	ゲストティーチャー導入学校数	全小中学校	全小中学校	100.0%	A
3	一体的に実施する放課後児童クラブ数	5か所	1か所	20.0%	D

(3) 評価総括

コミュニティスクール及びゲストティーチャーの活用については、全ての小中学校で実施できました。一方、放課後児童クラブ・放課後チャレンジ教室との一体的実施については、5か所中1か所に留まっています。

成果指標の「学校は地域と連携した教育を行っている」と回答する保護者の割合は、目標値を上回っています。

基本目標6 安心・安全な学校づくりの推進

(1) 成果指標の達成状況

	指標	目標値 (R6)	実績値 (R5)	達成度	評価
1	学校が楽しいと感じる小学生(5・6年生)中学生(2・3年生)の割合	75%	88%	117.3%	A

(2) 個別事業の達成状況

①いじめ・不登校対策の充実

	指標	目標値 (R6)	実績値 (R5)	達成度	評価
1	「児童生徒支援対策プラン」を学期に1回見直しを行う学校数	全小中学校	全小中学校	100.0%	A
2	いじめアンケートを学期に1回行う学校数	全小中学校	全小中学校	100.0%	A

②子どもの安全対策の確保

	指標	目標値 (R6)	実績値 (R5)	達成度	評価
3	情報モラル研修実施学校数	全小中学校	全小中学校	100.0%	A
4	防犯訓練・避難訓練実施学校数	全小中学校	全小中学校	100.0%	A

(3) 評価総括

個別事業の4指標については、全て目標値を上回り目標を達成できたことから、効果的な取組となりました。

その結果、成果指標である「学校が楽しいと感じる小学生(5・6年生)中学生(2・3年生)の割合」も88%と目標値の75%を上回り目標を達成できました。

基本目標7 地域における子育て支援サービスの充実

(1) 成果指標の達成状況

	指標		目標値 (R6)	実績値 (R5)	達成度	評価
1	子育ての環境や支援の満足度が 高い保護者の割合	就学前	40%	30.2%	75.5%	C
2		小学生	40%	33.3%	83.2%	B
3	子育てが地域や社会で支えられ ていると感じる保護者の割合	就学前	80%	67.9%	84.8%	B
4		小学生	80%	67.6%	84.5%	B

(2) 個別事業の達成状況

①地域における子育て支援拠点の充実

	指標	目標値 (R6)	実績値 (R5)	達成度	評価
1	子育て交流センター年間延べ利用者数	12,500人	9,612人	76.8%	C
2	わくわく広場開催回数	50回	68回	136.0%	A
3	子育てに関する講習会（年6回以上）の年 間延べ参加者数	160人	136人	85.0%	B
4	特別児童館事業実施回数	3回	4回	133.3%	A

②地域子ども・子育て支援事業の推進

	指標	目標値 (R6)	実績値 (R5)	達成度	評価
5	庁内推進会議、子ども・子育て支援会議の 開催	—	2回	—	—

③子育て支援のネットワークづくり

	指標	目標値 (R6)	実績値 (R5)	達成度	評価
6	子育て関係者等の交流会開催回数	2回	0回	0.00%	D
7	多世代食堂参加延人数（内子ども）	1,600人 (600人)	2,392人 (621人)	149.5%	A

(3) 評価総括

地域子育て交流センターを子育て支援の拠点として、児童の健全育成に取り組みましたが、年間延べ利用者数が目標値に達せずC評価となりました。

また、育児サークル チャムチャムクラブ会員数が、R2（17組）からR5（9組）に減少しており、制度や活動について周知について課題が残りました。

基本目標 8 配慮を要する子ども等へのきめ細やかな取り組みの推進

(1) 成果指標の達成状況

	指標	目標値 (R6)	実績値 (R5)	達成度	評価
1	児童相談所における児童虐待対応件数	10件以内	9件	111.1%	A

(2) 個別事業の達成状況

① 要保護児童への対応等きめ細やかな取り組みの推進

	指標	目標値 (R6)	実績値 (R5)	達成度	評価
1	虐待に関する広報の回数	2回	1回	50.0%	D
2	要保護児童対策地域協議会開催回数	13回以上	13回	100.0%	A

② ひとり親家庭の自立支援の推進

	指標	目標値 (R6)	実績値 (R5)	達成度	評価
3	就業相談会開催回数	1回	1回	100.0%	A

③ 障がいのある子どもへの取り組みの推進

	指標	目標値 (R6)	実績値 (R5)	達成度	評価
4	5歳児健康診査受診率	100%	100%	100.0%	A

(3) 評価総括

要保護児童対策協議会を毎月実施し、要保護共有台帳に登載された子どもへの見守り、支援を行いました。また、ハローワークと協定を結び就職相談会の実施や、県主催による法律相談会を行い、母子家庭及び父子家庭の自立の推進を図ってきました。障がい児施策においては、発達障がいへの対応のため、5歳児健診・5歳児精密健診の実施による早期発見、発達支援ファイルの導入により、こども園、学校、保健、福祉の継続した切れ目ない支援の構築や連携に努めました。

基本目標 9 子どもを巻き込む事故・犯罪0の取り組みの推進

(1) 成果指標の達成状況

	指標	目標値 (R6)	実績値 (R5)	達成度	評価
1	子どもを巻き込んだ犯罪の発生数	0	1	0.00%	D
2	子どもを巻き込んだ交通死亡事故発生数	0	0	100.0%	A

(2) 個別事業の達成状況

① 子どもを巻き込む事故・犯罪0の取り組みの推進

	指標	目標値 (R6)	実績値 (R5)	達成度	評価
1	交通安全教室実施施設数	全小学校	全小学校	100.0%	A
2	通学路点検実施施設数	全小学校	全小学校	100.0%	A
3	校区ごとあいさつ運動実施箇所数	全小学校	全小学校	100.0%	A

(3) 評価総括

小学校で、発達段階に応じた交通安全教室を交通安全協会や警察、交通指導員の協力のもと行いました。また、チャイルドシートの着用については子育て関連用品購入助成金事業（チャイルドシート等の購入補助）により着用の徹底を図りました。

基本目標10 仕事と子育ての両立支援

(1) 成果指標の達成状況

	指標		目標値 (R6)	実績値 (R5)	達成度	評価
1	母親も父親も同じように子育て	就学前	30%	18%	60.0%	D
2	てを行うと答えた母親の割合	小学生	30%	16%	53.3%	D

(2) 個別事業の達成状況

①仕事と子育ての両立支援

	指標	目標値 (R6)	実績値 (R5)	達成度	評価
1	広報掲載回数	2回	1回	50.0%	D
2	プレ★パパママ教室	2回	2回	100.0%	A

(3) 評価総括

プレ★パパママ教室については、参加者の満足度の高い教室運営ができています。
しかし、成果指標の「母親も父親も同じように子育てを行うと答えた母親の割合」については、就学前、小学生の保護者ともに大きく目標に達しませんでした。

基本目標11 子育て家庭への経済的支援

(1) 取り組み状況

	施策	R2	R3	R4	R5
①	出産祝金事業	42人	34人	34人	24人
②	子育て関連用品 購入助成事業	31人・56品	22人・39品	28人・52品	16人・32品
③	育児助成金事業	49人	44人	34人	42人
④	子宝手当	2,588人	2,582人	2,538人	2,629人
⑤	おおいた子育てほっと クーポン活用事業	815,000円	628,000円	680,500円	507,000円
⑥	インフルエンザ予防接 種費用助成事業	563,000円	359,000円	279,000円	209,000円
⑦	子ども医療費助成事業	813件	762件	739件	663件
⑧	特定教育・保育施設等 利用者給食費補助金	1,526,100円	1,432,055円	872,800円	686,900円
⑨	にこにこ保育支援事業	延べ758人	延べ580人	延べ534人	延べ387人
⑩	子育て世帯リフォーム 支援事業	1件	1件	1件	0件
⑪	多世帯同居リフォーム 支援事業	0件	1件	2件	1件

(2) 評価総括

子育て世帯の経済的負担の軽減につながっていますが、各種支援事業の周知を図り、十分に活用できるよう取組む必要があります。

4. 第2期子ども・子育て支援事業計画の評価

(1) 特定教育・保育事業

① 1号認定（3～5歳）

(単位：人)

		R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)
量の見込み	計画値 ①	55	55	55	55	55
	実績値 ②	25	17	20	12	－
	過不足 ①－②	30	38	32	43	－
確保の内容	計画値 ③	55	55	55	55	55
	実績値 ④	55	55	55	55	－
	過不足 ③－④	0	0	0	0	－

② 2号認定（3～5歳）

(単位：人)

		R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)
量の見込み	計画値 ①	165	165	165	165	165
	実績値 ②	131	134	109	110	－
	過不足 ①－②	35	31	56	55	－
確保の内容	計画値 ③	165	165	165	165	165
	実績値 ④	165	165	165	165	－
	過不足 ③－④	0	0	0	0	－

③ 3号認定（0～2歳）

【1・2歳】

(単位：人)

		R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)
量の 見込み	計画値 ①	95	95	95	95	95
	実績値 ②	76	61	59	46	—
	過不足 ①－②	19	34	36	49	—
確保の 内容	計画値 ③	95	95	95	95	95
	実績値 ④	95	95	95	95	—
	過不足 ③－④	0	0	0	0	—

【0歳】

(単位：人)

		R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)
量の 見込み	計画値 ①	35	35	35	35	35
	実績値 ②	19	19	22	22	—
	過不足 ①－②	16	16	13	13	—
確保の 内容	計画値 ③	35	35	35	35	35
	実績値 ④	35	35	35	35	—
	過不足 ③－④	0	0	0	0	—

(2) 地域子ども・子育て支援事業

			R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)
①利用者 支援 (箇所)	量の 見込み	計画値	0	1	1	1	1
		実績値	0	0	0	0	
	確保 方策	計画値	0	1	1	1	1
		実績値	0	0	0	0	
②妊婦健 康診査 (人回)	量の 見込み	計画値	798	770	742	714	700
		実績値	450	347	502	388	
	確保 方策	計画値	798	770	742	714	700
		実績値	450	347	502	388	
③乳児家 庭全戸訪 問事業 (人)	量の 見込み	計画値	57	55	53	51	50
		実績値	43	39	29	24	
	確保 方策	計画値	57	55	53	51	50
		実績値	43	39	29	24	
④子育て 短期支援 事業	量の 見込み	計画値	1人日	1人日	1人日	1人日	1人日
		実績値	0人	2人	5人	0人	
	確保 方策	計画値	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
		実績値	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	
⑤ファミ リー・サ ポート・ センター 事業 (人日)	量の 見込み	計画値	727	701	669	649	637
		実績値	6	5	21	13	
	確保 方策	計画値	727	701	669	649	637
		実績値	6	5	21	13	

			R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)
⑥幼稚園在園児を対象とした一時預かり (人日)	量の 見込み	計画値	2,377	2,456	2,311	2,364	2,179
		実績値	352	1,362	308	112	
	確保 方策	計画値	2,377	2,456	2,311	2,364	2,179
		実績値	352	1362	308	112	
⑥幼稚園在園児を対象とした一時預かり以外 (人日)	量の 見込み	計画値	233	228	217	217	207
		実績値	31	50	97	17	
	確保 方策	計画値	233	228	217	217	207
		実績値	31	50	97	17	
⑦地域子育て支援拠点事業 (人日)	量の 見込み	計画値	469	430	428	414	402
		実績値	525	335	483	628	
	確保 方策	計画値	469	430	428	414	402
		実績値	525	335	483	628	
⑧放課後児童クラブ (人)	量の 見込み	計画値	264	254	244	236	232
		実績値	186	172	159	148	
	確保 方策	計画値	264	254	244	236	232
		実績値	186	172	159	148	

5. 課題の整理

■こども・若者の権利に関すること

「こども基本法」の第3条において、すべてのこども・若者について、その年齢及び発達の程度に応じた意見表明や社会的活動に参画する機会を確保すること、こども・若者の意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本理念として掲げています。

こどもの権利の保障を進めるためには、こどもが権利の主体であることを広く周知し、こどもが自ら権利について学ぶことはもとより、家庭や学校、地域など、社会全体で共有していくことが大切となることから、すべての人に対して、こどもの権利の普及啓発や学習機会の充実に取り組む必要があります。

また、すべてのこども・若者が、本町のこどもに関する施策に対して、自主的に意見を表明できる機会を設けていく必要があります。

さらに、権利侵害を受けたこどもが適時適切にSOSを発信できるよう、引き続きこどもの権利に関する相談窓口の周知を図っていく必要があります。

■こども・若者の成育環境 について

地域との連携を強化しながら、全てのこども・若者が将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができるよう、こどもの意見をとり入れた利用しやすい居場所づくりや地域全体でこども・若者の成長を支えられる体制整備が必要です。

■子育てサービスの充実

共働き世帯の増加、祖父母の就労の増加によりこども園や放課後児童クラブ等の利用数は増加傾向であり、今後も子育てサービスの量・質の確保が必要です。

しかしながら、県主催の放課後児童クラブ支援員等の研修会、町主催のファミリー・サポート・センター講習会を実施したもののサービス利用者の増員にはつながっていません。保育士についても確保に努めてきましたが、十分な確保は困難な状況です。今後も、子育てサービス従事者の確保対策が必要となります。

また、サービスの質の向上のために子育てサービス従事者に対する各種研修会の実施や参加、サービス従事者同士の意見交換の場を設けるなどし、従事者と利用者の双方にとって利用しやすいサービスとすることが重要です。

■こどもの貧困に関すること

親の経済的貧困は、こどもから学習や体験の機会を奪うことにつながります。これらの教育機会の格差はこどもの学力格差や進学格差を生み、将来的には職業選択にも影響を及ぼすことが考えられます。このような貧困の世代間連鎖を解消するためにも「就学援助」などの経済的な支援のほか、大人との多様な人間関係の中で自発的な学習習慣を身に付けることができる教育の支援が求められています。

アンケート調査においても、保護者の経済状況は、時間的な余裕や精神的負担に影響を及ぼしていることがうかがえました。

そのため、保護者が時間に余裕を持つことができるような環境を整備するとともに、地域と触れ合える場や機会が必要となっています。

また、保護者の精神的な状況はこどもに与える影響も大きいと考えられることから、信頼できる包括的な相談体制が求められています。

さらに、相対的貧困と分類された世帯では非正規雇用で就労している保護者の割合が高くなっていることから、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援が必要となります。

■ヤングケアラーに関すること

ヤングケアラーは、家庭内の役割として捉えられ、本人や家族に自覚がない場合があり、問題が表面化しにくいことから、見逃すことなく必要な支援につなぐ必要があります。

また、ヤングケアラーやその家族が置かれている状況は多岐にわたるため、教育、福祉、介護等の関係機関が連携し、ヤングケアラーを含む家族の支援を行う必要があります。

今後、訪問による家事支援を行っていくうえでは、要保護児童対策地域協議会等との連携、関係サービス機関との情報共有とサービス提供体制の構築など、官民一体となる施策が必要とされています。

■ネットワーク等の充実（子育て世代のつながりや地域とのつながり）

少子化や核家族化、社会環境の変化により、保護者同士のつながりや地域とのつながりが希薄化しています。そうした中で、子育てを通じて、こどもや保護者が成長できる取り組みや地域ぐるみで子育てをするための意識の醸成、ネットワークづくりが必要です。

■きめ細やかな支援・相談体制の整備

少子化や核家族化で妊産婦の孤立感や負担感が高まっており、妊娠期から子育て期までの支援は、関係機関が連携し切れ目のない支援を実施することが重要です。また、妊娠期からの相談に対応することで、孤立感や不安、負担感を軽減し、児童虐待防止につなげることが必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1. めざす姿

第2期ここのえ子ども・子育て支援事業計画における「やさしい緑の中で育む笑顔の輪」を踏襲し、緑あふれる自然豊かな九重町で、一人ひとりのこどもが健やかに生まれ育つことができる温かい町、笑顔に包まれるまちづくりを目指します。

やさしい緑の中で育む笑顔の輪

2. 基本理念

少子化や就労の形態、家族の形態が変化する中で、地域のつながりが希薄化し、子育てに対する不安感や孤立感を感じている家庭が増えています。また、家庭や地域における子育て力の低下が社会的な課題となっています。

さらに、いじめや児童虐待、こどもを巻き込んだ犯罪の増加など、こどもを取り巻く環境は年々厳しさを増しています。

こどもは、未来をつくる社会の宝であり、一人ひとりが個性や能力、可能性をもったかけがえのない存在です。こどもが家庭や学校等、地域の中で安全で安心して、のびのびと遊び、学び、交流し、いきいきと暮らせるよう「こどもの最善の利益」が実現される社会をつくらねばなりません。

そのためには、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、地域や社会が保護者に寄り添い、親としての成長を支援することが重要です。

こどもや子育て家庭を地域全体で支援し、九重町すべてのこどもが健やかに育つ地域を実現するために、以下の3項目を基本理念とします。

1. こどもの健やかな成長

妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の充実を図るとともに、良質かつ適切な教育・保育・子育て支援を総合的に提供します。

2. 地域における子育て支援

子育て支援サービスの充実を図るとともに、地域や社会が保護者に寄り添い、親としての成長を支援します。

3. 安心・安全な子育て環境の整備

こどもの安全と安心して子育てできる子育て環境の整備に努めます。

3. 基本目標

3つの基本理念である「こどもの健やかな成長」「地域における子育て支援」「安心・安全な子育て環境の整備」を実現するために、11の基本目標を定め、子育て支援を推進します。

4. 基本的な視点

1. こどもの視点	こどもの幸せを第一に考え、こどもの最善の利益が最大限に尊重されることが必要です。
2. 次代の親の育成という視点	こどもは次代の親となるという認識のもとに、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立ったこどもの健全育成のための取り組みが必要です。
3. サービス利用者の視点	利用者の視点に立った子育て支援を質・量の両面にわたり充実させる取り組みが必要です。
4. 社会全体による支援の視点	父母その他の保護者が子育てについての第一義的な責任を有することを前提としつつ、全てのこどもの健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有し、社会全体で子ども・子育てへの支援が必要です。
5. 仕事と生活の調和実現の視点	仕事と生活の調和を実現することは、結婚や子育てへの希望の実現につながり、社会全体の運動として進めていくことが大切です。
6. すべてのこどもと家庭への支援の視点	子育て家庭やこどもの状況は多岐にわたり、多様なニーズを持っています。児童虐待の増加等、こどもの抱える背景が多様化する中、特に配慮を要するこどもの家庭へきめ細やかな支援を行い、適切な対応ができるよう、関係機関の連携を強めながら、社会養護体制を充実するよう努めます。
7. 地域の担い手や社会資源の効果的な活用の視点	子ども・子育て支援は、教育・保育等の専門的な知識や技術を持つ担い手ばかりでなく、地域における関係団体、ボランティア等様々な社会資源において担われています。それぞれが協働し取り組むとともに、子育て支援等を通じた地域への貢献を希望する中高齢者や育児経験者等が、各地域での子ども・子育て支援において活躍できるよう努めます。
8. サービスの質の視点	サービスの質を評価し、向上させていくために、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取り組みに努めます。
9. 地域特性の視点	民間企業や団体等社会資源の乏しい中で、町にあった取り組みが必要となります。また、その他家族の同居率が高く、家族ぐるみの子育ての取り組みが必要です。

5. 計画の体系

【めざす姿】 やさしい緑の中で育む笑顔の輪

基本理念	基本目標	基本施策
こどもの健やかな成長	1. 妊産婦・乳幼児における保健の充実	(1) 妊婦・乳幼児期の健診および相談体制の充実 (2) 食育の推進
	2. 妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の充実	(1) 相談・指導・情報提供体制の充実 (2) 妊娠期から子育て期にわたる総合相談支援体制の整備
	3. 乳幼児期における教育・保育の提供	(1) 質の高い乳幼児期の教育・保育の提供 (2) ニーズに応じた保育サービスの提供
	4. グローバルに考え、ローカルに行動できるこどもを育む学校教育の推進	(1) 知・徳・体をバランスよく育成し、自己実現のための確かな資質を持つ子どもを育む教育の推進 (2) ふるさと・九重町を大切に作る心豊かなこどもを育む教育の推進
	5. 学校・家庭・地域が一体となった開かれた学校づくりの推進	(1) 学校・家庭・地域との連携強化
	6. 安心・安全な学校づくりの推進	(1) いじめ・不登校対策の充実 (2) こどもの安全対策の確保
地域における子育て支援	7. 地域における子育て支援サービスの充実	(1) 地域における子育て支援拠点の充実 (2) 地域子ども・子育て支援事業の推進 (3) 子育て支援のネットワークづくり
	8. 配慮を要するこども等へのきめ細やかな取り組みの推進	(1) 要保護児童への対応等きめ細やかな取り組みの推進 (2) ひとり親家庭の自立支援の推進 (3) 障がいのあるこどもへの取り組みの推進 (4) ヤングケアラーへの支援 (5) こどもの貧困対策の推進
安心・安全な子育て環境の整備	9. こどもを巻き込む事故・犯罪0の取り組みの推進	(1) こどもを巻き込む事故・犯罪0の取り組みの推進
	10. 仕事と子育ての両立支援	(1) 仕事と子育ての両立支援
	11. 子育て家庭への経済的支援	(1) 子育て家庭への経済的支援

第4章 施策の展開

第4章 施策の展開

基本目標1 妊産婦・乳幼児における保健の充実

(1) 妊婦・乳幼児期の健診および相談体制の充実

◆施策の方向性

こどもを安心して産み、ゆとりをもって健やかに育てるために、妊娠・出産に関する満足度を増やすことが必要です。また、乳幼児の健やかな心身の発育発達を促すために、妊娠期からの健康管理が重要です。妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、乳幼児健診、予防接種、訪問指導、保健指導等の充実に取り組みます。

◆主な取り組み

①母子手帳の交付および妊婦健康診査助成事業

母子ともに健やかな出産を迎えるために、すべての妊婦が妊婦健康診査を国が定める望ましい基準に基づき適正に受けられるよう費用助成を実施します。

②乳幼児健康診査の機能強化

内科健診、歯科健診のほか育児相談、栄養相談など育児不安の軽減を目的とする相談を実施し、必要に応じて、継続的な支援の充実に努めるとともに健診の場を活用し、保護者同士の交流に努めます。また、未受診者対策を徹底します。

③乳幼児の虫歯予防対策の推進

乳幼児期の発達段階に応じた虫歯予防のための健康教育を実施するとともに、フッ化物塗布を行います。また、妊婦歯科検診の助成を継続し、妊娠期からの継続した虫歯予防対策を推進します。

④予防接種の勧奨

乳幼児健診等あらゆる場を通じて、接種の意義や方法等について説明し、接種勧奨を図ります。特に麻疹の予防接種については、国の指針に基づき、積極的な受診勧奨に努めます。

◆個別事業の指標

取り組み	指標	R11 目標
母子手帳の交付および妊婦健診の公費負担	妊娠11週以下での妊娠の届け出	95%
乳幼児健康診査の機能強化	1歳6か月児健康診査受診率	100%
	3歳児健康診査受診率	100%
乳幼児の虫歯対策の推進	歯磨き指導・フッ化物塗布開催回数	12回
予防接種の勧奨	M R ワクチン接種率	95%

(2) 食育の推進

◆施策の方向性

「九重町食育推進計画」に基づき、乳幼児期からの望ましい食習慣の定着、食を通じた元気な体と豊かな心を育むため、保健や教育分野を始め様々な分野と連携し、発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めます。低出生体重児の増加等を踏まえ、妊産婦や乳幼児に関する栄養指導の充実、学習機会の提供を行い、妊娠前からの適切な食生活を身につけ母性の健康の確保を図ります。

◆主な取り組み

①妊産婦、乳幼児の保護者を対象とした指導・学習会の開催

母子手帳交付時、乳幼児健康診査の場を活用して、栄養指導や学習会を開催します。

②こども園における食育活動の取り組み

安心・安全な食の提供を行うとともに、給食を通じた食育の推進や保護者への食育指導を行います。

◆個別事業の指標

取り組み	指標	R11 目標
妊産婦、乳幼児の保護者を対象とした学習会の開催	食育に関する学習会の開催回数	50回
こども園における食育活動の取り組み	各園における食育活動開催回数	12回

◆成果指標

指標	R11 目標
妊娠期から出産までの期間、満足度・充実感がある人の割合（乳幼児期）	90%
虫歯のない3歳児の割合	85%

基本目標 2 妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の充実

(1) 相談・指導・情報提供体制の充実

◆施策の方向性

親の育児不安の解消を図るため、妊娠期からの相談・保健指導等母子保健事業の充実強化を図るとともに、保健、医療、福祉、教育の各関係機関や、母子保健推進員等の地域住民と連携し、母子保健事業と育児支援事業が一体的に切れ目なく提供できる体制づくりを目指します。また、親育ちの視点にたち、講演会の開催や保護者へ届きやすい情報の提供に努めます。さらに、こども・若者の成長段階に応じて、基本的な生活習慣を身に付けることができるよう家庭、学校、地域などの協力を得ながら、健康確保に関する普及啓発を推進します。

◆主な取り組み

①妊娠期からの相談・保健指導の充実

母子健康手帳交付時、保健師等による個別の面接を行うとともに、医療機関（産科・小児科・精神科）等と連携し、きめ細やかな指導を行います。また、産後ケア事業、ペリネイタルビジットの促進を図り、育児不安を抱えた方等への支援の充実に努めます。

②乳児全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）の充実

生後4か月未満の乳児のいる家庭を保健師又は訪問員（母子保健推進員等）が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行います。支援が必要な家庭には継続して支援が届けられるよう、地域の中でこどもが健やかに育成できる環境整備を図ります。

③出産・育児に関する教室や子育て講演会の実施

妊婦とその配偶者を対象としたプレ・パパママ教室や子育て交流センター等での育児に関する教室、講座を行います。

④子育て情報の提供

ホームページ以外にも子育てアプリ等を活用し、妊婦から子育て世帯へ情報発信に努めます。

◆個別事業の指標

取り組み	指標	R11 目標
妊娠期からの相談・保健指導の充実	妊娠期の保健指導実施率	100%
乳児全戸訪問事業の充実	訪問実施率	100%
子育て講演会等の実施	子育て講演会実施施設数	5 か所
子育て情報の提供	アプリ会員登録率	50%

(2) 妊娠期から子育て期にわたる総合相談支援体制の整備

◆施策の方向性

妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の提供体制を構築します。

また、将来結婚、子育てに係る若者に対し、地域社会の未来を切り開いていけるよう一人一人の長所を伸ばしていくため、生活基盤となる就労支援等の体験活動の機会を設け、結婚の希望を叶えるとともに、安心して妊娠・出産、子育てができる環境づくりを推進します。

◆主な取り組み

①こども家庭センターの設置

妊娠出産から子育て時期を通して、あらゆる相談等ができるワンストップ窓口として施設を整備し、子育て世代の育児相談・不安解消を図る。

◆個別事業の指標

取り組み	指標	R11 目標
こども家庭センターの設置	こども家庭センターの設置数	1 か所

◆成果指標

指標	R11 目標
子育てが楽しいと感じる保護者の割合	95%
産後退院してからの1か月程度助産師や保健師等からの指導ケアを十分に受けたと感じる母の割合	95%

基本目標3 乳幼児期における教育・保育の提供

(1) 質の高い乳幼児期の教育・保育の提供

◆施策の方向性

こどもの教育・保育や保護者支援等を通じて、適切に教育・保育施設としての役割が発揮できるよう、保育教諭等の資質向上を図り、質の高い教育・保育の提供に努めるとともに、不足する人材の確保に努めます。

また、家庭や地域との交流を深め、開かれた園づくりを推進します。

◆主な取り組み

①質の高い教育・保育の提供

保育教諭等の専門性を高めるため、大分県等が実施する研修にオンライン等を活用し参加するとともに、指導計画の作成・実践を行い、園内研修において職員間の共通理解を図りつつ、質の高い教育・保育の向上に努めます。

②保育教諭等の人材確保

「町の担い手応援事業」により、保育士等の資格取得における経済的支援を行います。また、大分県やハローワーク等の関係機関との連携を図り、保育教諭等の安定的な確保に努めます。

③家庭や地域と連携した幼児教育の推進

園庭開放や家庭の教育力や地域の教育的資源を活用するなど、家庭や地域社会と連携した教育活動の充実に努めます。

④安全対策の確保

園児の事故防止対策を講じるとともに、防犯訓練、災害等における避難訓練を行い、安全対策の確保に努めます。

⑤学校との連携

このえ学園構想によるつながり学習や各学校との連絡会等連携を密にし、こどもたちが就学前から学校へ安心して移行できる支援に努めます。

⑥施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育・保育の無償化に伴い、子育てのための施設等利用給付が創設されています。保護者の経済的負担の軽減や利便性を考慮し、公平で適正な給付を行います。また、制度や申請給付についての周知・啓発にも努めます。

◆個別事業の指標

取り組み	指標	R11 目標
質の高い教育・保育の提供	研修実施回数	20 回
	研修参加人数	延 350 人
家庭や地域と連携した幼児教育の推進	各園における家庭や地域と連携した活動数	24 回
安全対策の確保	各園における防犯訓練の実施回数	6 回
	各園における避難訓練の実施回数	24 回
学校との連携	連携会議実施回数	12 回

(2) ニーズに応じた保育サービスの提供

◆施策の方向性

保護者の就労環境は多様化し、様々な保育サービスのニーズがあります。また、育児疲れや緊急児の対応等、保護者のニーズに沿った保育サービスを提供できるよう地域での保育サービスの充実、連携に努めます。

◆主な取り組み

①一時預かり事業

こども園で、保護者の就労や、家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児の一時預かり保育を行います。また、教育時間終了後の在園児の預かり保育を行います。

②病児・病後児保育事業（体調不良児対応型保育事業）

仕事等の理由で、保護者が病気中のこどもを家庭で保育できない場合に、園で一時的に保育し、保護者の子育てと就労の両立を支援します。

◆個別事業の指標

取り組み	指標	R11 目標
一時預かり事業	幼稚園型利用延人数	361 人
	一時的預かり利用延人数	82 人

◆成果指標

指標	R11 目標
町内こども園の教育や保育の内容に満足している保護者の割合	90%

基本目標 4 グローバルに考え、ローカルに行動できる子どもを 育む学校教育の推進

(1) 知・徳・体をバランスよく育成し、自己実現のための確かな資質を持つ子どもを育む教育の推進

◆施策の方向性

学校教育において「基礎的・基本的な知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「学ぶ意欲や態度」の育成を行うために、『このえ学園』基本計画のもと取り組みます。

◆主な取り組み

①教科指導力の向上

学力向上プランに基づく校内研修を通じた授業改善や、協調学習等の「学び合い」の授業の研究等を行います。

②健康・体力づくりの推進

学校医と協力し、学校保健に対する校内の指導体制を確立し、保健・医療・福祉等の関係機関と緊密に連携して指導の充実を図ります。また、食育の推進・歯磨き指導・フッ化物洗口等歯科保健対策の充実を図ります。

体力向上プランを作成し、児童生徒の体力向上に向けた取り組みを推進します。

③集合学習の推進

適正規模人数での授業機会を提供し、多様な価値観に触れる機会を確保するため、全小学校の5年生や6年生が中学校に集まって、体育・英語等の授業を行い、中1ギャップの解消を図ります。

④こども園・小学校・中学校との連携強化

こども園におけるアプローチカリキュラム、小学校におけるスタートカリキュラムのもと、就学前児童と小学校の計画的な交流活動に取り組みます。また、小学校・中学校の連携においては、中学校教員による専門教科の指導を行います。

◆個別事業の指標

取り組み	指標	R11 目標
教科指導力の向上	各校での協調学習研究授業回数	1回
集合学習の推進	実施回数	10回
こども園・小学校・中学校との連携強化	こども園・小学校との交流回数	4回
	小・中学校との交流回数	2回

(2) ふるさと・九重町を大切に作る心豊かな子どもを育む教育の推進

◆施策の方向性

こどもの「生きる力」を育むために、自分の人権を守る意識・意欲・態度を培う人権尊重を基盤にした「人権教育・部落問題学習」の系統的な推進や、多様な観点から自分と郷土（九重町）を見ることが出来る力の育成等、学校・地域の中で様々な体験・交流を推進します。

また、「子どもまんなか社会」の実現を目指すため、こどもの権利の趣旨について、さまざまな機会を活用し、幅広く町民への啓発を行うとともに、こども・若者の意見を表明する権利を尊重し、その意見を施策に活かすため、場や機会をつくり対話しながら、施策に反映させる仕組みを創ります。

◆主な取り組み

①人権教育・部落問題学習の推進

小学校1年生から中学校3年生まで系統性をもって作成した「九重町人権教育共通教材」に沿って、発達段階に応じた「人権教育・部落問題学習」を推進します。また、こども園・小学校・中学校が連携しながら、指導内容等の充実のために職員の研修に努めます。

②乳幼児等との交流の推進

少子化がすすむ中で乳幼児と触れ合う機会が減少しています。乳幼児ふれあい交流事業を実施し、乳幼児との交流を推進するとともに次代の親となる意識づくりを行います。

③「ここのえ学」の推進

総合的な学習の時間などを利用し、ふるさと「九重町」の産業や観光、文化などについて学ぶ「ここのえ学」を各学校で推進します。

④海外交流の推進

ここのえ緑陽中学校と姉妹校である台湾高雄市の2中学校との定期的な相互交流を行います。

◆個別事業の指標

取り組み	指標	R11 目標
人権教育・部落問題学習の推進	学校職員等全員研修会数	1回
乳幼児等との交流の推進	乳幼児ふれあい交流事業実施回数	1回
「ここのえ学」の推進	実施学校数	全小中学校

◆成果指標

指標	R11 目標
小1プロブレムの発生率	10%未満
「全国学力・学習状況調査」において、全国平均正答率を上回る項目数 (小学生)	全項目
「大分県学力定着状況調査」において、偏差値50を上回る項目の数 (小学生)	全教科
「全国体力・運動能力調査」において、全国平均値を上回る項目数の割合 (小学生)	65%以上
「全国体力・運動能力調査」において、全国平均値を上回る項目数の割合 (中学生)	65%以上
虫歯のない12歳児の割合	60%以上

基本目標5 学校・家庭・地域が一体となった開かれた学校づくり の推進

(1) 学校・家庭・地域との連携強化

◆施策の方向性

コミュニティスクールの活用等により、保護者や地域住民の参画を得ながら学校運営の改善や学校と地域との連続継続した体制の充実を図り、社会総がかりでこどもを育む「地域とともにある学校づくり」を推進します。

◆主な取り組み

①地域と連携した学校運営の推進

コミュニティスクール等を活用し、地域の声や願いを活かすことにより、地域とともに歩む学校運営に努めます。また、学校関係者評価を行い、学校運営の改善に努めます。

②ゲストティーチャーによる指導の推進

各地域の公民館と連携し、地域のゲストティーチャーによる指導や学校支援を推進します。

③地域と連携した体験活動の充実

農作物の栽培・収穫や職業体験、地域の行事等への積極的な参加を通じて、地域の方々と交流を深め、自然・人等様々なふれあいの場を設けます。

④放課後児童クラブ・放課後チャレンジ教室との一体的実施及び学校との連携強化

全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、放課後児童クラブと放課後チャレンジ教室が連携し実施します。また、学校と放課後児童クラブも安全・安心して連続・継続して利用できるよう連携を強化します。

◆個別事業の指標

取り組み	指標	R11 目標
地域と連携した学校運営の推進	コミュニティスクールを活用する学校数	全小中学校
ゲストティーチャーによる指導の推進	ゲストティーチャー導入学校数	全小中学校
放課後児童クラブ・放課後チャレンジ教室との一体的実施	一体的に実施する放課後児童クラブ数	5 か所

◆成果指標

指標	R11 目標
「学校は地域と連携した教育を行っている」と回答する保護者の割合	80%以上



基本目標6 安心・安全な学校づくりの推進

(1) いじめ・不登校対策の充実

◆施策の方向性

各学校の「いじめ防止基本方針」「児童生徒支援対策プラン」に基づいた取り組みを行うとともに、各学校と関係機関等との連絡会議の開催やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携した相談体制の充実に取り組みます。

◆主な取り組み

①各校の状況に応じた「児童生徒支援対策プラン」の作成と推進

これまでの複数年度におけるいじめ・不登校の状況に加えて貧困や虐待等の課題を明らかにし、校長によるリーダーシップの下、各学校の「教育相談コーディネーター」を中心として、全教職員により組織的かつ計画的なPDCAによる児童生徒の支援を推進していきます。

②すべての教職員が「いじめ見逃しゼロ」を意識した生徒指導の推進

いじめ・不登校はどの児童生徒、どの学級、どの学校においても起こりうるものであるという認識のもと、アンケート調査などを通していじめの早期発見に努め、組織的な解決に努めます。

③児童生徒、保護者の思いに寄り添った不登校支援

教育相談コーディネーターを中心に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門スタッフや「ほっとスペース」等の関係機関を効果的に活用して、不登校児童生徒に寄り添った支援を行います。

◆個別事業の指標

取り組み	指標	R11 目標
各校の状況に応じた「児童生徒支援対策プラン」の作成と推進	「児童生徒支援対策プラン」を学期に1回見直しを行う学校数	全小中学校
すべての教職員が「いじめ見逃しゼロ」を意識した生徒指導の推進	いじめアンケートを学期に1回行う学校数	全小中学校

(2) こどもの安全対策の確保

◆施策の方向性

インターネット・SNS等のネット上の問題行動やこどもが犯罪に巻き込まれる事件が多発しています。児童生徒・保護者向けの研修等を行い情報モラル教育の推進を図ります。また、児童の事故防止対策を図るとともに、防犯訓練、災害等における避難訓練を行い、安全対策の確保に努めます。

また、こどもと若者の自殺対策として、自殺予防教育、相談体制の整備に努めます。

◆主な取り組み

①情報モラル教育の推進

学校を中心に、児童生徒向け、保護者向けの情報モラル研修を行います。また、学校・PTAが連携し、ノーメディアデーの推進に努めます。

②安全対策の確保

学校における防犯教室・災害における避難訓練の実施を行うとともに学校区ごとにこども園、学校、家庭、地域が一体となった災害時の対応を検討し、地域ぐるみでこどもの安全対策を推進します。

◆個別事業の指標

取り組み	指標	R11 目標
情報モラル教育の推進	情報モラル研修実施学校数	全小中学校
安全対策の確保	防犯訓練・避難訓練実施学校数	全小中学校

◆成果指標

指標	R11 目標
学校が楽しいと感じる小学生（5・6年生）中学生（2・3年生）の割合	80%

基本目標 7 地域における子育て支援サービスの充実

(1) 地域における子育て支援拠点の充実

◆施策の方向性

子育て交流センターは、親子の遊びや交流の場を提供するとともに育児等の相談を受け、関係機関等との連携により様々な支援を行っています。本町では、児童館機能もあわせもち、乳幼児期から学童期まで幅広くこどもと親の支援を行っています。子育て交流センターを子育ての拠点として、様々な子育て支援サービスの充実を図ります。

◆主な取り組み

①子育て交流センター機能の充実

子育て交流センターに、児童館、ファミリー・サポート・センター事業、育児サークル等の支援機能を集約し、こども家庭センターと連携を図りながら総合的な相談・支援体制の強化を図ります。

②子育て交流センターを拠点とした子育て支援の充実

ベビーニコニコ広場をはじめ、積み木や造形活動を通し、親子で体験できる活動『わくわく広場』の開催や食育活動、子育てに関する講習会等を行います。児童館事業では、遊びや交流の場を提供するとともに特別活動として、館外活動などを通じ、日ごろ体験できない活動を通して、こどもの健やかな成長を支援します。また、こどもの情緒や想像力を高めるためのブックスタート事業では、絵本の配布や保健師・母子保健推進員・こども園・図書司書等と連携し、乳幼児健診の場やこども園等において絵本の読み聞かせを行い、絵本を通しての保護者とこどもの触れ合いを推進します。

◆個別事業の指標

取り組み	指標	R11 目標
子育て交流センター機能の充実	年間延べ利用者数	10,000 人
子育て交流センターを拠点とした子育て支援の充実	わくわく広場開催回数	50 回
	子育てに関する講習会数	6 回
	特別児童館事業実施回数	3 回

(2) 地域子ども・子育て支援事業の推進

◆施策の方向性

子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て支援事業の推進を図ります。事業の推進・評価は、子ども・子育て支援会議において実施します。

(3) 子育て支援のネットワークづくり

◆施策の方向性

少子化や就労状況の多様化等社会環境の変化により、家族・保護者・地域のつながりが希薄化し、子育てを通じて共に成長できる取り組みが必要となっています。子ども・親・家族、また、子育て支援を担う関係者・関係機関がつながり、地域ぐるみで子育てをする意識の醸成に努めます。

◆主な取り組み

①**家族のつながり・教育力の向上**

こども園・学校等において、家族ぐるみで参加できる場づくりを推進します。また、親と祖父母等との子育て方法の共有を図り、子育てを通じた家族のつながり・教育力の向上に努めます。

②**地域のつながり・教育力の向上**

子育て家庭に対して、きめ細やかな子育て支援を行うには、地域のつながりが重要です。チャムチャムクラブをはじめとする子育てグループ支援を行うとともに子育て支援者と子育て家庭のつながりとして、ファミリー・サポート・センター事業で、おねがい会員とまかせて会員の交流会等を実施します。また、子育て支援を担う関係者・関係機関等の交流会・研修会を実施し、地域ぐるみでの子育て支援の意識の醸成を図り、地域で子育てをサポートしてくれる方の発掘に努め、活動が積極的に行われるように支援します。

さらに、各地域で行う多世代食堂（ふれあい地域食堂）等と連携し、地域のつながりづくりも推進します。

◆個別事業の指標

取り組み	指標	R11 目標
地域のつながり・教育力の向上	子育て関係者等の交流会開催回数	2回
	多世代食堂参加延人数（内こども）	1600人 （600人）

◆成果指標

指標		R11 目標
子育ての環境や支援の満足度が高い保護者の割合	就学前	50%
	小学生	50%
子育てが地域や社会で支えられていると感じる保護者の割合	就学前	80%
	小学生	80%



基本目標 8 配慮を要する子ども等へのきめ細やかな取り組みの推進

(1) 要保護児童への対応等きめ細やかな取り組みの推進

◆施策の方向性

児童虐待の予防、早期発見、早期対応に努め、緊急時に児童相談所の介入がすみやかにできるように定期的に児童相談所、西部保健所地域福祉室、警察、行政等で組織する「九重町要保護児童対策地域協議会実務者会議」を開催し、要保護世帯についての情報の共有化に努めるとともにそれぞれの担う役割を明確にし、系統立てた対応に努めます。

また、家庭における子育て支援施策として母子保健事業を行い、妊娠期からの子育て期まで切れ目ない支援や広報活動、社会的養護施策との連携により要保護児童へのきめ細やかな対応の取り組みを推進します。

◆主な取り組み

①児童虐待防止対策の充実

こども家庭センターの活動内容の充実を図り、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を行います。児童虐待防止のための広報・啓発を行い、虐待の予防、早期発見・早期対応に努めます。また、虐待防止のためには、こどもの権利を擁護するという観点が重要です。体罰や暴力がこどもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育ての理解が広まるよう啓発を行います。

要保護児童対策地域協議会においては、虐待の対応のみならず、虐待の防止のために関係機関と連携した支援体制を構築します。

②児童虐待発生時の迅速・的確な対応

要保護児童対策地域協議会において、情報の収集・共有を図り、それぞれの機関で役割分担し、支援を行います。

町は、要保護児童対策地域協議会の調整機関として、専門的な職員を配置するとともに、研修会等へ参加し、職員の育成に努めます。

児童相談所との連携を図り、発生時の迅速・的確な対応に努めます。

③社会的養護との連携

親の疾病等により家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合、児童養護施設等と連携し、子育て短期支援事業を実施します。また、一時預かり事業・子育て支援短期支援事業に加え子育て世帯訪問支援事業、親子関係形成支援事業、児童育成支援拠点事業を実施します。

◆個別事業の指標

取り組み	指標	R11 目標
児童虐待防止対策の充実	虐待に関する広報の回数	3回
児童虐待発生時の迅速・的確な対応	要保護児童対策地域協議会開催回数	13回以上

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

◆施策の方向性

年々増加する傾向にあるひとり親家庭等の現状を把握しつつ、自立、就業及び経済的な支援策を柱に総合的かつ計画的な福祉サービスの充実に努めます。

県、民生児童委員・主任児童委員等と連携をとりながらそれぞれの家庭の困りを個別ケースとして把握しながらひとり親家庭等へのきめ細かなサービスの提供を図るとともに児童の健全な育成に努めます。

◆主な取り組み

①自立就業支援

日田公共職業安定所との協定書に基づき、日田公共職業安定所による求人情報の提供や職業相談、職業紹介等を実施します。

②経済的支援等

各制度の対象者にわかりやすく掲示、配布を行います。

◆個別事業の指標

取り組み	指標	R11 目標
自立就業支援	就業相談会開催回数	1回

(3) 障がいのある子どもへの取り組みの推進

◆施策の方向性

妊婦や乳幼児・学校の健康診査の充実を図り、発達遅れや障がいの早期発見ができる体制づくりを行い、適切な医療や支援が受けられるよう相談事業をはじめとする支援体制の確立を図ります。教育面においては、障がいのある子どもたち一人ひとりの教育ニーズに応じた教育を展開していくために、保護者、医療機関、こども園、学校等が正しく障がいの状況を理解する取り組みを推進します。

また、障がいのある子どもや発達遅れのある子どもが、自立を目指して身近な地域で安心した生活を送るために、継続的な保健、医療、福祉、教育等の連携と施策の連動を積極的に推進します。

◆主な取り組み

①**早期発見・早期治療・早期療育の推進**

1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、5歳児健康診査においては、健康診査内容の充実を図り、早期発見・早期治療・早期療育につながるよう、また、親とともに子どもの発育を支援できるよう努めます。

あらゆる関係機関で、支援を必要とする子どもの早期発見・早期治療・早期療育につながる視点が持てるよう研修会等の実施や参加により、職員の知識・技術の向上に努めます。

②**保健・医療・福祉・教育の連携強化**

障がい等により支援が必要な子どもの健やかな発達のためには、支援する従事者が同じ方向性をもって取り組む必要があります。個別支援会議等の実施など、保健・医療・福祉・教育が連携した支援に努めます。

「発達支援ファイル」を活用し、就学前から就学にスムーズにつながるよう関係者が連携した支援に努めます。

③各種給付・助成事業の実施及び福祉サービスの充実

障がい者（児）福祉団体への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・郡内の障がい児を持つ親の会「たんぼぼの会」等の活動の支援
各種給付・助成事業等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・特別児童扶養手当の支給 ・育成医療の給付 ・小児慢性特定疾患の医療費助成 ・重度心身障がい者医療費の助成 ・障がい児福祉手当の支給 ・補装具の給付・修理 ・日常生活用具の給付・貸与
相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのあるこどもを対象とした相談窓口の設置
福祉サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護（ホームヘルプサービス） ・短期入所（ショートステイ） ・児童デイサービス
基幹相談支援センターの設置	<ul style="list-style-type: none"> ・困難な事例にも対応できる体制を構築
地域自立支援協議会の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児支援のあり方を地域として検討

◆個別事業の指標

取り組み	指標	R11 目標
早期発見・早期治療・早期療養の推進	4歳児健康相談会参加率	100%

◆成果指標

指標	R11 目標
児童相談所における児童虐待対応件数	10件以内

(4) ヤングケアラーへの支援

◆施策の方向性

ヤングケアラーは、家庭内の役割として捉えられ、本人や家族に自覚がない場合があり、問題が表面化しにくいことから、見逃すことなく必要な支援につなぐ必要があります。

本人や家族、地域の関係機関との「対話」を大切にするという基本的な姿勢の下、ヤングケアラーの認知度向上・理解促進、の相談体制の充実を図ります。

また、ヤングケアラー支援のための地域連携ネットワークを構築し、特定分野の関係部署や関係機関が単体で行うのではなく、支援に携わる各分野の関係部署や関係機関のほか、地域の支援者とも連携を図ることで、必要な支援につなげます。

◆主な取り組み

①早期発見・支援

ヤングケアラーに関する普及啓発を行うとともに、教育、福祉、介護等の関係機関と連携を強化し、早期発見・支援につなげます。

②実態把握

ヤングケアラーの実態把握に努めます。

③研修等の実施

関係機関・団体等の職員に対し、ヤングケアラー支援について理解を深めるための研修等の実施を検討します。

④相談支援体制の整備

関係機関と多職種の専門職等が連携して、対応する相談支援体制の整備に努めます。

◆成果指標

指標	R11 目標
ヤングケアラー対応件数	10 件以内

(5) こどもの貧困対策の推進

◆施策の方向性

親の経済的貧困は、こどもから学習や体験の機会を奪うことにつながります。これらの教育機会の格差はこどもの学力格差や進学格差を生み、将来的には職業選択にも影響を及ぼすことが考えられます。このような貧困の世代間連鎖を解消するためにも「就学援助」などの経済的な支援のほか、大人との多様な人間関係の中で自発的な学習習慣を身に付けることができる教育の支援が求められています。

保護者の精神的な状況はこどもに与える影響も大きいと考えられることから、包括的な相談体制を図り、そして生活の安定と向上のために、保護者への就労支援の充実を図ります。

◆主な取り組み

①子育て世帯への経済的支援と制度の周知

子育て世帯への経済的な負担軽減のため、こども医療費の助成、多子世帯等の保育料等の軽減を図り、制度について各媒体により周知します。

また、様々な経済的支援の制度について、子育て支援に関する情報誌や広報紙・ホームページ等で周知します。

②保護者への就労支援

保護者の就労について、ハローワーク等と連携し、個々の状況等に応じた就労支援を行います。

③就学援助事業及び奨学金事業

経済的理由等により就学困難な方に対して、必要な費用を援助します。

また、就学の途を開き、有用な人材を育成することを目的として学業に必要な資金の貸し付けを実施します。

さらに、国や社会の発展に貢献することが期待できる本町のこども達が経済的理由により進学を断念することがないように、奨学金事業を行います。

④相談支援体制の整備（再掲）

関係機関と多職種の専門職等が連携して、対応する相談支援体制の整備に努めます。

⑤地域との連携による支援

地域で活動している団体等と連携し、こどもとその保護者の支援や見守り等の取り組みを行います。また、地域で活動しているこども食堂に助成を行います。

◆成果指標

指標	R11 目標
こどもの貧困対応件数	7件以内

基本目標9 こどもを巻き込む事故・犯罪0の取り組みの推進

(1) こどもを巻き込む事故・犯罪0の取り組みの推進

◆施策の方向性

妊産婦や乳幼児連れ、こどもたちが安心して移動できるように国や県の施策に準じて道路交通環境の整備に努めます。また、交通安全意識の高揚を図るため、交通指導員や各地区交通安全協会会員を中心に地域ぐるみの交通安全運動の推進を図ります。

こどもを犯罪等の被害から守るために、学校・家庭・地域に加え警察等の関係機関と連携し、犯罪0の取り組みを推進します。

◆主な取り組み

①交通安全教育の推進

交通安全意識の高揚を図るため、学校・家庭・職場等の地域において交通指導や各地区交通安全協会を中心とした交通安全運動の推進を図ります。また、出生時にチャイルドシート等の購入補助を行い、チャイルドシート着用の徹底を推進します。

②安全な道路交通環境の整備

学校やこども園において、通学路点検を行うとともに、特に事故の危険性が高い道路においては関係機関と連携し、計画的な整備に努めます。

③こどもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

学校・家庭・地域に加え、警察等の関係機関と連携した取り組みを推進します。学校、保護者、青少年健全育成協議会と連携した登下校時のあいさつ運動・見守り活動やまもめーる登録の推進に努め、地域全体での見守り活動の推進に努めます。

◆個別事業の指標

取り組み	指標	R11 目標
交通安全教育の推進	交通安全教室実施施設数	全小学校
安全な道路交通環境の整備	通学路点検実施施設数	全小学校
こどもを犯罪等の被害から守るための活動	校区ごとあいさつ運動実施箇所数	全小学校

◆成果指標

指標	R11 目標
こどもを巻き込んだ犯罪の発生数	0 件
こどもを巻き込んだ交通死亡事故発生数	0 件



基本目標 10 仕事と子育ての両立支援

(1) 仕事と子育ての両立支援

◆施策の方向性

子育て中の保護者が仕事と家庭生活の調和を取り、こどもに向き合う余裕を持てるよう支援するために、国や県と連携し、住民への周知を図ります。また、プレ★パパママ教室や男性が参加しやすい学校活動の実施等により男性の育児参加の促進に努めます。

◆主な取り組み

①広報やホームページを活用した啓発

国や県と連携した広報やホームページによる情報発信に努めます。

②男性向け育児講座の開催

プレ★パパママ教室や男性が参加しやすいPTA活動の実施等により男性の育児参加の促進に努めます。

◆個別事業の指標

取り組み	指標	R11 目標
広報やホームページを活用した啓発	広報掲載回数	2回
男性向け育児講座の開催	プレ★パパママ教室	2回

◆成果指標

指標		R11 目標
母親も父親も同じように子育てを行うと答えた母親の割合	就学前	50%
	小学生	50%

基本目標 1 1 子育て家庭への経済的支援

(1) 子育て家庭への経済的支援

◆施策の方向性

子育てにおける各種の経済的支援制度を周知・運用することによって、こどもを育てる家庭の負担を軽減します。

◆主な取り組み

施策	内容
①出産祝金事業	九重町に居住する若者に対し、出産祝金の給付事業を実施することにより、本町へ定住する意識を高めるとともに活力あるまちづくりを推進し、福祉の増進を図ります。
②子育て関連用品購入助成事業	子育て関連用品の購入に対し助成を行うことで出生時の経済的な負担軽減を図ります。
③育児助成金事業	農林業者や自営業者など育児休業給付金を受けることのできない方に対し、出産から1年間助成金を給付
④入学・新生活応援支援金	中学校を卒業する児童の保護者へ支援金を給付
⑤インフルエンザ予防接種費用助成事業	生後6か月以上中学校3年生以下のこどもに対し、インフルエンザワクチンの接種費用の一部を助成
⑥子ども医療費助成事業	高校生までのこどもの医療費について、保護者の経済的負担軽減のため助成
⑦特定教育・保育施設等利用者給食費補助金	特定教育・保育施設等に在籍する3～5歳児の主食費・副食費の助成を行う
⑧にこにこ保育支援事業	特定教育・保育施設に在籍する0～2歳児で第2子以降の児の保育料（全額）の助成を行う
⑨子育て世帯リフォーム支援事業	こどものための住宅リフォーム工事に対して、要する費用の一部の助成を行い、子育てのための改修工事を行う住宅の所有者等に対し、補助金を交付することにより子育て世帯の住環境の向上を図る。
⑩多世帯同居リフォーム支援事業	多世帯で同居するために必要となるリフォーム工事に要する費用の一部を助成を行い、多世帯で同居するための改修工事を行う住宅の所有者等に対し、補助金を交付することにより多世帯で同居する世帯の住環境の向上を図る。



第5章 子ども・子育て支援事業計画

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1. 教育・保育の提供区域について

(1) 教育・保育提供区域の考え方

- ①地理的条件、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための整備状況その他の条件を勘案したものである。
- ②地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となる。
- ③地域子ども・子育て支援事業と共通の区域設定とすることが基本となるが、実態に応じて区分又は事業ごとに設定することができる。

(2) 教育・保育提供区域を設定するに当たっての留意事項

ポイント① 事業量の調整単位として適切か	ポイント② 事業の利用実態を反映しているか
<ul style="list-style-type: none">●児童数や施設数は適切な規模か●区域ごとに事業量の見込みが算出可能か●区域ごとに確保策を打ち出せるか	<ul style="list-style-type: none">●居宅より容易に移動することが可能か●区域内で事業の確保が可能か●現在の事業の考え方と合っているか

(3) 教育・保育提供区域について

子ども・子育て支援法第61条第2項第1号に掲げる教育・保育の提供区域を東飯田、野上、野矢、准園、南山田の小学校区を1つの区域とし、飯田小学校区をもう1つの区域と設定します。

2. 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、こども及びその保護者が教育・保育給付を受ける場合は、こどもの年齢や保育の必要性に応じた認定（法第19条）を受けることが必要となっています。一方、市町村は、保護者の申請を受け、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給することとされています。

なお、認定区分の類型は大きく3つに分かれ、それぞれに利用できる施設や事業が異なります。

【認定の区分】

認定区分	対象	保育の必要性の有無	主な利用施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上	必要としない	幼稚園 認定こども園
2号認定 (保育認定)	満3歳以上	必要とする	保育所 認定こども園
3号認定 (保育認定)	満3歳未満	必要とする	保育所 認定こども園 地域型保育事業

また、保育の必要性の認定に当たっては、(1) 保育を必要とする事由（保護者の就労・疾病など）、(2) 保育の必要量（保育標準時間、保育短時間の2区分）、(3) 「優先利用」への該当の有無（ひとり親家庭、生活保護世帯など）の3点が考慮されます。

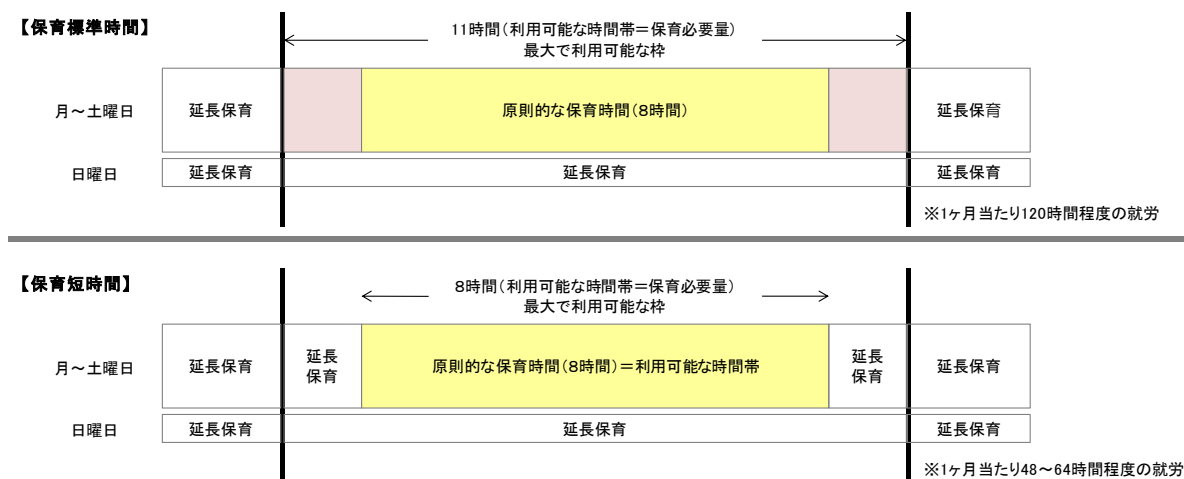
(1) 保育を必要とする事由

- ① 就労
- ② 妊娠・出産
- ③ 保護者の疾病・障がい
- ④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動
- ⑦ 就学
- ⑧ 虐待やDVの恐れがあること
- ⑨ 育児休業取得中に、既に利用しているこどもがいて継続利用が必要であること
- ⑩ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

(2) 保育の必要量

保育の提供に当たって、主にフルタイムの就労を想定した「保育標準時間」と、主にパートタイムの就労を想定した「保育短時間」の2区分を設定し、この2つの区分の下、保育の必要性の認定を受けた上で、それぞれの家庭の就労実態等に応じてその範囲の中で利用することが可能な最大限の枠として保育必要量を設定しています。

【保育必要量のイメージ】（一般的な保育所のように月曜日～土曜日開所の場合）



(3) 優先利用への該当

- ① ひとり親家庭
- ② 生活保護世帯
- ③ 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
- ④ 虐待やDVの恐れがある場合など、社会的養護が必要な場合
- ⑤ こどもが障がいをもつ場合
- ⑥ 育児休業明け
- ⑦ 兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合
- ⑧ 小規模保育事業などの卒園児童
- ⑨ その他町が定める事由

3. 給付対象としての認可と確認

新制度における施設型給付または地域型保育給付の支給対象となる事業所については、「認可」と併せて「確認」を受けることが必要となっています。

本町においては、今後新たな事業所の参入等に対応できるよう、関係条例の整備を始め、必要な手続きを行います。

(参考) 認可と確認における根拠法と所管の関係

施設・事業			認可		確認	
			根拠法	所管	根拠法	所管
施設型	認定こども園	幼保連携型	認定こども園法	大分県	子ども・子育て支援法	九重町
		幼稚園型	幼稚園部分：学校教育法			
		保育所型	保育所部分：児童福祉法			
	地方裁量型					
	幼稚園	学校教育法				
	保育所	児童福祉法				
地域型		小規模保育	児童福祉法	九重町		
		家庭的保育				
		居宅訪問型保育				
		事業所内保育				

4. 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 量の見込みと確保方策の考え方

子ども・子育て支援法では、市町村が計画の中で教育・保育提供区域ごとに教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。本町では、町全体を2つの教育・保育提供区域とし、利用実績・ニーズ調査の結果等に基づいて事業ごとに「量の見込み」や「確保方策」をまとめました。

なお、本町には幼保連携型認定こども園が2か所あることから、こどものための教育・保育給付についての量の見込みと確保方策は、計画期間中に待機児童が発生することがないように、これらの施設を中心として提供していくこととします。

(2) 保育利用率の目標設定

子ども・子育て支援事業計画では、3号に該当するこどもについて、こどもの総数に占める保育の利用定員数の割合である「保育利用率」にかかる各年度の目標値を定めることとされています。この「保育利用率」の目標値については、以下のとおり設定しました。

①保育利用率とは

$$\text{3歳未満の保育利用率} = \frac{\text{3歳未満の利用定員数}}{\text{3歳未満の児童数}}$$

〔子ども・子育て支援法に基づく基本指針第2の二の2（一）〕

保育利用率：満3歳未満のこどもの数全体に占める認定こども園、保育所又は地域型保育事業に係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前こどもに該当する満3歳未満のこどもの利用定員数の割合。

②保育利用率の目標値の設定

各年度の保育利用率の目標値は、各年度の推計児童数に占める確保策の割合とします。

■保育利用率の目標値

区分	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①保育利用率目標値	111%	115%	118%	127%	140%
②保育利用率	111%	115%	118%	127%	140%
確保方策（利用定員数）	97人	97人	97人	97人	97人
推計児童数（3歳未満）	87人	84人	82人	76人	69人



[特定教育・保育事業]

① 1号認定（3～5歳）・・・幼稚園及び認定こども園の利用

■ ■ 量の見込みと確保方策 ■ ■

(単位：人)

九重町全体		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		10	8	7	7	6
②確保方策	特定教育・保育施設	15	15	15	15	15
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	合計	15	15	15	15	15
②－①		5	7	8	8	9

(単位：人)

飯田地区		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		2	2	2	2	2
②確保方策	特定教育・保育施設	5	5	5	5	5
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	合計	5	5	5	5	5
②－①		3	3	3	3	3

(単位：人)

東飯田地区、野上地区、野矢地区 淮園地区、南山田地区		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		8	6	5	5	4
②確保方策	特定教育・保育施設	10	10	10	10	10
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	合計	10	10	10	10	10
②－①		2	4	5	5	6

【確保の内容】

アンケート調査結果と利用実績に基づき見込み量を算出しています。希望者が円滑に施設を利用できるよう、ニーズに応じた提供体制の確保を図ります。



② 2号認定（3～5歳）・・・教育ニーズ

■■量の見込みと確保方策■■

(単位：人)

九重町全体		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		17	14	12	11	10
②確保方策	特定教育・保育施設	37	37	37	37	37
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	合計	37	37	37	37	37
②－①		20	23	25	26	27

(単位：人)

飯田地区		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		3	2	0	0	0
②確保方策	特定教育・保育施設	7	7	7	7	7
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	合計	7	7	7	7	7
②－①		4	5	7	7	7

(単位：人)

東飯田地区、野上地区、野矢地区 淮園地区、南山田地区		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		14	12	12	11	10
②確保方策	特定教育・保育施設	30	30	30	30	30
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	合計	30	30	30	30	30
②－①		16	18	18	19	20

【確保の内容】

アンケート調査結果と利用実績に基づき見込み量を算出しています。希望者が円滑に施設を利用できるよう、ニーズに応じた提供体制の確保を図ります。



2号認定（3～5歳）・・・保育ニーズ

■ ■ 量の見込みと確保方策 ■ ■

(単位：人)

九重町全体		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		87	74	62	57	54
②確保方策	特定教育・保育施設	111	111	111	111	111
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	合計	111	111	111	111	111
②－①		24	37	49	54	57

(単位：人)

飯田地区		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		16	11	6	5	4
②確保方策	特定教育・保育施設	18	18	18	18	18
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	合計	18	18	18	18	18
②－①		2	7	12	13	14

(単位：人)

東飯田地区、野上地区、野矢地区 淮園地区、南山田地区		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		71	63	56	52	50
②確保方策	特定教育・保育施設	93	93	93	93	93
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	合計	93	93	93	93	93
②－①		22	30	37	41	43

【確保の内容】

アンケート調査結果と利用実績に基づき見込み量を算出しています。希望者が円滑に施設を利用できるよう、ニーズに応じた提供体制の確保を図ります。



③ 3号認定（0～2歳）・・・保育所・認定こども園・地域型保育事業の利用

■■量の見込みと確保方策■■

【0歳】

(単位：人)

九重町全体		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		16	15	15	13	13
②確保方策	特定教育・保育施設	26	26	26	26	26
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	合計	26	26	26	26	26
②－①		10	11	11	13	13

【0歳】

(単位：人)

飯田地区		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		3	3	4	3	3
②確保方策	特定教育・保育施設	5	5	5	5	5
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	合計	5	5	5	5	5
②－①		2	2	1	2	2

【0歳】

(単位:人)

東飯田地区、野上地区、野矢地区 淮園地区、南山田地区		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		13	12	11	10	10
②確保方策	特定教育・保育施設	21	21	21	21	21
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	合計	21	21	21	21	21
②－①		8	9	10	11	11

【1歳】

(単位:人)

九重町全体		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		24	24	22	22	20
②確保方策	特定教育・保育施設	35	35	35	35	35
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	合計	35	35	35	35	35
②－①		11	11	16	16	15

【1歳】

(単位:人)

飯田地区		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		5	5	5	6	5
②確保方策	特定教育・保育施設	7	7	7	7	7
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	合計	7	7	7	7	7
②－①		2	2	5	1	2

【1歳】

(単位:人)

東飯田地区、野上地区、野矢地区 淮園地区、南山田地区		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		19	19	17	16	15
②確保方策	特定教育・保育施設	28	28	28	28	28
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	合計	28	28	28	28	28
②－①		9	9	11	12	13

【2歳】

(単位:人)

九重町全体		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		27	26	26	24	22
②確保方策	特定教育・保育施設	36	36	36	36	36
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	合計	36	36	36	36	36
②－①		9	10	10	12	14

【2歳】

(単位:人)

飯田地区		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		6	6	6	6	6
②確保方策	特定教育・保育施設	8	8	8	8	8
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	合計	8	8	8	8	8
②－①		2	2	2	2	2

【2歳】

(単位：人)

東飯田地区、野上地区、野矢地区 淮園地区、南山田地区		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		21	20	20	18	16
②確保方策	特定教育・保育施設	28	28	28	28	28
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	合計	28	28	28	28	28
②－①		7	8	8	10	12

【確保の内容】

アンケート調査結果と利用実績に基づき見込み量を算出しています。希望者が円滑に施設を利用できるよう、ニーズに応じた提供体制の確保を図ります。



5. 地域子ども・子育て支援事業の充実

[地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策]

① 利用者支援事業

■ ■ 量の見込みと確保方策 ■ ■

(単位：か所)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1
②－①	0	0	0	0	0

【確保の内容】

令和6年度に開設したこども家庭センターにおいて利用者支援事業を実施します。

② 地域子育て支援拠点事業

■ ■ 量の見込みと確保方策 ■ ■

(単位：人／回)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	
①量の見込み	390	374	366	339	308	
②確保方策	子育て支援 センター	390	374	366	339	308
	施設数 (か所)	1	1	1	1	1
②－①	0	0	0	0	0	

(※人／回：月間の利用人数×利用回数)

【確保の内容】

現状の利用実態に合わせた未就学児を対象とした見込み量を算出しています。地域子育て支援拠点事業は未就学児を対象とした事業です。ここのえ子育て交流センターで親子の遊びや交流の場を提供するとともに育児等の相談を受け、関係機関等との連携により様々な支援を行っています。こども家庭センターとも連携し、子育て支援の拠点として利用者支援等の様々な子育て支援サービスの充実を図ります。

③ 妊婦健康診査事業

■ ■ 量の見込みと確保方策 ■ ■

(単位：人回)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	574	518	462	420	378
②確保方策	574	518	462	420	378
②－①	0	0	0	0	0

(※人回：月間の利用人数×利用日数)

【確保の内容】

人口推計による出生数から妊婦数を見込み、妊婦1人あたりの健診回数14回として算出しています。母子ともに健やかな出産を迎えるために、健診費用の助成を引き続き実施します。

④ 乳児家庭全戸訪問事業

■ ■ 量の見込みと確保方策 ■ ■

(単位：人)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	45	41	37	33	30
②確保方策	45	41	37	33	30
②－①	0	0	0	0	0

【確保の内容】

人口推計により量の見込み、確保方策を算出しています。継続して実施する事業で、生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、こどもの発育状況の確認や不安や悩みを聞き、子育てに必要な情報提供を行います。また、母子保健推進員との同伴訪問により、保護者と地域のつながりを支援します。

⑤ 養育支援訪問事業

● 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

■ ■ 量の見込みと確保方策 ■ ■

(単位：人)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	3	3	3	3	3
②確保方策	3	3	3	3	3
②－①	0	0	0	0	0

【確保の内容】

訪問指導の実績等を勘案し量の見込みを算出しています。要保護児童対策地域協議会や乳児全戸訪問事業、健診等の保健事業から支援の必要な状況を把握し、養育に関する指導・助言等を行います

⑥ 子育て短期支援事業

■ ■ 量の見込みと確保方策 ■ ■

(単位：人日)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	2	2	2	2	2
②確保方策	子育てショ ートステイ	2	2	2	2
	施設数 (か所)	3	3	3	3
②－①	0	0	0	0	0

(※人日：年間の利用人数×利用日数)

【確保の内容】

疾病、出産等による入院、冠婚葬祭、災害または事故、精神的または身体的な理由等で休息をとる必要があり、こどもを一時的に養育できない場合に児童養護施設や乳児院でこどもを預かる事業です。各施設と連携し継続して実施します。3施設でサービスを提供することにより確保方策とします。

⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

■ ■ 量の見込みと確保方策 ■ ■

（単位：人日）

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		42	42	42	42	42
②確保方策	ファミリー・サ ポート・センタ ー事業	42	42	42	42	42
	施設数 (か所)	1	1	1	1	1
②－①		0	0	0	0	0

（※人日：年間の延べ日数）

【確保の内容】

子育て中の家庭を応援するために、こどもの預かり等の援助を受けることを希望する人（おねがい会員）と、援助を行うことを希望する人（まかせて会員）との相互に助け合う有償による事業です。現状の利用実態に合わせた量の見込みを算出しています。支援に結びつくように会員相互の交流会等を実施し、利用拡大のための会員募集及び周知に努めます。

⑧-1 一時預かり事業（幼稚園型）

幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

■ ■ 量の見込みと確保方策 ■ ■

（単位：人日）

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		580	493	412	376	361
② 確保 方策	一時預かり事業 (在園児対象型)	580	493	412	376	361
	施設数（か所）	2	2	2	2	2
②－①		0	0	0	0	0

（※人日：年間の利用人数×利用日数）

【確保の内容】

認定こども園において、在籍する園児に対し、教育時間の前後に保育を行う預かり保育事業です。3歳～5歳の人口のうち、現状の利用実態に合わせた量の見込みを算出しています。町内2園のこども園において継続して実施します。

⑧-2 一時預かり事業（幼稚園型以外）

□ 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）以外

■ ■ 量の見込みと確保方策 ■ ■

（単位：人日）

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		120	106	97	88	82
② 確保 方策	一時預かり事業（在 園児対象型を除く）	120	106	97	88	82
	施設数（か所）	2	2	2	2	2
②－①		0	0	0	0	0

（※人日：年間の利用人数×利用日数）

【確保の内容】

保育施設等を利用していない保護者にとって一時的に保育を必要とするニーズに応えるため、現状の利用実態に合わせた量の見込みを算出しています。引き続き、町内2園において実施します。

⑨ 延長保育事業

町内のこども園では標準保育時間で7時30分から18時30分まで保育を行っております。また、保育短時間認定についても16時から18時30分までの延長保育を行っております。今後、保育時間以外の延長保育事業については、国・県の方針や近隣市町村の動向を踏まえ、適切な対応を図ります。

⑩ 病児・病後児保育事業

■ ■ 量の見込みと確保方策 ■ ■

(単位：人日)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		840	756	680	621	579
②確保方策	病児・病後児 保育事業	840	756	680	621	579
	施設数 (か所)	1	1	1	1	1
②－①		0	0	0	0	0

(※人日：年間の利用人数×利用日数)

【確保の内容】

病児・病後児については町内では体調不良児対応型を実施しています。体調不良児対応型とは、児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所における緊急的、保健的な対応を図る事業で、引き続き実施していきます。



⑪ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

■ ■ 量の見込みと確保方策 ■ ■

（単位：人／年）

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み		157	159	165	154	153
	1年生	26	28	28	23	20
	2年生	29	25	28	28	23
	3年生	21	29	25	28	28
	4年生	34	21	29	25	28
	5年生	22	34	21	29	25
	6年生	25	22	34	21	29
②確保方策	放課後児童 健全育成事業	157	159	165	154	153
	施設数 (か所)	5	5	5	5	5
②－①		0	0	0	0	0

（※人／年：年間の利用実人数）

【確保の内容】

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童（小学生）を対象に、家庭に代わって、授業が終了した放課後、土曜日や長期休暇中に遊びや生活の場を提供し、指導員の支援のもと児童の健全育成を図る事業です。現状の利用実態に合わせた量の見込みを算出しています。放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後チャレンジ教室を一体的に実施、また、学校と放課後児童クラブが安全・安心して連続・継続して利用できるよう連携強化に努めます

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

今後も、国・県の方針や近隣市町村の動向を踏まえ、適切な対応を図ります。

⑬ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定子ども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。

今後も、国・県の方針や近隣市町村の動向を踏まえ、適切な対応を図ります。

児童福祉法改正による新事業の量の見込み

①子育て世帯訪問支援事業（新規）

家事・子育て等に対して不安や負担を抱えている子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問して家庭が抱える不安や悩みを傾聴し、家事・子育て等の支援を行うことで、家庭や養育環境を整え、虐待リスクの高まり等を未然に防ぎます。

【確保の内容】

国・県の方針や近隣市町村の動向を踏まえ、適切な対応を図ります。

②児童育成支援拠点事業（新規）

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図ります。

【確保の内容】

国・県の方針や近隣市町村の動向を踏まえ、適切な対応を図ります。

③親子関係形成支援事業（新規）

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ります。

【確保の内容】

国・県の方針や近隣市町村の動向を踏まえ、適切な対応を図ります。

子ども・子育て支援法改正による新事業の量の見込み

① 妊婦等包括相談支援事業（新規）

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図ります。

【確保の内容】

国・県の方針や近隣市町村の動向を踏まえ、適切な対応を図ります。

② 乳児等通園支援事業（新規）

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できることを目的とします。

【確保の内容】

令和8年度からの事業実施に向け、近隣市町村の動向を踏まえて、適切な対応を図ります。

③ 産後ケア事業（新規）

母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行います。

【確保の内容】

国・県の方針や近隣市町村の動向を踏まえ、適切な対応を図ります。

6. 産後の休業・育児休業後の施設の円滑な利用の確保

(1) 産後・育児休業者の現状

保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設を利用できるよう途中で育児休業を切り上げるケースや、年度当初に申込みをする状況が見られます。年度途中で入所を希望しても保育士不足等により受け入れる基準が満たされずに対応できないといった事例があり、喫緊の課題となっています。

(2) 円滑な利用の提供に向けた確保策

0歳児については、女性の労働状況の変化や核家族化により、保育量の拡充が求められています。また、育児休業後の復帰による1歳児の保育量の確保も必要です。

幼児教育・保育の二歳量確保は、民間と連携しながら展開していくべき子育て支援の重要な施策です。

一方で、0歳児と1歳児の受入れを増やすことは、民間事業者の経営効率による運営の安定の観点とは相反する面もあることから、公立保育所の役割や意義を確認しながら利用定員の設定を行います。利用を希望する保護者が、希望する時期から質の高い保育を利用できる環境を整えることを官民協働の目標とし、保育量の確保を図ります。

7. こどもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する 県施策との連携

(1) こどもの虐待防止対策の充実

養育に問題を抱え、支援を必要とする家庭を早期に把握するため、こども家庭センターを中心として民生委員・児童委員や主任児童委員、母子保健推進員をはじめとした地域住民との連携を強化し、こどもの虐待の発生予防を図るとともに、早期発見、早期対応に努めます。

また、児童相談所の権限や専門性を要する場合には、遅滞なく介入を求められるよう、日頃から関係機関との連携を強化し、密接な情報の共有を図ります。

① こどもの権利擁護

体罰によらない子育て等を推進するため、体罰や暴力がこどもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が社会で広まるよう、こども家庭センターや乳幼児健診の場、地域子育て支援拠点、地域子育て相談機関、保育所、学校等も活用して普及啓発活動を行います。また、保護者として監護を著しく怠ることは、ネグレクトに該当することを踏まえ、こどもを自宅や車内に放置してはならないことを母子手帳や乳幼児健診の機会などを活用し、周知します。

② 児童虐待の発生予防・早期発見

こどもの虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とするこどもや妊婦の家庭を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする場合には、養育支援訪問事業により速やかかつ適切な支援につなげるようにします。

また、こども家庭センターを中心として、医療機関とも効果的な情報の提供及び共有を行い、児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。

令和元年12月から、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」の通話料が無料化され、これまで以上にいち早く通告・相談ができる体制整備がなされました。住民に対し児童相談所虐待対応ダイヤル「189」を周知することで、地域で見守る仕組みづくりを強化します。

③ 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

ア 市町村における相談支援体制の強化

児童福祉法第十条の二の規定に基づき、並びに新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン（令和四年十二月十五日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）において全市町村が令和8年度までに全ての妊産婦、子育て世帯及びこどもへ一体的に相談支援を行う体制を整備できるよう取り組むとされていることを踏まえ、本市では令和6年4月より児童等に対する相談支援を行うこども家庭センターを設置し運用を開始しています。

イ 関係機関との連携強化

子ども・子育てに関する切れ目のない相談体制確立のため、こども家庭センターを要として、行政、保育・教育施設及びその他関係機関と連携して、こどもに関わる相談に対応しています。家庭児童相談員のほか、母子・父子自立支援員、子育て相談員や助産師を配置し、特定妊婦を含めた相談に対応できるよう体制を整えました。これら相談体制により、こどもの問題、家庭の問題の解消を目指し、安定した家庭で育ち、安心して社会生活を送ることができるよう環境整備に努めます。

また、こどもの虐待の発生予防、早期発見、早期対応のためには、支援に直結する相談体制のもと関係機関の連携並びに情報の収集及び共有により、子育て世帯への支援を行う必要があり、さらに、一時保護などの実施が適切と判断した場合や児童相談所の専門性や権限を要する場合には、児童相談所等へ速やかに通知を行うほか、適切に援助を求めつつ、相互協力と連携強化を図ります。

④ 社会的養護施策との連携

子育て支援のうち、社会的養護施策の推進については、児童相談所と連携し児童養護施設や里親等の子育て支援の活用を図ります。また、里親や児童養護施設等でこどもが健やかに成長するためには、行政、学校、民間団体等、地域の関係機関の理解と協力のほか、地域のなかで社会的養護が行えるよう里親の開拓や支援につながる広報・啓発を行い、支援体制を整備していく必要があります。

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立支援は、母子・父子自立支援員の専門性向上による支援体制の強化を図り、幼児教育・保育の利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針及びこれに即して子育て・生活支援策、就業支援策、経済的支援策を柱として総合的な自立支援を推進します。

(3) 障がい児施策の充実等

障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見並びに治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査の受診並びに学校における健康診査等の実施を推進することが必要です。また、障がい等により支援が必要なこどもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、育成医療費の給付のほか、年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育の適切な提供が必要です。

保健、医療、福祉、教育等の各種施策の連携により、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等、一貫した総合的な取組を推進するとともに、児童発達支援センター等による地域支援・専門的支援の強化や保育所等訪問支援の活用を通じて、特別な支援が必要なこどもとその家族等に対する支援の充実に努めます。

さらに、自閉スペクトラム症、限局性学習症（SLD）、注意欠如・多動症（ADHD）等の神経発達症のあるこどもには、その状態に応じて、可能性を最大限に伸ばし、こどもが自立して社会参加するために必要な力を養うため、教諭や保育士などこどもを支援する職員の知識の習得や資質向上を図る必要があります。

そして、保護者がこどもの障がいを特性として受容できるよう、早期に適切な相談が受けられる体制整備を図るとともに、地域の理解が得られ家族が孤立することなく子育てを行えるよう、社会的理解を促す啓発活動の推進に努めます。

保育・教育施設等においては、円滑な支援の提供のため、受入れ環境及び体制を整えるとともに、受入れに当たっては、保護者、行政、保育・教育施設等の関係者と必要な支援等について共通理解を深めるため、十分な情報共有と合意形成を図ることが求められます。

8. 労働者の職業生活と家庭生活との両立のために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

仕事と家庭を両立することができ、各々のライフスタイルに応じた多様な働き方ができる社会は、生活に潤いと豊かさをもたらすと考えられます。仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスの実現のため、職場での働き方や家庭での役割分担を選択できる環境の整備や、意識の醸成に継続的に取り組む必要があります。また、企業等民間団体に対しても、こうした取組の共通理解の促進や労働環境の整備に向けた啓発をしていく必要があると考えます。

(1) 働きやすい職場環境の整備

教育・保育の施設給付や地域子ども・子育て支援事業の充実等を通じて、市民一人ひとりがワーク・ライフ・バランスを実感できる環境づくりを進めます。

(2) 育児休業等制度の周知

企業等民間団体への制度の周知や、行政機関においても育児休業等を取得しやすい職場環境の醸成に努めます。

(3) ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発

誰もが働きやすい労働環境の改善に向けた各種啓発、情報提供に努めます。あわせて、子育て期間中を含めた男女双方の働き方の見直しについて、問題提起していきます。

9. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元(2019)年10月から実施されている幼児教育・保育の無償化に伴い、「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

子育てのための施設等利用給付にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を考慮しつつ、公正かつ適正な支給を担保できる給付を行います。

また、保護者の利便性向上等を図るための給付の方法や事務手続きの変更にあたり、引き続き対応するとともに、制度や申請手続きについての周知に努めます。



第6章 計画の推進に向けて

第6章 計画の推進に向けて

本計画を着実に推進するためには、町民一人ひとりが、次世代育成支援対策の必要性等について深く理解し、自らの問題として主体的に取り組む必要があります。

そのため、県や市町村はもとより、家庭や地域、こども園、学校、企業等がその機能に応じた役割を果たすとともに、相互に連携していくことが求められています。

1. 推進組織

本計画は、「ここのえ子ども・子育て支援会議」と「九重町次世代育成行動計画推進庁内会議」（以下「庁内会議」という。）を両輪として目標達成に向けて取組を推進します。推進組織の事務については、子育て支援課（以下「事務局」という。）が担うこととし、2つの会議が本計画推進にあたり、しっかりと機能するように調整等を行います。

（1）子ども・子育て支援会議

子ども・子育て支援法第77条第1項に規定する審議会その他合議制の機関として位置付けられている「ここのえ子ども・子育て支援会議」は、同項4項において当該市町村における子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査、審議することと定められていますので当該会議が中心となり、本計画を推進、見直していきます。

（2）庁内推進会議

本計画は、「九重町第5次総合計画」を上位計画としていること、「九重町まち・ひと・しごと総合戦略」の重要業績評価指標と密接な関係にあることから、庁内会議を組織し、事業の財源確保や効果等も考慮しながら子ども・子育て支援会議と併行して計画の推進、見直しを行います。

2. PDCAによる点検

行動計画の推進にあたっては、PDCAサイクルを確立し、各年度において計画の実施状況を把握・点検、見直しを行います。

i) 計画する(Plan)

推進組織は、本計画を基盤として、町民や事業者からの意見を踏まえ、年次目標を設定し、年次実施計画を策定します。

ii) 実行する(Do)

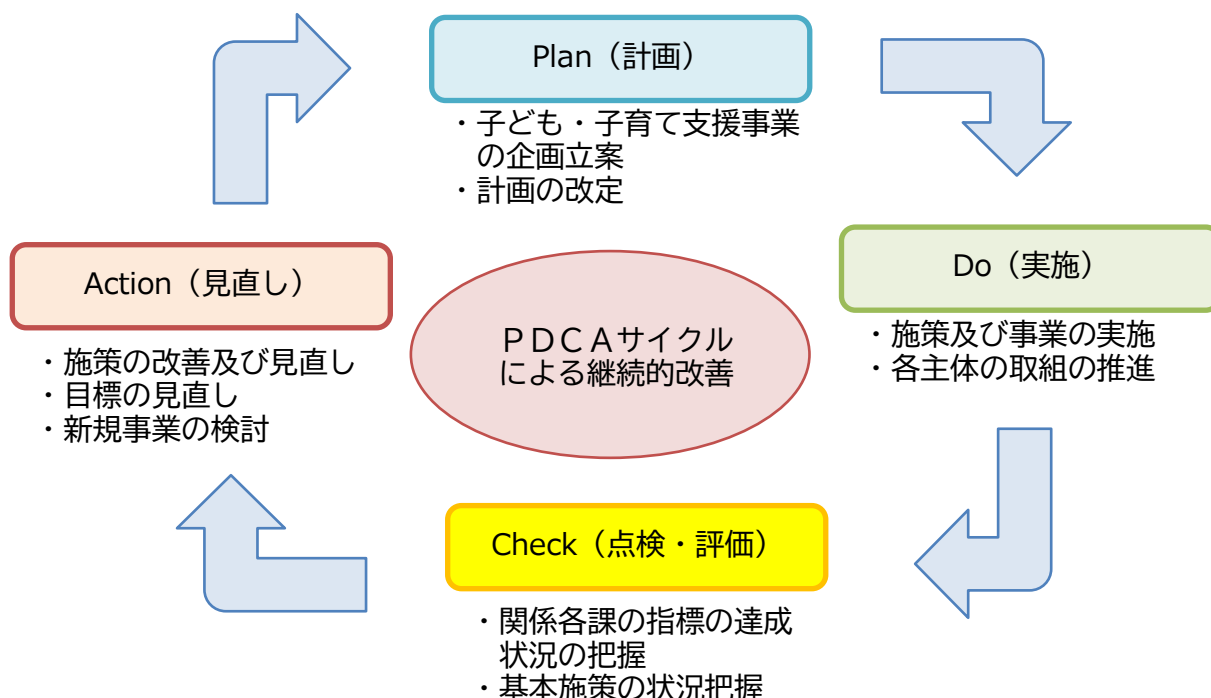
事業の実施者は計画の基本理念に基づき、各種施策を展開していきます。進捗状況については、事務局が、把握して必要に応じて推進組織に報告、調整を行います。

iii) 点検する・評価する(Check)

推進組織は、実施した取り組みについて内容の把握と分析を行い、相対的な評価と各数値目標の達成状況に関係機関へ周知するとともに広く住民に公表して意見を募ります。

iv) 見直す・改善する(Action)

推進組織は、点検・評価結果に対して寄せられた意見について検討し、実施計画への反映と、必要に応じて計画の見直しを行います。



* 1 PDCAサイクル：業務プロセスの管理手法の一つで、計画(plan)→実行(do)→評価(check)→改善(action)という4段階の活動を繰り返し行なうことで、継続的にプロセスを改善していく手法。

このえこども計画
第3期このえ子ども・子育て支援事業計画

令和7（2025）年度～令和11（2029）年度

令和7年3月

発行 九重町子育て支援課

〒879-4895

大分県玖珠郡九重町大字後野上8-1

電話(0973)-76-2111
